



0022347000

0022347-000

332. 2253-M494 t 2

東部吉林省經濟事情

南滿洲鐵道東亞經濟調查局

1928

ADC

昭和三年一月二十八日發行

昭和三年一月二十八日發行（每月一回一日發行）

東部吉林省經濟事情

經濟資料

第拾四卷 第貳號

滿洲鐵道株式會社

東亞經濟調查局發行

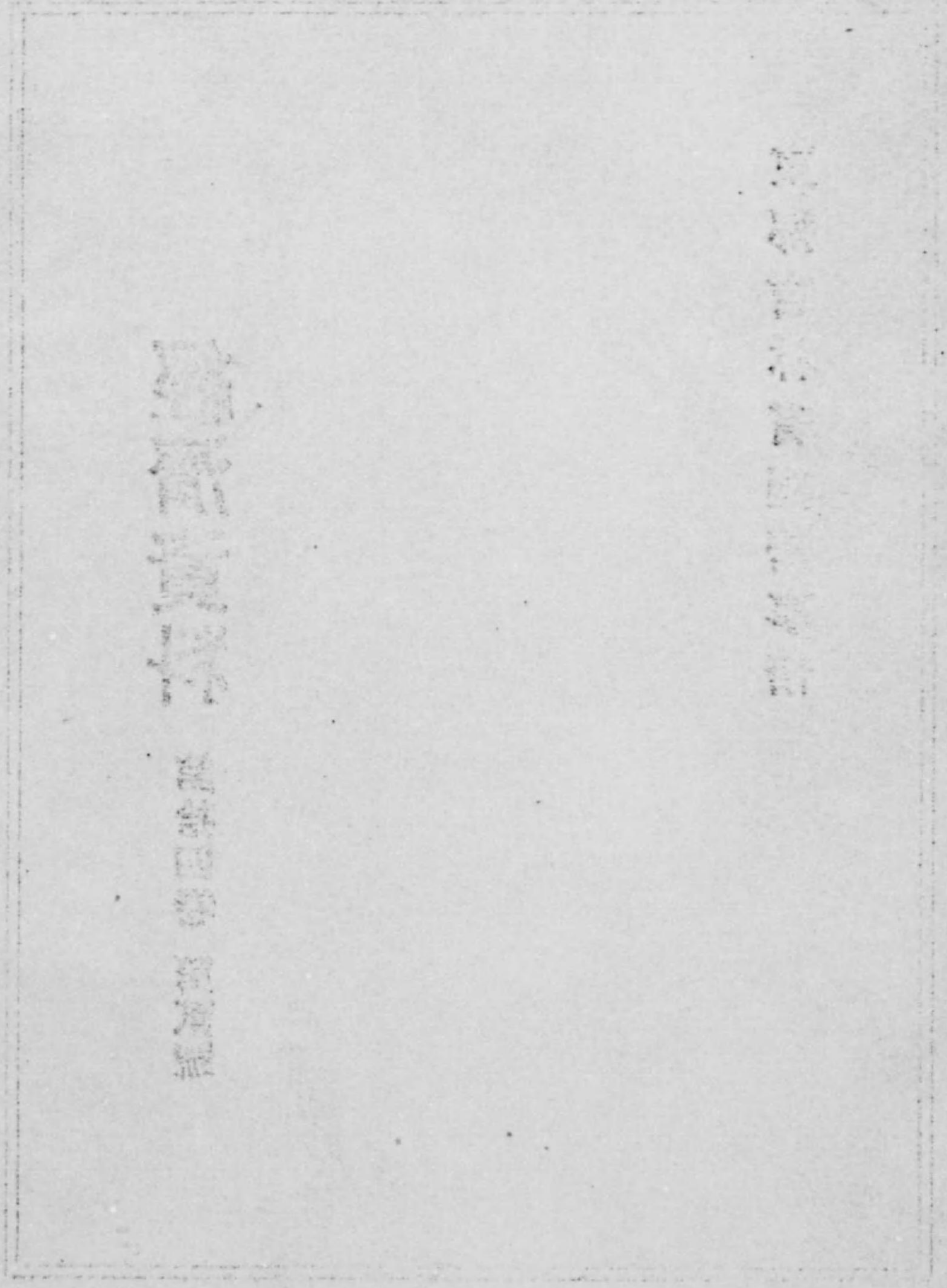


經濟資料

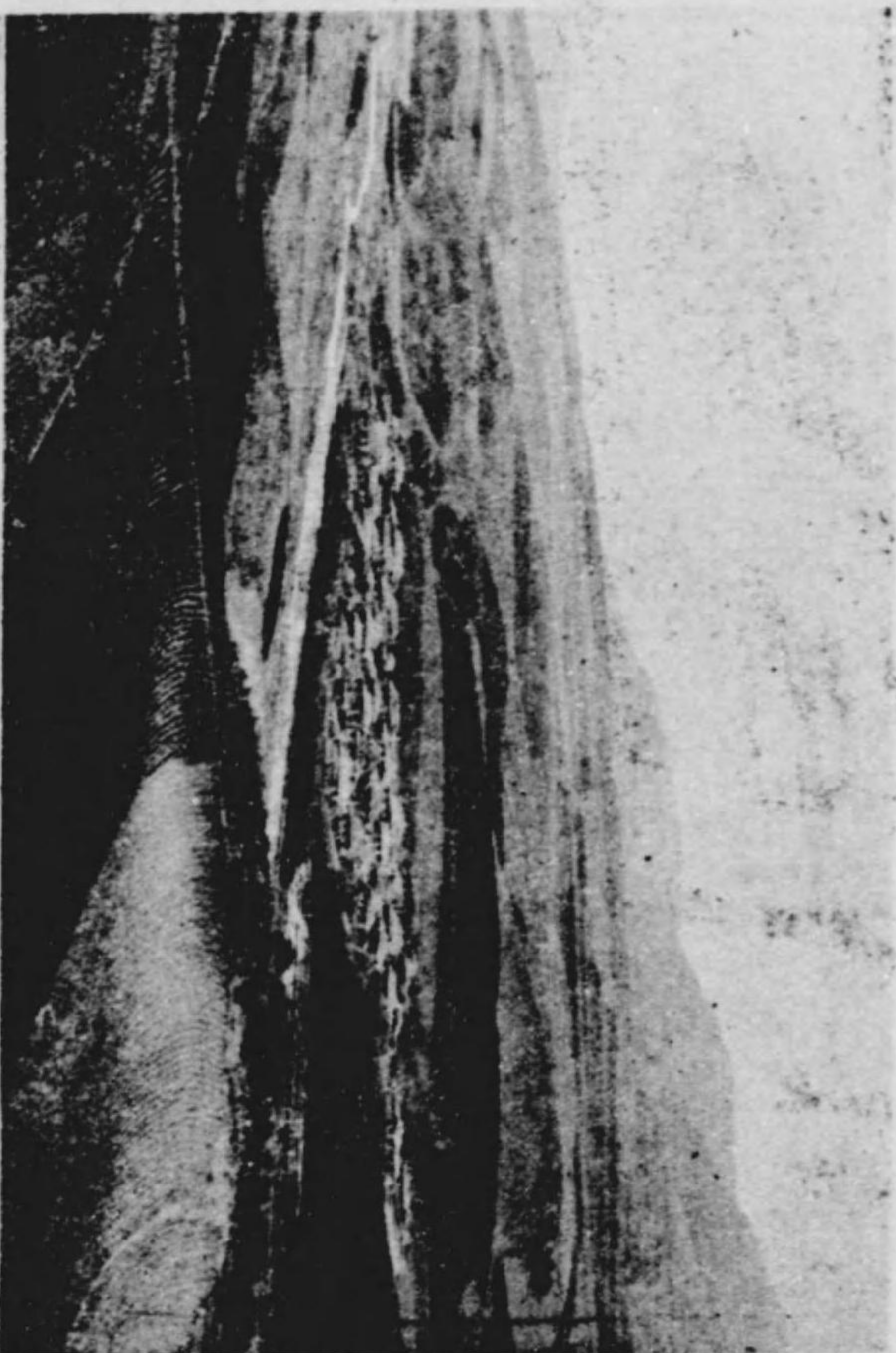
第拾四卷 第貳號

東部吉林省經濟事情

332.2253
M494t2



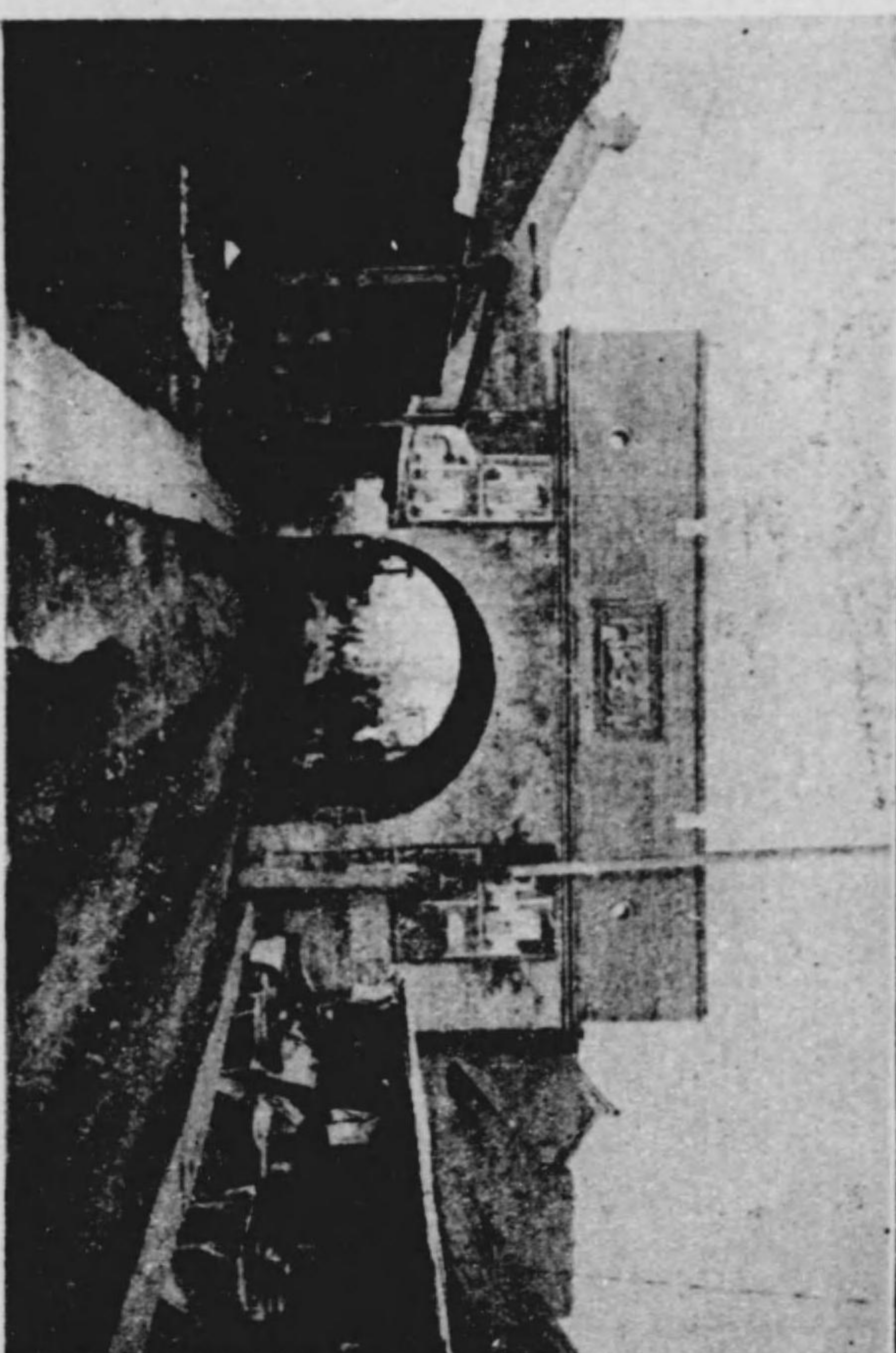
延吉縣依蘭滿朝鮮人部落



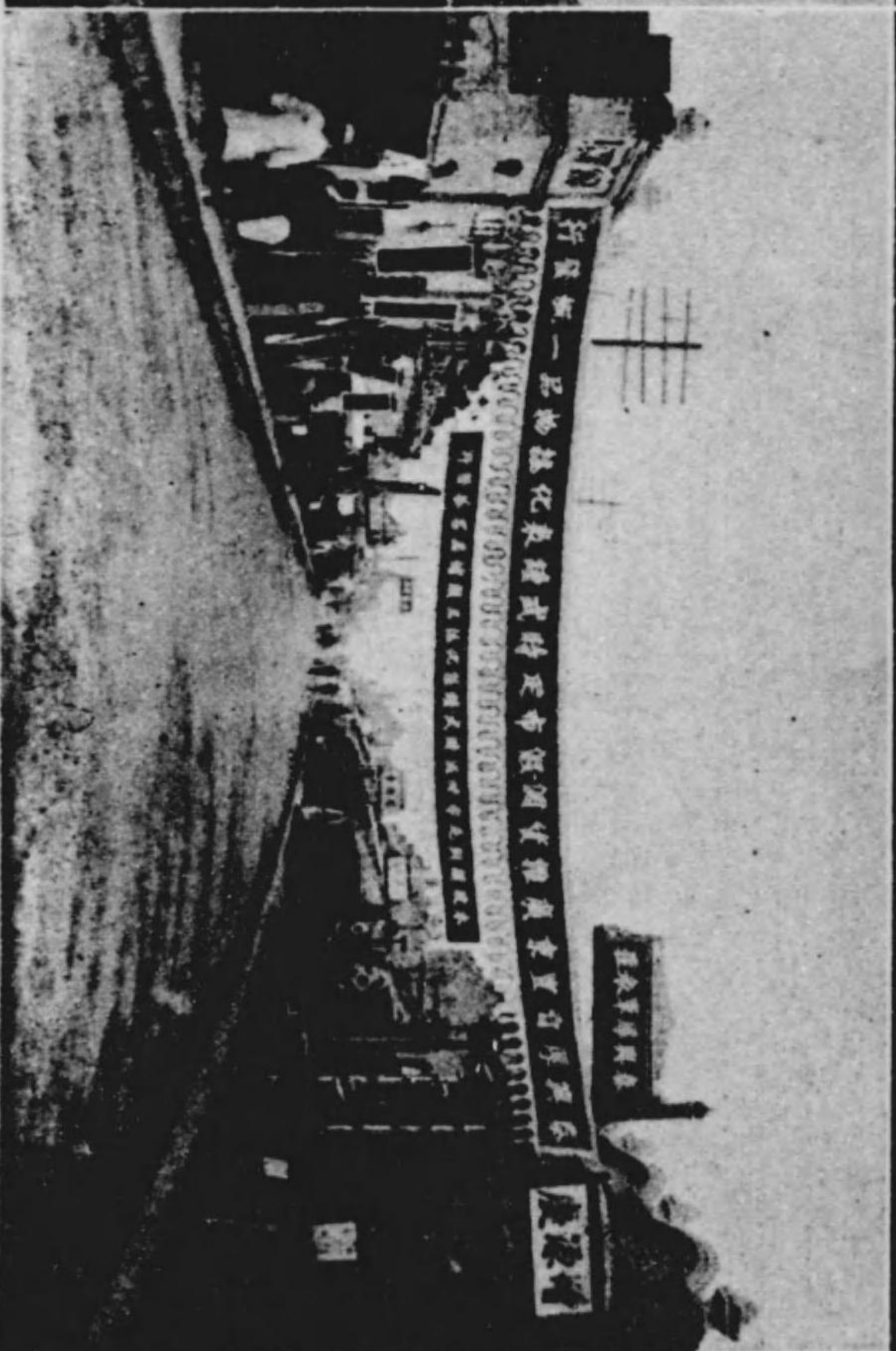
間島龍井村全景



琿春市街



吉林省延吉局子街市街



吉林省東部地方物運搬馬

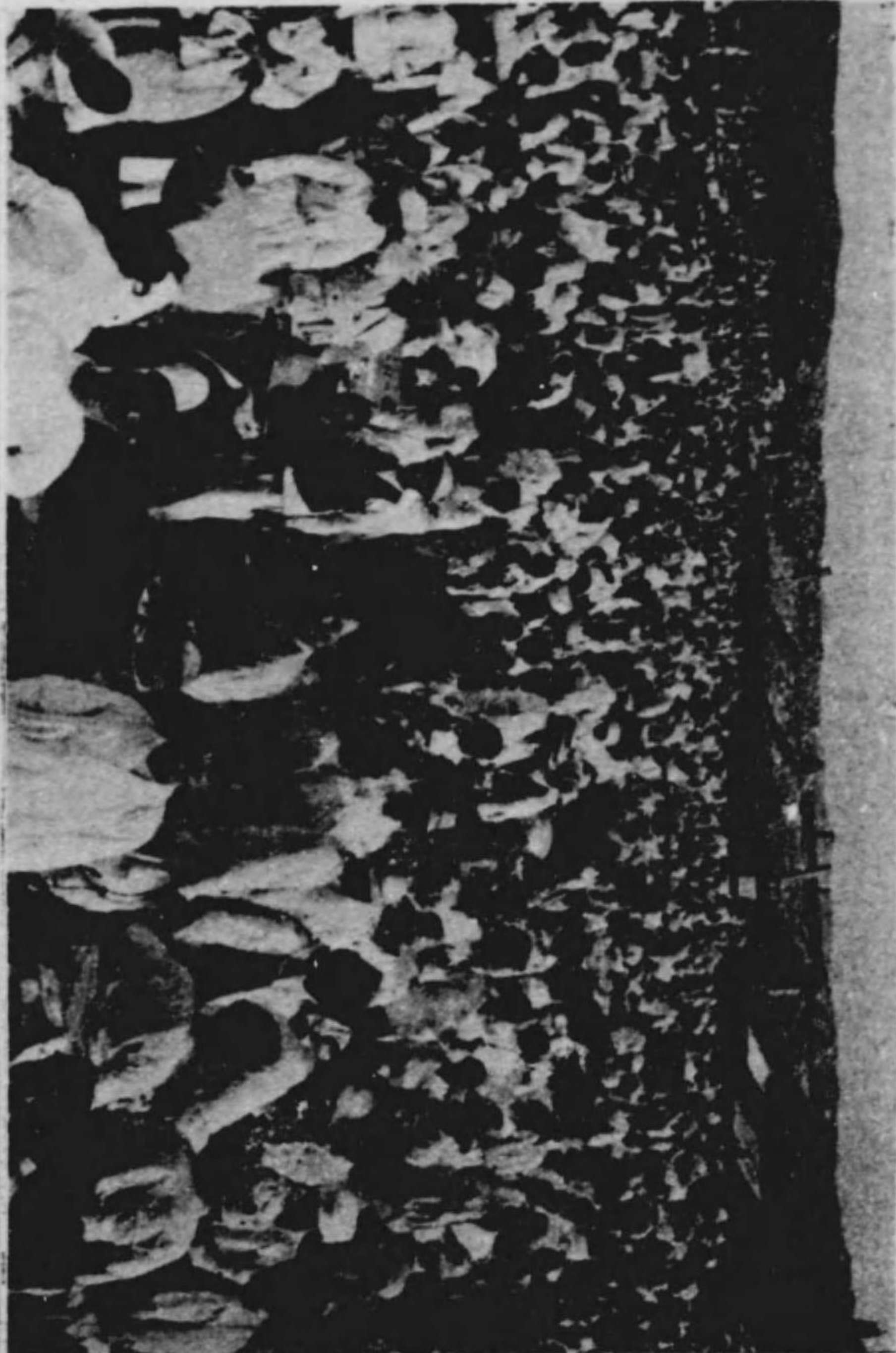
吉林省東部地方物運搬馬



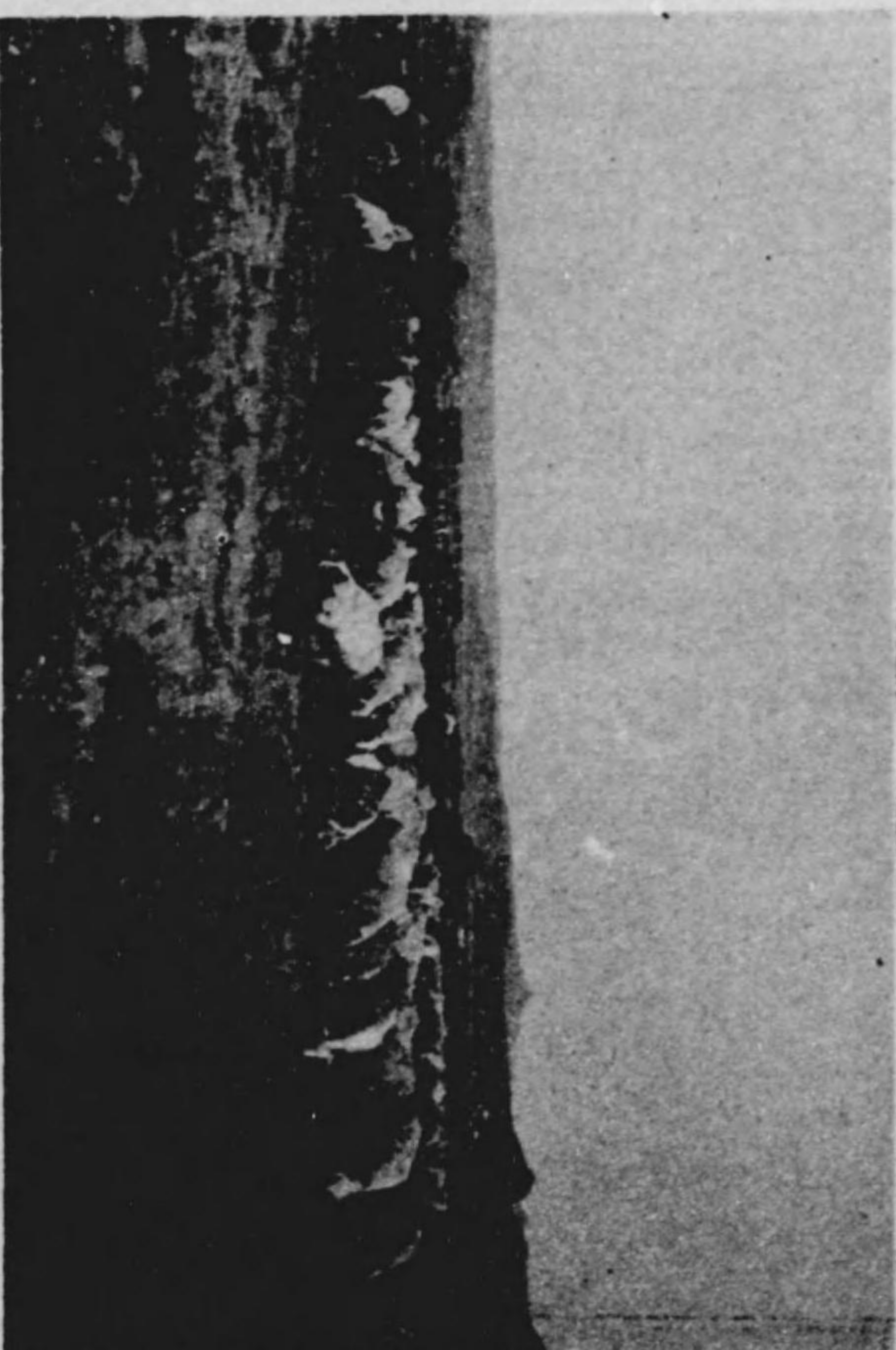
問島龍井村牛市

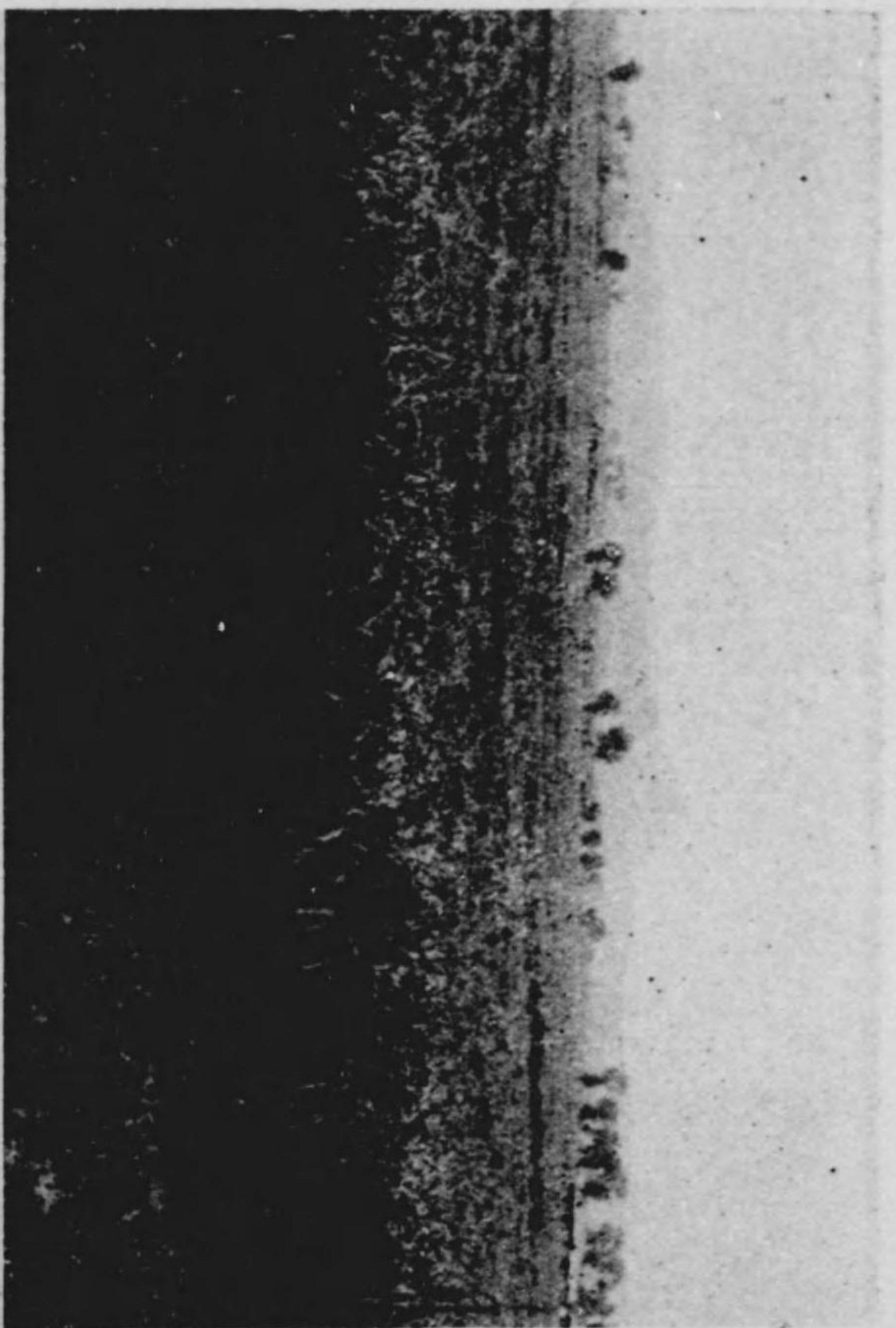


問島龍井村市場

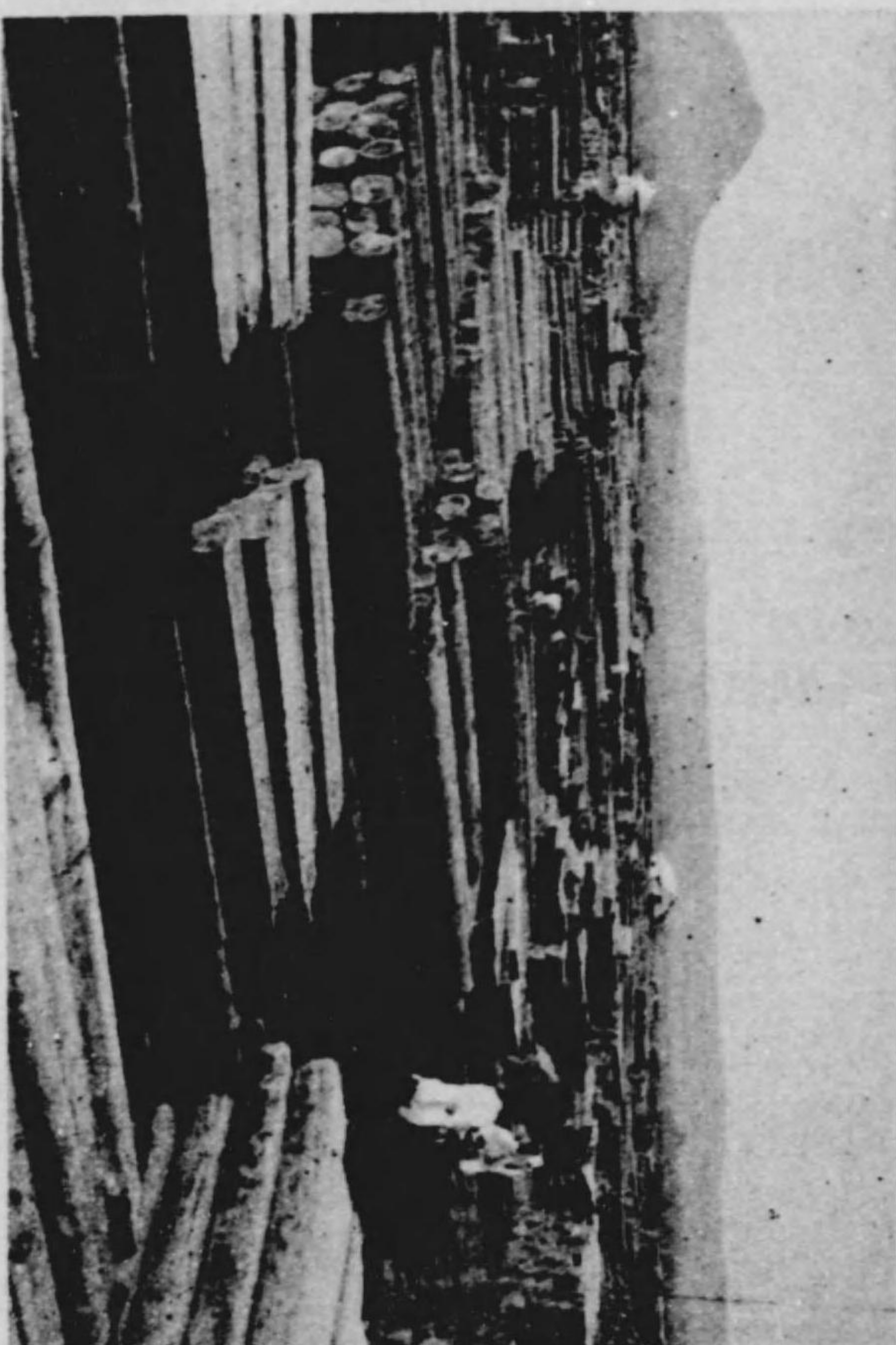


問島の綿羊





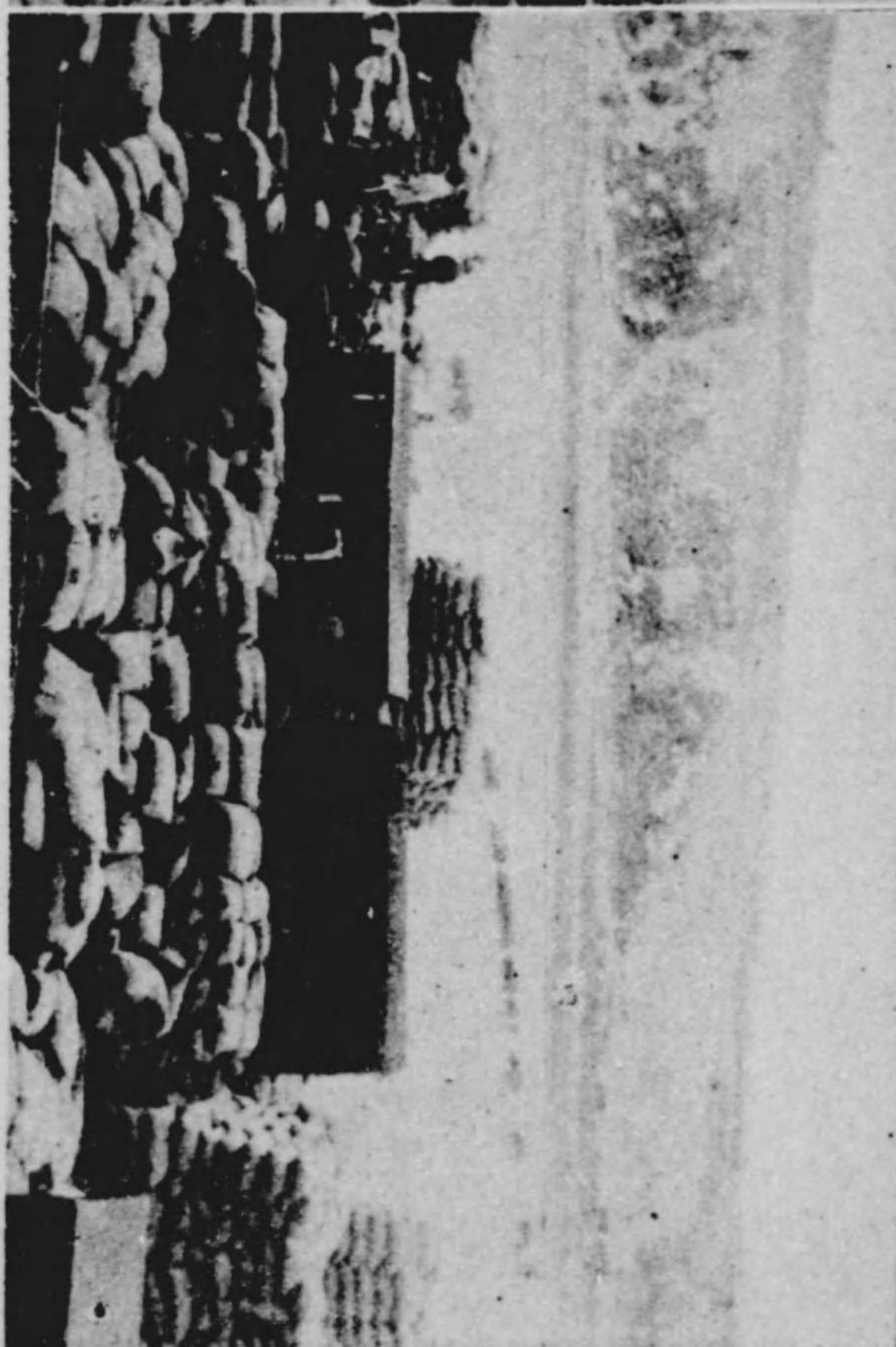
間島龍井村附近の水田



間島龍井村海關河畔木材の集積



間島地方の高梁(蜀黍)と粟



大正十四年上峰滞貨之阿們江水上運送

東部吉林省經濟事情



目次

第一章	序	(二)
第二章	間島及琿春地方(延吉、和龍、汪清及琿春縣)	(四)
第一節	沿革	(四)
第二節	位置及廣袤	(六)
第三節	地勢及地味	(七)
第四節	氣候	(八)
(一)	年平均氣溫	(八)
(二)	年中最高氣溫	(九)
(三)	平均氣溫の零下に降れる初日	(九)
(四)	初雪	(一〇)
(五)	降水量	(一〇)
(六)	風向	(一〇)
	平均氣溫表	(一一)

平均最高氣溫表	(二)
平均最低氣溫表	(一三)
月最高氣溫表	(一三)
月最低氣溫表	(一四)
最高及最低氣溫の極	(一六)
降雪及降霜	(一六)
降水	(一七)
降水日數表	(一八)
移住開拓の沿革	(二)
鮮人の移住	(三)
間島在留鮮人の分布	(三)
間島及琿春地方在住民の密度	(七)
間島琿春地方縣別内外人口表	(元)
間島琿春地方縣別在住朝鮮人本籍道別戶口表	(三〇)
内地人朝鮮人の増加狀況	(三)
間島及琿春地方内鮮人増加狀況調査表	(三)
同 縣別在住内地人本籍別戶口表(其一)	(三)
同 (其二)	(三)

第六節 耕地及未耕地	(三)
間島及琿春各地域地別面積概算表	(三)
間島地別地價概算表	(四〇)
間島各市街宅地各等百坪當地價概算表	(四)
第七節 土地制度	(四)
(イ) 土地計算法	(四)
地積法	(四)
(ロ) 度量衡法	(四)
新定權度法	(四)
(ハ) 地租	(四)
吉林財政廳國稅雜種稅徵收及滯納處分規則抄	(五〇)
(ニ) 小作	(五)
一、永代小作	(五)
二、短期小作	(五)
三、一年小作	(五)
第八節 農耕大要	(五)
(一) 農作法	(五)
(二) 主要作物に對する收支計算	(五)

イ、粟反當收支計算.....	(五)
ロ、大豆反當收支計算.....	(六)
ハ、大麥反當收支計算.....	(七)
ニ、小麥反當收支計算.....	(八)
ホ、高粱反當收支計算.....	(九)
ヘ、水稻反當收支計算.....	(一〇)
第九節 土地買收價格に對する反當益金の利廻表.....	(一一)
第九節 農作物.....	(一二)
(一) 主要穀類の主なるもの.....	(一三)
(二) 雜豆類の種別及用途.....	(一四)
(三) 主要特用農作物.....	(一五)
第十節 大正十五年間島輝春地方農業概況.....	(一六)
農作物作付面積及收穫高.....	(一七)
(一) 作付總反別.....	(一八)
大正十五年間島輝春地方作付反別表.....	(一九)
(二) 反當收穫高.....	(二〇)
大正十五年間島輝春地方反當收穫高表.....	(二一)
(三) 總收穫高表.....	(二二)

大正十五年間島輝春地方總收穫高表.....	(二三)
(四) 農戶數、土地所有の比、地主、自作、小作農.....	(二四)
大正十五年間島輝春地方農戶數、土地所有の比、地主、自作、小作農別表.....	(二五)
(五) 桑の作付.....	(二六)
大正十五年間島輝春地方桑畑作付反別本數表.....	(二七)
(六) 養蠶從業戶數.....	(二八)
大正十五年間島輝春地方養蠶從業戶數表.....	(二九)
(七) 繭の産額.....	(三〇)
大正十五年間島輝春地方繭産額表.....	(三一)
(八) 間島に於ける主要食糧品消費算出基礎表.....	(三二)
(九) 間島に於ける農家一戸當耕地面積並其の他調査表.....	(三三)
第十一節 間島及輝春地方水田經營の狀況.....	(三四)
各縣水田面積.....	(三五)
間島及輝春地方水田増加狀況表.....	(三六)
朝鮮人及支那人農家の經濟.....	(三七)
第十二節 農業經營收支の狀況.....	(三八)
第十三節 土地買收價格.....	(三九)
(一) 土地買收價格.....	(四〇)
(二) 主要作物に對する收支計算.....	(四一)

六

イ、粟反當收支計算……………(一〇四)

ロ、大豆反當收支計算……………(一〇六)

ハ、大麥反當收支計算……………(一〇七)

ニ、小麥反當收支計算……………(一〇八)

ホ、水稻反當收支計算……………(一〇九)

(三) 土地買收價格に對する反當利益金の利廻一覽表……………(一一一)

(四) 地主對小作者間の利益關係……………(一一三)

一、地主の利益……………(一一三)

二、地主が小作せしめた場合土地買收に對する利廻一覽表……………(一一六)

三、小作者の利益……………(一二七)

(五) 内地人の農業經營に對する利廻……………(一二三)

(六) 水田經營と粟、大豆の耕作上收利の差……………(一二三)

第十四節 農民の生活狀態……………(一二三)

(一) 生活費……………(一二三)

一、朝鮮人……………(一二三)

二、支那人……………(一二五)

(二) 衛生狀態……………(一二七)

(三) 宗教……………(一二八)

第十五節 耕作並農家雇賃銀……………(一二八)

第十六節 農産製造業……………(一二九)

(一) 燒酒釀造……………(一二九)

大正十三年間島に於ける燒酒生産表……………(一三三)

(二) 豆油及豆粕の製造……………(一三三)

大正十三年間島に於ける豆油豆粕生産表……………(一三四)

(三) 麥粉の製造……………(一三五)

大正十三年間島に於ける小麥粉並同粉粕生産表……………(一三六)

同 荏油荏粕生産表……………(一三七)

同 胡麻油生産表……………(一三八)

同 亞麻仁油生産表……………(一三八)

同 粉條子生産表……………(一三九)

第十七節 畜産……………(一四〇)

(一) 牛……………(一四〇)

(二) 馬……………(一四一)

(三) 驢……………(一四一)

(四) 驢……………(一四一)

(五) 豚……………(一四一)

七

(六) 緬羊及山羊.....(一四)

(七) 犬、猫.....(一四六)

(八) 家禽.....(一四)

(九) 鷺.....(一四七)

間島に於ける家畜家禽の總數、及生産消費斃死概數.....(一四)

大正十四、十五年間島彈春地方分布表.....(一四)

第十八節 山林狀況.....(一五)

(一) 圖們江本流々域.....(一五)

(二) 海蘭河流域.....(一五)

(三) 哈爾巴圖河流域南部.....(一五)

(四) 哈爾巴圖河流域北部.....(一五)

(五) 嘎呀河流域西部.....(一五)

(六) 嘎呀河流域東部.....(一五)

第十九節 木材、伐採の現状.....(一六)

自大正十年至大正十五年間島各流域搬出木材數量表.....(一六)

(附記) 一、薪炭材柴.....(一六)

二、林野副産.....(一六)

第二十節 鑛業.....(一七)

(一) 現在の鑛業.....(一六)

イ、延吉縣蜂蜜溝.....(一六)

ロ、延吉縣鷓鴣嶺子.....(一七)

ハ、汪清縣東南岔.....(一七)

ニ、天寶山銀銅鑛.....(一七)

ホ、老頭溝石炭坑.....(一七)

ヘ、三道溝轉心湖炭坑.....(一八)

ト、和龍縣南下洞炭坑.....(一八)

チ、彈春炭田.....(一八)

リ、石灰及石材其他.....(一八)

(二) 休止中の鑛業.....(一八)

イ、咸北洞砂金地.....(一八)

ロ、延吉縣東南岔砂金地.....(一八)

ハ、下七道溝砂金地.....(一八)

ニ、小百草溝砂金地.....(一八)

ホ、三道崴銀鑛.....(一八)

ヘ、繡紋浦銀鑛.....(一八)

ト、小百草溝鐵鑛.....(一八)

チ、三道溝土山子炭坑……………(一八五)

リ、和龍縣杉松崗炭坑……………(一八五)

ヌ、和龍縣龍山洞炭坑……………(一八五)

(三) 未着手の鑛業……………(一八六)

第二十一節 工業……………(一八七)

(一) 煉瓦製造業……………(一八七)

(二) 陶器窯業……………(一八七)

(三) 鐵工業……………(一八八)

(四) 車輪及車輛製造業……………(一八八)

(五) 木工業……………(一八九)

(六) 染色業……………(一八九)

(七) 皮革製造業……………(一九〇)

(八) 鞍鞆製造業……………(一九〇)

(九) 靴靴製造業……………(一九一)

(十) 醋及味噌醬油釀造業……………(一九一)

(十一) 黃油清酒釀造業……………(一九一)

(十二) 製 餡 業……………(一九二)

(十三) 製 紙 業……………(一九二)

(十四) 製 繩 業……………(一九三)

(十五) 製 材 業……………(一九三)

(附) 電氣業——電燈業……………(一九四)

間島内労働職業別(一日分)賃銀表……………(一九七)

間島地方労働者募集可能員數表……………(一九八)

交 通……………(二〇〇)

第二十二節 通……………(二〇〇)

(A) 間島龍井を中心とする各交通機關……………(二〇〇)

一、天圖輕便鐵道……………(二〇一)

天圖輕便鐵路公司運輸收入概算表……………(二〇一)

大正十三年中天圖鐵道主要貨物發送噸數概算表……………(二〇四)

同 天圖鐵路主要貨物到着噸數概表……………(二〇五)

二、吉林 街道……………(二〇六)

三、會 寧 街 道……………(二〇六)

四、寧古塔街道……………(二一〇)

(B) 琿春縣下の街道……………(二一一)

同 一 項——六 項……………(二一二)

間島に於ける駄馬往來頭數表……………(二二五)

駄馬賃銀表……………(二二六)

間島に於ける車輛數及其の積載量行程賃銀表……………(二八)

自龍井至吉林里程表……………(二九)

自龍井至各地里程表二―八計七表……………(三〇)

第二十三節 通 信……………(三一)

第二十四節 主なる市街地概況……………(三一)

(一) 龍 井 村……………(三一)

一、日本人職業別……………(三二)

二、朝鮮人職業別……………(三三)

三、支那人職業別……………(三四)

四、外國人職業別……………(三五)

(二) 局 子 街……………(三五)

(三) 頭 道 溝……………(三六)

(四) 大 拉 子 街……………(三七)

(五) 南 陽 坪 街……………(三八)

(六) 百 草 溝 街……………(三九)

(七) 銅 佛 寺……………(四〇)

(八) 老 頭 溝 街……………(四一)

(九) 聲 靈 磔 子……………(四二)

(十) 彈 春……………(四三)

第二十五節 貿易及金融……………(四三)

(一) 間 島 貿 易……………(四三)

(二) 彈 春 貿 易……………(四四)

彈春最近七年間輸出入總額對照……………(四四)

彈春最近六年間系路別輸出高比較……………(四五)

大正十五年、間島彈春貿易調査表……………(四五)

大正十五年に於ける清津及雄基系間島彈春貿易總計表……………(四六)

間島貿易(イ、輸出)(別表ノ一)……………(四六)

同 (ロ、輸入)(別表ノ二)……………(四七)

彈春貿易輸出表……………(四八)

彈春貿易輸入表……………(四九)

大正十五年間島彈春地方農産物輸出數量同價格表……………(五〇)

間島彈春地方輸出木材數量同價格表……………(五一)

大正十五年主要輸入貨物數量同價格表……………(五二)

同月別對日貨一圓吉林官帳相場比較……………(五三)

(三) 商習慣及店舗の組織……………(五三)

(四) 金融及通貨……………(五四)

- 一、朝鮮銀行龍井出張所.....(二五九)
- 二、間島救濟會.....(二六〇)
- 三、間島信託株式會社.....(二六一)
- 四、間島興業株式會社.....(二六二)
- 五、間島璋春朝鮮人民會金融部.....(二六三)
- (五) 穀物 取引.....(二六五)
- (六) 商況 一般.....(二六六)
- 間島に於ける小賣物價表.....(二六七)
- 同 野菜小賣價格表.....(二六九)
- 間島各地物價表.....(二七〇)
- 大正十三年間島に於ける市場狀況調查表.....(二七一)
- 間島璋春地方各地市場調查表.....(二七三)

第三章 敦 化 縣

- 第一節 沿革並敦化街の狀況.....(二七八)
- 第二節 位置及廣袤.....(二八九)
- 第三節 地勢及地味.....(二八九)
- 第四節 氣候.....(二九〇)

第五節

人口、地別面積、地價.....(二九一)

敦化縣在住人口表.....(二九一)

同 各地域別面積概算表.....(二九二)

同 地域別各地價概算表.....(二九三)

租 稅.....(二九五)

小 作.....(二九六)

農 耕 大 要.....(二九六)

敦化縣主要作物平均年畝當收穫高調查表.....(二九七)

敦化縣主要農作物作付面積及收穫高比較表.....(二九八)

大正十三年敦化縣蔬菜及雜豆類其他作付面積及收穫高表.....(三〇〇)

敦化縣主要穀物生產消費過剩調查表.....(三〇一)

農產製造業.....(三〇一)

大正十三年に於ける燒酒生產表.....(三〇三)

大正十二年に於ける豆油、豆粕生產表.....(三〇四)

同 麥粉生產表.....(三〇五)

同 胡麻油、亞麻仁油生產表.....(三〇五)

畜 產.....(三〇六)

家畜、家禽調查表.....(三〇七)

第十節

16

第十一節 森林 狀態……………(三〇九)

(附記) 一、獸 皮……………(三〇九)

二、藥用草根皮……………(三〇九)

三、菌 茸 類……………(三一〇)

敦化縣地域別林地面積並材積概表……………(三一一)

第十二節 水 產……………(三一二)

第十三節 工業及鑛業……………(三一三)

敦化縣職業別賃銀表……………(三一三)

第十四節 農民の生活狀態……………(三一四)

(一) 支 那 人……………(三一五)

一、衣類及其他日用品……………(三一五)

二、食 物……………(三一六)

三、居 住……………(三一八)

(二) 朝 鮮 人……………(三二〇)

(三) 衛 生 狀 態……………(三二四)

(四) 教 育……………(三二四)

(五) 宗 教……………(三二四)

第十五節 交 通……………(三二五)

敦化縣より各地に至る里程及道路狀況—自一—至一〇表……………(三二五)

敦化縣牛馬車輛及橇數並其積載量及行程賃銀表……………(三三一)

第十六節 商 業……………(三三四)

敦化縣主要農產物價表……………(三三六)

第十七節 金 融……………(三三七)

(一) 金融機關……………(三三八)

イ、當 舗……………(三三八)

ロ、錢 舗……………(三三八)

ハ、縣 商 會……………(三三九)

ニ、金 貨 店……………(三三九)

(二) 通 貨……………(三三九)

兌換 券……………(三三九)

硬 貨……………(三三九)

(三) 敦化縣の金融……………(三四一)

同 物 價……………(三四一)

同 地 價……………(三四一)

同 勞銀及運賃……………(三四一)

第四章 額 穆 縣

第一節 額穆素及額穆縣概要……………(三四五)

第二節 位置及廣袤……………(三四六)

第三節 地勢及地味……………(三四六)

第四節 人口、戸口及耕地面積、地價……………(三四八)

額穆縣在住人口表……………(三四八)

同 各地域別面積概算表……………(三四九)

同 地價概算表……………(三四九)

第五節 租稅及小作……………(三五)

第六節 農耕 大要……………(三五)

額穆縣主要作物平均年晌當收穫高調査表……………(三五)

額穆縣主要農作物作付面積及收穫高表……………(三五)

大正十三年額穆縣蔬菜及雜豆類其他作物面積收穫高表……………(三五)

額穆縣主要農作物生產消費過剩調査表……………(三五)

農産製造業……………(三五)

大正十二年額穆縣に於ける燒酒生産表……………(三六)

同 豆油、豆粕生産表……………(三六)

同 小麥粉並同粉粕生産表……………(三五九)

第八節 畜産……………(三六〇)

第九節 森林 狀態……………(三六一)

森林伐採の狀況……………(三六一)

一、準備……………(三六二)

二、伐木及造材……………(三六七)

三、搬出……………(三六八)

四、流送……………(三六九)

山林採收植物及獸皮……………(三七〇)

一、山林採取植物……………(三七〇)

二、獸皮……………(三七〇)

額穆縣地別林地面積並材積概要……………(三七一)

農民の生活狀態……………(三七一)

工業……………(三七二)

額穆縣職業別賃銀表……………(三七二)

交通……………(三七三)

額穆縣街より各地に至る里程表及道路狀況―自一至九表……………(三七四)

額穆縣牛馬車輛及棧數並其積載量及行程賃銀表……………(三七九)

第十三節 商業.....(三九一)

 額穆縣主要農產物價表.....(三九三)

 金 融.....(三九四)

 一、商務會.....(三九四)

 二、富東源、會和泉、東升號等.....(三九五)

 物 價.....(三九五)

 地 價.....(三九六)

 勞 銀.....(三九六)

 運 賃.....(三九七)

 鑛 業.....(三九七)

第十四節 鑛業.....(三九七)

第五章 吉林縣.....(三九〇)

 第一節 吉林省城及吉林縣の沿革.....(三九〇)

 第二節 位置及廣袤.....(三九二)

 第三節 地勢及地味.....(三九二)

 第四節 氣候.....(三九二)

 第五節 移住開拓の沿革.....(三九三)

 第六節 人口及面積、地價.....(三九四)

吉林縣在住人口表.....(三九四)

 同 面積及地價概算表.....(三九五)

 同 市街宅地百坪當地價概表.....(三九六)

第七節 土地計算法及地租.....(三九七)

第八節 小 作.....(三九七)

第九節 農耕 大要.....(三九八)

 (一) 肥料.....(三九八)

 (二) 輪廻播種.....(三九八)

 (三) 播 種.....(三九九)

 (四) 收 穫.....(三九九)

 大正十三年吉林縣主要農作物作付面積及收穫高表.....(四〇〇)

 同 蔬菜雜豆類其他作付面積及收穫高表.....(四〇一)

 吉林縣主要穀物生產消費過剩調查表.....(四〇三)

 吉林縣に於ける主要食糧品消費量算出基礎表.....(四〇四)

第十節 畜 產.....(四〇五)

 吉林縣に於ける家畜家禽調查表.....(四〇七)

第十一節 農民の生活狀態.....(四〇八)

第十二節 林 業.....(四〇九)

(一) 山林狀況……………(四〇九)

(二) 森林企業……………(四〇九)

吉林に於ける過去四年間の木材價格表……………(四二一)

第十三節 工業……………(四三三)

(一) 製材業……………(四三四)

(二) 製粉業……………(四四五)

(三) 製油業……………(四五六)

(四) 造酒業……………(四六七)

一、燒酒を原料とする酒類……………(四七八)

二、包米酒……………(四七八)

三、黄酒、老酒……………(四八八)

(五) 燐寸製造業……………(四八九)

(六) 製紙業……………(四九〇)

(七) 製繩業……………(四九二)

(八) 皮革製造業……………(四九三)

(九) 製飴業……………(四九三)

(十) 染色業……………(四九三)

(十一) 煉瓦製造業……………(四九二)

(十二) 木工業……………(四九二)

(十三) 電氣業……………(四九三)

(十四) 製膠業……………(四九三)

(十五) 製香業……………(四九三)

(十六) 造船業……………(四九四)

(十七) 鐵工業……………(四九四)

(十八) 車輪及車輛製造業……………(四九四)

(十九) 靴靴製造業……………(四九五)

(二十) 味噌醬油醋製造業……………(四九五)

(廿一) 粉條子製造業……………(四九五)

(廿二) 其他の諸工藝……………(四九五)

大正十三年吉林縣に於ける燒酒生産表……………(四九六)

同 豆油豆粕生産表……………(四九六)

同 麥粉生産表……………(四九七)

同 麻油生産表……………(四九七)

同 荏油生産表……………(四九七)

吉林縣内勞働職別賃金表……………(四九八)

第十四節 交通……………(四九九)

(一) 吉長鐵道……………(四三〇)

附、吉會鐵道……………(四三一)

(二) 道 路……………(四三二)

一、自吉林經額穆索至間島龍井街道々路表一—三……………(四三四)

二、吉林、長春街道々路表……………(四三七)

三、吉林、樺甸街道々路表……………(四三八)

四、前記各街道以外の道路概況……………(四三九)

(三) 水 路……………(四四〇)

吉林縣に於ける牛馬車輛數並馬頭數及賃銀表……………(四四一)

第十五節 通貨及金融……………(四四一)

(一) 通 貨……………(四四一)

一、制 錢……………(四四二)

二、銅 字 兒……………(四四二)

三、銀 貨……………(四四三)

四、官 帖……………(四四四)

五、銅 銀……………(四四五)

六、中國銀行券……………(四四六)

七、交通銀行券……………(四四七)

八、吉林官銀錢號券……………(四四七)

九、吉林官銀錢號小洋券……………(四四七)

十、黑龍江官銀錢號券及奉天官銀錢號券……………(四四七)

十一、正金銀行券……………(四四七)

十二、日本銀行券及朝鮮銀行券……………(四四七)

(二) 金 融 機 關……………(四四八)

第十六節 商 業……………(四五〇)

(一) 貿 易……………(四五〇)

鐵道輸移入出表……………(四五一)

水路輸移入出表……………(四五三)

車馬道輸移入出表……………(四五五)

(二) 商業の區別……………(四五六)

イ、特 許 商……………(四五七)

ロ、問 屋 業……………(四五七)

ハ、雜 貨 業……………(四五七)

ニ、客 商……………(四五八)

ホ、經 紀 業……………(四八八)

(三) 商店の組織……………(四六〇)

(四) 主要品の取引……………(四六〇)

一、大豆……………(四六〇)

二、雜穀……………(四六一)

三、葉煙草……………(四六三)

四、輸入品の主なるもの……………(四六三)

吉林縣内小賣物價表……………(四六五)

吉林に於ける農産物價格表……………(四六九)

第十七節 鑛業……………(四七〇)

第六章 寧安縣……………(四七二)

第一節 寧安縣の概要……………(四七二)

第二節 位置及廣袤……………(四七四)

第三節 地勢及地質地味……………(四七四)

山嶺……………(四七四)

河口……………(四七五)

第四節 氣候……………(四七九)

氣溫表(攝氏)……………(四八〇)

降雨量表……………(四八一)

第五節 住民……………(四八二)

第六節 交通……………(四八三)

(一) 陸路……………(四八三)

(二) 水路、牡丹江の水運……………(四九五)

(三) 鐵道……………(四八五)

イ、東支鐵道……………(四九五)

ロ、寧海鐵道問題……………(四九六)

第七節 農業……………(四九六)

(一) 本縣の農家戸數……………(四九六)

(二) 耕地面積及收穫高……………(四九七)

寧安縣地租徵收報告表……………(四九八)

(三) 可耕地……………(四九九)

(四) 作付面積……………(四九九)

イ、作付……………(五〇〇)

ロ、收穫……………(五〇〇)

(五) 主要穀類縣内消費及餘剩量……………(五〇一)

(六) 牡丹江流域の水田業……………(五〇二)

(七) 水田開墾可耕地……………(五〇三)

- (八) 水田耕作人.....(五三)
- (九) 小作.....(五四)
- (十) 水田經營と賦課金.....(五四)
- (十一) 水田業の將來.....(五五)
- 第八節 葉烟草栽培.....(五六)
- (一) 南湖頭の位置及氣候.....(五六)
- イ、天氣.....(五七)
- ロ、天氣候.....(五七)
- (二) 作付割合と土性.....(五七)
- (三) 現在地方農家の烟草耕種法.....(五八)
- (四) 本圃に於ける耕種法.....(五九)
- (五) 收穫の要領及其の成績.....(五九)
- (六) 烟草栽培の將來.....(五九)
- 第九節 牧畜.....(六一)
- 第十節 林産及其他.....(六一)
- 第十一節 鑛業.....(六一)
- (一) 金鑛.....(六一)
- イ、淺水溝砂金鑛.....(六一)

- ロ、五虎林砂金鑛.....(五六)
- (二) 炭鑛.....(五六)
- イ、北溝炭鑛.....(五六)
- ロ、揚木林炭鑛.....(五六)
- ハ、樂家溝炭鑛.....(五七)
- ニ、花臉溝炭鑛.....(五七)
- ホ、缸密溝炭鑛.....(五七)
- ヘ、同大屯炭鑛.....(五七)
- 第十二節 商工業及貿易.....(五七)
- (A) 商工業及商工業地.....(五七)
- 一、寧古塔.....(五七)
- 二、東京城.....(五九)
- 三、海林及牡丹江站.....(五九)
- (B) 貿易.....(五九)
- 寧安縣主要輸出貨物數量.....(五九)
- 同輸入貨物數量.....(五九)
- 金融及物價、勞銀.....(五九)
- 流通貨幣.....(五九)
- 第十三節.....(五九)

物價、勞銀等……………(五三)

一、物價表……………(五四)

二、地價表……………(五四)

三、勞銀表……………(五四)

第七章 東寧縣

第一節 沿革……………(五五)

第二節 位置及廣袤……………(五五)

第三節 地勢……………(五六)

 (一) 綏芬河區……………(五六)

 (二) 二十八道河子……………(五六)

 (三) 烏蛇溝川……………(五七)

第四節 河川及湖沼……………(五七)

第五節 氣候……………(五九)

第六節 森林……………(五九)

 針葉樹の部……………(五九)

 闊葉樹の部……………(五九)

第七節 交通……………(五九)

主要道路網……………(五二)

第八節 住民及住民地……………(五三)

 東寧縣部落戶數人口表……………(五三)

 未歸化鮮人戶數及人口表……………(五四)

 朝鮮人團體表……………(五五)

第九節 通信及輸送……………(五六)

 (一) 通信……………(五六)

 (二) 輸送……………(五七)

 電話架設箇所一覽表……………(五七)

 運搬具勞役夫人員數積載量貨銀表……………(五七)

第十節 農業……………(五八)

 農作物植付收穫一覽表……………(五八)

第十一節 畜產……………(五九)

 畜禽類一覽表……………(五九)

第十二節 林業……………(五九)

第十三節 工業……………(五九)

第十四節 鑛業……………(五九)

第十五節 水產業……………(五九)

第十六節 商業及金融.....(五四六)

諸物價表.....(五四七)

東寧縣市内支那人商店調查表.....(五四九)

第十七節 支那人の職業及生活狀態.....(五五〇)

(一) 支那人の職業及生活狀態.....(五五〇)

(二) 朝鮮人の職業及生活狀態.....(五五一)

(附) 朝鮮人の土地所有に就て.....(五五二)

第八章 安圖縣

第一節 位置及廣袤.....(五五二)

第二節 地勢.....(五五二)

(一) 大沙河區.....(五五二)

(二) 仍頭山區.....(五五三)

(三) 二道江區.....(五五三)

第三節 氣象.....(五五三)

大正十年十一月氣象一覽圖.....(五五四)

第四節 河川湖沼.....(五五五)

第五節 森林.....(五五七)

(一) 樹種.....(五五七)

針葉樹の部.....(五五七)

闊葉樹の部.....(五五八)

(二) 林種.....(五六〇)

第六節 道路.....(五六一)

(一) 道路の特質.....(五六一)

(二) 主要道路網.....(五六一)

第七節 住民及住民地.....(五六三)

安圖縣部落、戶數、人口表.....(五六三)

第八節 通信及輸送.....(五六五)

(一) 通信.....(五六五)

電話架設箇所一覽表.....(五六五)

(二) 輸送.....(五六六)

運搬具勞役夫員數積載量賃金表.....(五六七)

第九節 農業.....(五六八)

農作物植付收穫一覽表.....(五六八)

第十節 畜產.....(五六八)

畜禽類頭數價格一覽表.....(五六九)

第十一節	林業	(五七三)
第十二節	工業	(五七四)
第十三節	鑛業	(五七四)
第十四節	水産業及其他の産業	(五七四)
(一)	水産業	(五七四)
(二)	其他の産業	(五七四)
第十五節	商業及金融	(五七四)
	諸物價表	(五七六)
	主食品及馬糧在額一覽表	(五七八)
第十六節	支那人の職業及生活狀態	(五八〇)
(一)	支那人の職業及生活狀態	(五八〇)
(二)	都邑	(五八〇)
(一)	朝鮮人の職業及生活狀態	(五八一)
(二)	都邑	(五八二)
第十九章	圖們江方面よりする移住朝鮮人	(五八五)
第一節	移住朝鮮人の概要	(五八五)
(一)	間諺地方在住朝鮮人の保護	(五八八)

(二)	移住者に對する農業金融	(五八八)
(三)	新移住者の爲に宿泊所を設置すること	(五八九)
第二節	南北滿洲及西伯利地方在住朝鮮人分布	(五八九)
	奉天省	(五八九)
	吉林省	(五九二)
	其他	(五九四)
第三節	間島及琿春地方在住朝鮮人	(五九五)
	間島琿春地方縣別在住内外人口表	(五九五)
	同 朝鮮人本籍道別人口表	(五九六)
	同 在住朝鮮人増加狀態	(五九七)
第四節	間島琿春地方在住朝鮮人の土地所有	(五九七)
	間島琿春地方農戶數土地所有の比、地主、自作、小作農別調	(五九八)
	間島琿春地方在住朝鮮人移住の狀況	(五九九)
	移住者概數表	(五九九)
第五節	大正十五年十一月以降十年三月末までの移住者道別人口	(六〇〇)
	移住の原因	(六〇一)
	イ、直接の原因	(六〇二)
	ロ、間接の原因	(六〇二)

移住者の素質.....(六〇一)

新興坪經由間島移住鮮人月別戸數及携帶金額.....(六〇二)

同上道別戸數及所持金額.....(六〇三)

在住朝鮮人土地所有權獲得の狀況.....(六〇六)

第六節 間島地方.....(六〇六)

(一) 間島地方.....(六〇六)

(二) 接續地方.....(六〇七)

第七節 間島地方及接續地方土地賣買價格.....(六〇七)

(一) 間島彈春地方.....(六〇七)

イ、市街地に於ける畑地賣買價格.....(六〇七)

ロ、市街地を距る二、三里に於ける畑地賣買價格.....(六〇七)

ハ、奥地に於ける畑地賣買價格.....(六〇七)

ニ、市街地に於ける水田地賣買價格.....(六〇八)

ホ、市街地を距る二、三里の水田地賣買價格.....(六〇八)

ヘ、奥地に於ける水田地賣買價格.....(六〇八)

(二) 接續地方.....(六〇九)

一、間島彈春地方.....(六〇九)

二、接續地方.....(六一〇)

第八節 間島地方領事館警察機關及治安の概況.....(六一〇)

第九節 間島地方朝鮮人民會附設金融部の成績.....(六一三)

昭和元年十二月末調金融部貸付金の概況.....(六一三)

一、資金回収の狀況.....(六一三)

二、利息収入の狀況.....(六一四)

三、新規貸出の狀況.....(六一四)

四、資金需要の狀況.....(六一五)

在間島彈春金融部代付金使途別一覽表.....(六一五)

(附) 内地在住鮮人.....(六一六)

内地在住朝鮮人職業別人口及戸數調.....(六一六)

第十章 結 論.....(六一〇)

口繪寫眞

間島龍井村全景 吉林省延吉局子街市街 延吉縣依蘭溝朝鮮人部落

彈春市街 吉林省東部地方荷物運搬駄馬 間島龍井村牛市場

間島龍井村市場 間島の綿羊 間島地方高粱

大正十四年上三峰滯貨と圖們江水米上運送 間島龍井村附近の水田 間島龍井村海蘭河畔木材の集積

附錄地圖

間島及同接壤地方地圖

東部吉林省經濟事情

第一章序 説

東洋問題は今や世界に於て最も新しい問題となりつゝある。而してその中心は何處かと言へば、何としてもそれは滿洲であらう。何故かと言ふに滿洲は國際的に言へば、日露支三國の勢力の集中する所である。又民族的に見れば日鮮支露四民族の錯綜する所である、而して更に之を經濟的に觀れば測るべからざる富を擁して、その前途の開發眞に無限なるものがあるからである。滿洲は曾て極東と稱せられた。世界地圖の極東にあつたからである。然しながらそれは過去の東洋問題として化し去つて仕舞つた。二十世紀後殊に歐洲大戰後の今日に於ては滿洲は正しく新しき世界の中心問題となりつゝある。今迄滿洲と言へば世人は多く南滿洲のことのみ考へて居た。然しながら北滿洲や東部滿洲の經濟的價値はその將來性を有する點に於て遙かに南滿洲の上に座する。

北滿洲と言へば大體に於て東支鐵道を中心として北方黑龍江の間に挟まる地帯であるが、その藏する富源は農産と言ひ、鑛産と言ひ、林産と言ひ、將來更に數億の人口を養ふに足るであらう。それはこの地方に設計されつゝある賓黑鐵道の如き拓植鐵道としてのみ利用さるゝならば、その効果の偉大なること計るべからざるものがある。

又東部滿洲と言ふ吉林省の東部即ち間島及琿春地方と呼ばれざる地方を中心とする一帯は、北滿洲に比して更に視線の行き届いてゐないだけそれだけ將來に有する經濟的價値は夥しいものである。今やこの地方には吉敦鐵道が敷設されつゝあり、又これを延長しても北鮮地方に結びつくべき吉會鐵道問題が再び朝野の注目を喚起しつゝあることから、此の方面の事情を知らんとする人々が多くなつて來た。然るに今迄之に對して適當なる參考資料を供給する者はなかつた。吾人は茲に之等の要求に應じて能ふる限り最新の材料を網羅し、在住多年の經驗によつて判斷したるものを蒐集して本書を編述することにした。

本書に述ぶるところの地方は四千六百六十七方里（或は四千八百二十餘方里）の面積を占め、人口約百五十四萬人を數へ、其中朝鮮人は四十萬以上の移住者を有して居り、多くは支那人の小作人として農業の礎石となつてゐるのであるが間島に於ては土地所有者は支鮮人相半ばし、逐次朝鮮人の勢力は本地方に移植されつゝある。

本地方開拓の歴史は未だ新しく、漢人が滿洲族を驅逐して本地方を占有したのは百三十年前と稱せられ、爾來朝鮮人、露西亞人、日本人の移住民が開拓の分子として加はり來つて、今日、本地方に於ける既耕地は七百三十六方里に及び、尙可耕未墾地は最少限度六千方里以上を有し、加之人口の密度は極めて僅少であるが故に今後幾多の移住民を容るゝの餘地を残して居る。此の沃土よりは大豆、小麥等の農産物を出してゐるが、未だ十分なる農耕をなしてゐると謂ふを得ぬ、殘餘の原野山地には千古斧鉞を入れぬ森林が鬱蒼として繁り、地中には多種多量の鑛物が埋藏されて居ると推察されるが、現在に於ては是等地上の天恵は交通の不便と資本の不足とによつて徒らに自然の儘に放置されてある。従つて工業も幼稚ならざるを得ぬのであつて、家内工業の時代を脱するか脱せぬかの近代資本主義經濟に入らざる階梯にあつて、自給自足の經濟に満足し、且つ住民の生活程度も極めて低き故に商業及貿易は交通の不便と相俟つて幾多隆盛に趨くの希望と餘地を保留して居る。若し夫れ一般に日支共に姑息なる金融をして活潑且つ増大ならしめ、之れに加へて交通機關を整備したならば、本地方の開發は刮目して見るべきものがあり、文化の浸潤せる東亞の新天地と變化することは疑ふ餘地がない。

本書に收むるところの地方は吉林省延吉道八縣即ち間島（和龍、延吉、汪清）琿春、東寧、寧安、敦化、吉長道吉林縣及び曾つて吉林省管轄内にありし奉天省安圖縣の計十縣であるが、調査の詳細なる地方あり然らざる地方があつて、従つて記述も之れに伴はざるを得なかつた。

尙移住朝鮮人に關する一章を附加へたが、將來本地方及西伯利に於ける我が國人の發展として注目すべき價値あるものである。

第二章 間島及琿春地方

第一節 沿革

間島を説くに長白山を冒頭に置くのは、此の山が間島の基源であるからである。即ち長白山は朝鮮北境に聳立した滿鮮第一の高山であつて、朝鮮側では白頭山と稱し、支那側では長白山と呼んで居るが、何れも夫々の意義をもつて居る。

抑々長白山と云ふ名稱は開天宏聖帝即ち金王の附けたものであつて、其の發祥地が滿洲の東邊を縦斷する老爺嶺山脈の北端吉林省寧古塔であつた爲、王が嶺を辿つて漸く南方に大嶽を望觀した時、白雪皚々たる滿山一茫々々としてゐたので、長白山の名を附したのに始まる。元王を経て明の洪熙三年西曆一千三百七十年には長白山を單に神となし、愛親覺羅氏も亦其の發祥地なるが故に、康熙十七年即ち西曆一千六百七十八年に尊崇して長白山の神として祭祀を行ふこととした。康熙五十一年には清韓勘界使の立會によつて、定界碑を建立した。長白山支脈の北走するものは即ち老爺嶺山脈であつて、その周囲の古期層が水蝕作用を被つて成つた凹凸一帯の崗地を稱して老龍崗と謂ふが、廣き意味の間島である。思ふに、清朝發祥の聖地が長白山脈に連つた崗地教化であつた爲、尊崗の餘りに神聖地として尊稱したの由來するのであらう。古來、支那に於ては老爺嶺又は老嶺、常に我が閣下、殿等の敬語と同一の場合に使用せられ、又龍は清朝の國旗が飛龍であつたに徴し、亦彼の一世の俊傑關雲長の祭祀を老爺廟と稱するに照しても明かである。

是より先、天聰二年十二月清の太宗と鮮王との間に約を締結した際、朝鮮王の書に

「疆域を嚴守し私越を斷禁せんとの語に至りては來意極めて是なり、當に充分申明すべし負く勿れ」

云々とあり。且つ佛人レージの記録中に、太宗西南遠征を企つる時に當り、朝鮮と和約して間曠地帯を協定したと明記し

て居る。(レージは康熙四十八年清祖の聖命を奉じて清韓の國境實測に従事した人である。)按ずるに、清祖は支那を征むるに先だち、朝鮮と戦ふてこれを征服したが、圖們江を中心として朝鮮との國境間に無人の地帯を置くことを議定したものであらう。而してこの間曠地帯には清韓兩國人とも入る事を嚴禁したのは明かな事實であつて、後世清朝が支那を統一し覇權を四百餘洲に振ふ時に至つても、滿洲旗人のみの入崗を默許したに止り一般人にこれを許さなかつたのは、老龍崗は一面に於ては聖地となし、他面には國防政略上から間曠地帯としたことを證するものである。間島の名はこれに基因するものと謂ひ得ないではないが、支那は現在でも延吉崗と稱して間島なる語を用ひない。今此處に間島と稱するのは老龍崗地の内東滿洲の一角、人口三十七萬三千三百七十六人を擁擁する和龍、延吉、汪清の三縣である。此の名が漸く世に喧傳せらるゝに至つたのは、實に明治四十年(光緒三十二年)に、我が朝鮮統監府臨時派出所を龍井村に設置した時に始まる。

間島と稱する地名に關しては種々の説がある。攀島又は北攀島或は坤土、攀土と稱し、北鮮確確の在住民が圖們江岸一帯の崗地の地味膏腴であることを知り、次第に江を渡渉して耕耘したから、一般に人これを呼んで攀土と稱したのに因る。勘界使李重夏氏の狀啓別單(報告書)に依れば、往時鍾城穩城の間に圖們江の分流があり、自然に中洲を形成してゐる中に鍾城に接近した一汀洲は、周圍は僅に一里に滿たない古島と稱する一小島に過ぎないが、地味膏腴であつたから丁卯の頃に、附近の鮮民が之を開墾し名づけて間島と稱したと云ふことであるが、これが即ち間島の濫觴である。夫より星移り物變り明治二、三年の頃に北邊六鎮の大凶歉があつて、此の時窮民の窶かに江を渡つて移住するものが多く、沿江の遍野所として耕作せられない所はない狀況となつた。而して鮮人は江岸一帯を稱して茂山間島、會寧間島、鍾城、穩城、慶源、慶興間島として遂に間島なる語を通稱して怪まず、中洲の古島を開墾して攀土と稱し、攀島から轉訛して間島と變化したのも偶然ではない。其後朝鮮人の移住民は年と共に増加し、一川を渡り一山を越え、水草を追ふて奥地に漸進し、

各部落を構成し、恰も武陵桃源の池に投石して動搖する波の絶ふるが如く絶えざるが如くして、交通の要衝は都邑となり、森林は耕地となつて、終に間島の廣袤實に二千四百七十三方に瀾漫するに至つた。

琿春縣は汪清縣の東方にして、圖們江に臨み日露支三國の接壤する地方であつて、我が總領事館の管轄内に入り、便宜上間島及琿春地方と併稱されて居る。明治四十二年九月の間島に關する日清協約に依ると、間島の區域は延吉、和龍の二縣と安圖縣紅旗河社及び汪清縣春融郷の大部であるが、現在、支那側に於ては協約の適用は時として琿春地方に迄延長されることがある。

抑々琿春地方は、金朝時代には烏庫哩部の管内であつたが、明朝（西紀一三六八年以降）時代に琿春衛を置いた。琿春は土語邊陲の意味であることであるが、清朝の初、帝室御獵地に編入せられ、康熙五十三年に協領を置き、光緒七年右の協領を撤退して琿春副都統を置いた。當時副都統は殆んど現在の延吉道の大部を管轄として居たのである。以上の如く琿春の地名は、既に五百五十餘年前からあつたことは、史記によつて立證せられる處である。

因に、琿春は古く南部烏蘇里煙秋、ボセツト方面迄の臨海の地であつたが、咸豐十年沿海の地を露國に割讓後今の區域になつたもので、現にエタフ（琿春——ノウキエフスコエの中間）は、今猶中琿春と稱せられて居る。

第二節 位置及廣袤

本地域は北緯四十一度五十五分より四十三度五十分に至り東經百二十六度五十分より百三十一度十八分の間在り、東は琿春縣を以て露領に隣接し、西は白頭山の東北幹山脈の北走する老嶺山脈により安圖、樺甸、敦化の各縣に、北は老嶺山脈の義松嶺・青松嶺等により寧安、東寧の兩縣に、南は圖們江を隔て、朝鮮と境して、其の面積千六百五十六平方里である。左に各縣の面積及人口を表示する。

縣 別	面積 平方里	人口
延吉縣	五一八	二〇八、八七五
和龍縣	三七八	一一六、四五八
汪清縣	四九八	四八、〇四三
琿春縣	二六二	七一、〇四四
計	一、六五六	四四四、四二〇

第三節 地勢及地味

間島各地一帯に蟠踞して居る山脈は、西南部に於て老爺嶺山脈となりて圖們江松花江の分水嶺をなし、其の最高峰たる北嶺山即ち海蘭河水源より分岐する兀良哈嶺山脈東走し、圖們江と併行しつゝ、鍾城の南に至り威鏡北道に入る。西部に於ては老嶺山脈の北幹に當る東哈爾巴嶺、哈爾巴通河及牡丹江の分水嶺をなし、其れが東に岐れて五虎頂子、天寶山、高嶺等を形成して、哈爾巴圖河、海蘭河の分水界をなして居る。高嶺嶺々として局子街の南方に至つて國師嶺となり、海蘭河哈爾巴圖河及陞呀河の合流點附近に起伏して居る。又哈爾嶺から青松嶺山脈を合し北走東岐して老爺山脈となり陞呀河を發源し、更に分岐南走する山脈は緩芬河の水源となり、再び南走東岐して琿春縣に入り琿春河の水源となる。此等山脈に依りて圍繞された間島の地帯は、中央即ち海蘭哈爾巴圖陞呀河の流域に平坦地多く、平地より漸次緩斜して丘陵地を形成して南嶺北嶺の平野を區分して居る、頭道溝龍井の南嶺平野、局子街銅佛寺等の北嶺の平野がこれである。又陞呀河流域には百草溝、汪清、蛤蟆塘等の中世紀層の沈積して出來た豊饒肥沃で且つ水利に至便な平地及緩嶺があつて、近來河水を隨所を利用して水田に改むるものが著しく増加したのみならず、農家の來住者漸く多くなり、間島に於ては戸數六萬餘戸

に上つたが、年を逐ふて閉塞増加の趨勢にある。

第四節 氣候

氣候は稍大陸的であつて春秋の暖かき季節短く、四季を通じて西北の風強く、最も強烈なのは冬季であるが、風速一秒間三十米突に達することがある。氣温は十月から三月までの五ヶ月間は氷點下にある、殊に一月は平均零下十五度最低零下三十二度を示し、地下凍結五、六尺に達する状況で屋外作業の困難を感じるが、四月に至ると氣温は速に上昇する。降雨は氣温上昇に伴つて漸次増加し、降水量は七八月最も多く百耗以上に達することがある。九月から十月は平均五十耗であつて、十一月から漸次減少し一月の如きは月量五耗を出ない。湿度は年平均六〇%内外で四、五乃至八月は平均湿度六〇%乃至七〇%に上るけれども、冬期は平均五〇%にも達しない。降霜は九月下旬から翌年五月に至り、降雪は十月中旬から翌年四月下旬に至るのを普通とする。仍て間島に於ける農事は四月下旬に開始し十月中旬に全く收穫を終へなければならぬ。

過去十二年間に於ける間島の氣象

間島の氣象觀測は東經二十九度二十四分北緯四十二度四十六分標高二百五十三米にある間島總領事館に於て主として警察官をして其の衝に當らせたものであるから、固より微細の點は遺漏なきを保し難いが、既往明治四十四年から大正九年に至る十ヶ年間に於ける間島氣象觀測所の記録に準據して之を施行したものであるから、其梗概として大なる誤謬なかるべしと信ずる。因に大正十年以降同十三年の四ヶ年間に於ける氣象觀測は缺如して居るから、以下例年とあるのは以上十ヶ年の平均數を基準としたものである。

(一) 年平均氣温

大正九年	七、一度 (八年度五、九度)
大正十四年	五、九度
大正十五年	五、五度

(二) 年中最高氣温極

大正九年	三二、八度 (七月二十九日)
大正十四年	三八、五度 (七月二十八日)
大正十五年	三八、五度 (六月十日)

年中最低氣温極

大正九年	零下 二七、〇度 (二月四日)
大正十四年	零下 二七、〇度 (十二月二十九日)
大正十五年	零下 二六、四度 (一月三十一日)

最極寒季

大正九年	例年一月なるも本年は二月
大正十四年	二月平均零下 一一、八度
大正十五年	一月平均 一四、一度

(三) 平均氣温の零下に降れる初日

大正九年	十一月四日 (例年に比し遅し)
大正十四年	十月二十一日 (例年に比し早し)

大正十五年 十月二十五日

平均気温の零下に降れる終日

大正九年 三月二十五日(例年に比し早し)

大正十四年 四月六日(例年に比し遅し)

大正十五年 四月十日(例年に比し遅し)

(四) 初雪

大正九年 十一月四日(例年に比し遅し)

大正十四年 十月十九日(例年に比し早し)

大正十五年 十月五日(例年に比し甚だ早し)

終雪

大正九年 四月五日

大正十四年 三月二十九日(例年に比し稍早し)

大正十五年 四月八日

(五) 降水量

大正九年 四百四十三耗九

大正十四年 四百八十耗五

大正十五年 四百八十九耗六

(六) 風向

大正九年 三百六十五日約三分ノ二以上西風及南西風

大正十四年 總日數三百十日内百五十六日西風、次は東風北風の順序

大正十五年 總日數三百五十五日内百九十四日西風、次は東風北風西北風南風の順序

之を要するに大正十四年は例年に比し、周年の降雨量としては稍少かつたが、立毛成育時即ち有用の時期に適度の降雨があつて、而も気温は例年より高かつた等の關係より稀有の大豊作を見たのである。

又大正十五年は例年に比し周年の降雨量としては普通であつたが、播種期である四、五月及六月中旬頃に至る迄降雨少く之が爲気温は六月十日頃最高極を示し、農作物の發芽著しく遅れて秋季の收穫も氣遣はれたが、六月下旬より七、八月に於て降雨多く、気温も相當に高度を示したから、作物の生育は著しく良好となり大豊作を現出した。但し九月下旬及十月初旬頃気温著しく降下し、多少の霜害を受くるに至つた。

今、既往十二年間に於ける月別平均気温、同最高気温、同最低気温、月最高気温極、同最低気温極を表示すれば次の如し。

平均気温表 (印は零度以下を示す以下同じ)

年次	一月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月	年
四十四年	・二四・二	・八九・〇	・三三・五	・五九・九	・一三・六	・一七・六	・三二・二	—	・一六・八	・七〇・〇	・〇七・二	・二二・一	—
元年	・二二・五	・七五・五	・三三・三	・四〇・〇	・一〇・四	・一七・四	・三三・四	—	・二二・三	・五二・一	・五三・五	・二四・七	—
二年	・一五・四	・三二・一	・三二・七	・一七・七	・二七・一	・一六・五	・一八・〇	—	・二二・六	—	—	—	—
三年	・一一・五	・二二・三	・一一・八	・一一・一	・一九・八	・二〇・一	・三三・七	・三三・六	・一七・〇	・一〇・〇	・二七・〇	・三三・〇	・六・八
四年	・一七・九	・二三・五	・五・六	・四・九	・三三・〇	・一八・四	・三三・六	・三三・一	・一六・〇	・七・四	・〇七・七	・八・二	・四・九

第二章 間島及礪春地方

年次	一月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月
十五年	• 二四、一	• 二八、八	• 三三、三	• 三八、一	• 四二、九	• 四七、七	• 五二、五	• 五七、三	• 六二、一	• 六六、九	• 七一、七	• 七六、五
十四年	• 二四、九	• 二九、七	• 三四、五	• 三九、三	• 四四、一	• 四八、九	• 五三、七	• 五八、五	• 六三、三	• 六八、一	• 七二、九	• 七七、七
十三年	• 二五、七	• 三〇、五	• 三五、三	• 四〇、一	• 四四、九	• 四九、七	• 五四、五	• 五九、三	• 六四、一	• 六八、九	• 七三、七	• 七八、五
十二年	• 二六、五	• 三一、三	• 三六、一	• 四〇、九	• 四五、七	• 五〇、五	• 五五、三	• 六〇、一	• 六四、九	• 六九、七	• 七四、五	• 七九、三
十一年	• 二七、三	• 三二、一	• 三六、九	• 四一、七	• 四六、五	• 五一、三	• 五六、一	• 六〇、九	• 六五、七	• 七〇、五	• 七五、三	• 八〇、一
十年	• 二八、一	• 三二、九	• 三七、七	• 四二、五	• 四七、三	• 五二、一	• 五六、九	• 六一、七	• 六六、五	• 七一、三	• 七六、一	• 八〇、九
九年	• 二八、九	• 三三、七	• 三八、五	• 四三、三	• 四八、一	• 五二、九	• 五七、七	• 六二、五	• 六七、三	• 七二、一	• 七六、九	• 八一、七
八年	• 二九、七	• 三四、五	• 三九、三	• 四四、一	• 四八、九	• 五三、七	• 五八、五	• 六三、三	• 六八、一	• 七二、九	• 七七、七	• 八二、五
七年	• 三〇、五	• 三五、三	• 四〇、一	• 四四、九	• 四九、七	• 五四、五	• 五九、三	• 六四、一	• 六八、九	• 七三、七	• 七八、五	• 八三、三
六年	• 三一、三	• 三六、一	• 四〇、九	• 四五、七	• 五〇、五	• 五五、三	• 六〇、一	• 六四、九	• 六九、七	• 七四、五	• 七九、三	• 八四、一
五年	• 三二、一	• 三六、九	• 四一、七	• 四六、五	• 五一、三	• 五六、一	• 六〇、九	• 六五、七	• 七〇、五	• 七五、三	• 八〇、一	• 八四、九
四年	• 三二、九	• 三七、七	• 四二、五	• 四七、三	• 五二、一	• 五六、九	• 六一、七	• 六六、五	• 七一、三	• 七六、一	• 八〇、九	• 八五、七
三年	• 三三、七	• 三八、五	• 四三、三	• 四八、一	• 五二、九	• 五七、七	• 六二、五	• 六七、三	• 七二、一	• 七六、九	• 八一、七	• 八六、五
二年	• 三三、五	• 三八、三	• 四三、一	• 四七、九	• 五二、七	• 五七、五	• 六二、三	• 六七、一	• 七一、九	• 七六、七	• 八一、五	• 八六、三
元年	• 三三、三	• 三八、一	• 四二、九	• 四七、七	• 五二、五	• 五七、三	• 六二、一	• 六六、九	• 七一、七	• 七六、五	• 八一、三	• 八六、一
四十四年	• 三三、一	• 三七、九	• 四二、七	• 四七、五	• 五二、三	• 五七、一	• 六一、九	• 六六、七	• 七一、五	• 七六、三	• 八一、一	• 八五、九
四十四年	• 三二、九	• 三七、七	• 四二、五	• 四七、三	• 五二、一	• 五六、九	• 六一、七	• 六六、五	• 七一、三	• 七六、一	• 八〇、九	• 八五、七
十五年	• 三二、七	• 三七、五	• 四二、三	• 四七、一	• 五一九、九	• 五六、七	• 六一、五	• 六六、三	• 七一、一	• 七五、九	• 八〇、七	• 八五、五

平均最低氣溫表

年次	一月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月
十五年	• 三、六	• 三、〇	• 二、七	• 二、六	• 二、五	• 二、四	• 二、三	• 二、二	• 二、一	• 二、〇	• 一、九	• 一、八
十四年	• 三、五	• 二、九	• 二、六	• 二、五	• 二、四	• 二、三	• 二、二	• 二、一	• 二、〇	• 一、九	• 一、八	• 一、七
十三年	• 三、四	• 二、八	• 二、五	• 二、四	• 二、三	• 二、二	• 二、一	• 二、〇	• 一、九	• 一、八	• 一、七	• 一、六
十二年	• 三、三	• 二、七	• 二、四	• 二、三	• 二、二	• 二、一	• 二、〇	• 一、九	• 一、八	• 一、七	• 一、六	• 一、五
十一年	• 三、二	• 二、六	• 二、三	• 二、二	• 二、一	• 二、〇	• 一、九	• 一、八	• 一、七	• 一、六	• 一、五	• 一、四
十年	• 三、一	• 二、五	• 二、二	• 二、一	• 二、〇	• 一、九	• 一、八	• 一、七	• 一、六	• 一、五	• 一、四	• 一、三
九年	• 三、〇	• 二、四	• 二、一	• 二、〇	• 一、九	• 一、八	• 一、七	• 一、六	• 一、五	• 一、四	• 一、三	• 一、二
八年	• 二、九	• 二、三	• 二、〇	• 一、九	• 一、八	• 一、七	• 一、六	• 一、五	• 一、四	• 一、三	• 一、二	• 一、一
七年	• 二、八	• 二、二	• 一九、九	• 一、八	• 一、七	• 一、六	• 一、五	• 一、四	• 一、三	• 一、二	• 一、一	• 一、〇
六年	• 二、七	• 二、一	• 一九、八	• 一、七	• 一、六	• 一、五	• 一、四	• 一、三	• 一、二	• 一、一	• 一、〇	• 〇、九
五年	• 二、六	• 二、〇	• 一九、七	• 一、六	• 一、五	• 一、四	• 一、三	• 一、二	• 一、一	• 一、〇	• 〇、九	• 〇、八
四年	• 二、五	• 一九、六	• 一九、五	• 一、五	• 一、四	• 一、三	• 一、二	• 一、一	• 一、〇	• 〇、九	• 〇、八	• 〇、七
三年	• 二、四	• 一九、五	• 一九、四	• 一、四	• 一、三	• 一、二	• 一、一	• 一、〇	• 〇、九	• 〇、八	• 〇、七	• 〇、六
二年	• 二、三	• 一九、四	• 一九、三	• 一、三	• 一、二	• 一、一	• 一、〇	• 〇、九	• 〇、八	• 〇、七	• 〇、六	• 〇、五
元年	• 二、二	• 一九、三	• 一九、二	• 一、二	• 一、一	• 一、〇	• 〇、九	• 〇、八	• 〇、七	• 〇、六	• 〇、五	• 〇、四
四十四年	• 二、一	• 一九、二	• 一九、一	• 一、一	• 一、〇	• 〇、九	• 〇、八	• 〇、七	• 〇、六	• 〇、五	• 〇、四	• 〇、三
四十四年	• 二、〇	• 一九、一	• 一九、〇	• 一、〇	• 〇、九	• 〇、八	• 〇、七	• 〇、六	• 〇、五	• 〇、四	• 〇、三	• 〇、二
十五年	• 一、九	• 一九、〇	• 一九、〇	• 〇、九	• 〇、八	• 〇、七	• 〇、六	• 〇、五	• 〇、四	• 〇、三	• 〇、二	• 〇、一

月最高氣溫極表

年次	一月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月
四十四年	• 〇、五	• 一〇、五	• 一四、一	• 二七、三	• 三二、七	• 三六、二	• 三九、〇	• 三九、〇	• 三九、〇	• 一八、五	• 一六、〇	• 一〇、九

第二章 間島及礪春地方

第二章 間島及環春地方

年次	一月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月	年
元	二〇、六〇	二〇、二〇	二〇、三〇	二〇、三〇	二〇、三〇	二〇、三〇	二〇、三〇	二〇、三〇	二〇、三〇	二〇、三〇	二〇、三〇	二〇、三〇	二〇、三〇
二	二〇、七五	二〇、三〇	二〇、四〇	二〇、四〇	二〇、四〇	二〇、四〇	二〇、四〇	二〇、四〇	二〇、四〇	二〇、四〇	二〇、四〇	二〇、四〇	二〇、四〇
三	二〇、八〇	二〇、三〇	二〇、五〇	二〇、五〇	二〇、五〇	二〇、五〇	二〇、五〇	二〇、五〇	二〇、五〇	二〇、五〇	二〇、五〇	二〇、五〇	二〇、五〇
四	二〇、八五	二〇、三〇	二〇、五〇	二〇、五〇	二〇、五〇	二〇、五〇	二〇、五〇	二〇、五〇	二〇、五〇	二〇、五〇	二〇、五〇	二〇、五〇	二〇、五〇
五	二〇、九〇	二〇、三〇	二〇、五〇	二〇、五〇	二〇、五〇	二〇、五〇	二〇、五〇	二〇、五〇	二〇、五〇	二〇、五〇	二〇、五〇	二〇、五〇	二〇、五〇
六	二〇、九五	二〇、三〇	二〇、五〇	二〇、五〇	二〇、五〇	二〇、五〇	二〇、五〇	二〇、五〇	二〇、五〇	二〇、五〇	二〇、五〇	二〇、五〇	二〇、五〇
七	二〇、〇〇	二〇、三〇	二〇、五〇	二〇、五〇	二〇、五〇	二〇、五〇	二〇、五〇	二〇、五〇	二〇、五〇	二〇、五〇	二〇、五〇	二〇、五〇	二〇、五〇
八	二〇、〇五	二〇、三〇	二〇、五〇	二〇、五〇	二〇、五〇	二〇、五〇	二〇、五〇	二〇、五〇	二〇、五〇	二〇、五〇	二〇、五〇	二〇、五〇	二〇、五〇
九	二〇、一〇	二〇、三〇	二〇、五〇	二〇、五〇	二〇、五〇	二〇、五〇	二〇、五〇	二〇、五〇	二〇、五〇	二〇、五〇	二〇、五〇	二〇、五〇	二〇、五〇
十	二〇、一五	二〇、三〇	二〇、五〇	二〇、五〇	二〇、五〇	二〇、五〇	二〇、五〇	二〇、五〇	二〇、五〇	二〇、五〇	二〇、五〇	二〇、五〇	二〇、五〇
十一	二〇、二〇	二〇、三〇	二〇、五〇	二〇、五〇	二〇、五〇	二〇、五〇	二〇、五〇	二〇、五〇	二〇、五〇	二〇、五〇	二〇、五〇	二〇、五〇	二〇、五〇
十二	二〇、二五	二〇、三〇	二〇、五〇	二〇、五〇	二〇、五〇	二〇、五〇	二〇、五〇	二〇、五〇	二〇、五〇	二〇、五〇	二〇、五〇	二〇、五〇	二〇、五〇
十三	二〇、三〇	二〇、三〇	二〇、五〇	二〇、五〇	二〇、五〇	二〇、五〇	二〇、五〇	二〇、五〇	二〇、五〇	二〇、五〇	二〇、五〇	二〇、五〇	二〇、五〇
十四	二〇、三〇	二〇、三〇	二〇、五〇	二〇、五〇	二〇、五〇	二〇、五〇	二〇、五〇	二〇、五〇	二〇、五〇	二〇、五〇	二〇、五〇	二〇、五〇	二〇、五〇
十五	二〇、三〇	二〇、三〇	二〇、五〇	二〇、五〇	二〇、五〇	二〇、五〇	二〇、五〇	二〇、五〇	二〇、五〇	二〇、五〇	二〇、五〇	二〇、五〇	二〇、五〇

月最低気温表

最近數年間に於ける平均気温の零下に降れる初終日を示せば左の如し

年次	初日	終日
十六年	十一月三日	四月三日
十七年	十一月三日	四月三日
十八年	十一月三日	四月三日
十九年	十一月三日	四月三日
二十年	十一月三日	四月三日
二十一年	十一月三日	四月三日
二十二年	十一月三日	四月三日
二十三年	十一月三日	四月三日
二十四年	十一月三日	四月三日
二十五年	十一月三日	四月三日
二十六年	十一月三日	四月三日
二十七年	十一月三日	四月三日
二十八年	十一月三日	四月三日
二十九年	十一月三日	四月三日
三十年	十一月三日	四月三日
三十一年	十一月三日	四月三日
三十二年	十一月三日	四月三日
三十三年	十一月三日	四月三日
三十四年	十一月三日	四月三日
三十五年	十一月三日	四月三日
三十六年	十一月三日	四月三日
三十七年	十一月三日	四月三日
三十八年	十一月三日	四月三日
三十九年	十一月三日	四月三日
四十年	十一月三日	四月三日
四十一年	十一月三日	四月三日
四十二年	十一月三日	四月三日
四十三年	十一月三日	四月三日
四十四年	十一月三日	四月三日
四十五年	十一月三日	四月三日

第二章 間島及環春地方

最高及最低氣温の極

既往九ヶ年の状況を見るに最高氣温の極は概ね六月より八月の間に於て起り、最低氣温の極は十二月下旬から一月に起つた。最近九ヶ年の統計を示せば左の如し

年次	最高氣温の極		最低氣温の極	
	示度	起月日	示度	起月日
三年	三二、五	六月二十三日	三三、〇	一月二十一日
四年	三五、〇	八月三日	二三、〇	一月五日
五年	三七、二	八月二十三日	二七、四	一月九日
六年	三五、二	七月二十九日	二七、四	一月九日
七年	三〇、八	八月六日	二五、六	一月三日
八年	三九、七	七月二十四日	二八、六	一月十四日
九年	三二、八	七月二十九日	二七、二	二月四日
十年	三八、五	七月二十八日	二七、〇	十二月廿九日
十五年	三八、五	六月十日	二六、四	一月三十一日

降雪及降雪

數年間に於ける初雪、終雪及初霜の起日を示せば左の如し

年次	初雪及終雪		初霜
	起月日(初)	起月日(終)	
三年	十月二十日	三月十三日	?
四年	十月二十日	三月十三日	?
五年	十月二十日	三月十三日	?
六年	十月二十日	三月十三日	?
七年	十月二十日	三月十三日	?
八年	十月二十日	三月十三日	?
九年	十月二十日	三月十三日	?
十年	十月二十日	三月十三日	?
十五年	十月二十日	三月十三日	?

依之見るに當地方の初雪は概ね十月下旬より十一月上旬に、終雪は三月より四月の間に於て又初霜は九月下旬より十月上旬に於て起るを見るべし。

降水

十一ヶ年間に於ける年別降水量表を示せば左の如し(單位耗)

年次	一月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月	年
元年	〇、五	四、一	五、三	四、〇	七、八	七、六、五	七、八、一	七、九	六、五、〇	三〇、二	一九、〇	一、三、一、二、六、七	
二年	〇、〇	二、〇	二、〇	二、〇	二、〇	二、〇	二、〇	二、〇	二、〇	?	?	?	
三年	三、七	八、七	二、四、八	〇、〇	九、〇	七、一、五	二、五、九、二	二、四、六、三	二、三、四、〇	三、三、五	四、一、〇	五、九	八、四、七、六
四年	九、七	二、七	二、五、三	二、三	八、五	六、七、〇	七、三、九	二、六、七	一、五、九	四、一、五	一、〇、四	七、六	六、三、五
五年	一、六	三、六	四、〇	一、五、五	四、五	一、〇、〇	二、六、五	四、五、七	九、〇、三	三、〇、五	一、四、三	五、七	三、八、二
六年	〇、七	一、七	一、六、一	八、〇	三、六	四、六、六	六、六、四	四、一、九	七、六、二	二、六、六	四、六	九、八	三、六、二

右表に依れば降水量の最多であつたのは大正元年の一、一二六、七耗次に同三年の八四七、六耗で、最少は大正二年の二八二、九耗である。月の多量を示したのは大正元年の六月の七六一、五耗である。之を各自に就いて見ると五月から九月に至る五ヶ月間はその降水量は概ね五十耗を越え六月から八月の月は最多量を示し、晩秋から初春に至る間は著しく寡量であつて、十二月一月の如きは月量五耗内外を越えない。尙近年數ヶ年の降水日數表及び降水量一晝夜の最多數を示すと次の如し。

降水日數表 (印は降雪日數)

年次	一月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月	年
元 年	● 三	● 五	● 八	● 二	● 二	● 一	● 一	● 一	● 一	● 一	● 一	● 一	● 三
二 年	● 二	● 一	● 二	● 二	● 三	● 七	● 一	● 一	● 一	● 一	● 一	● 一	● 三
三 年	● 四	● 二	● 二	● 二	● 一	● 一	● 一	● 一	● 一	● 一	● 一	● 一	● 三
四 年	● 八	● 六	● 二	● 二	● 一	● 一	● 一	● 一	● 一	● 一	● 一	● 一	● 三
五 年	● 三	● 七	● 五	● 二	● 一	● 一	● 一	● 一	● 一	● 一	● 一	● 一	● 三
六 年	● 六	● 二	● 九	● 五	● 二	● 一	● 一	● 一	● 一	● 一	● 一	● 一	● 三
七 年	● 四	● 三	● 六	● 一	● 一	● 一	● 一	● 一	● 一	● 一	● 一	● 一	● 三
平均	● 三	● 五	● 八	● 二	● 二	● 一	● 一	● 一	● 一	● 一	● 一	● 一	● 三

降水量一晝夜ノ最多量表 (單位耗)

年次	一月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月	平均
元 年	三〇、五	三〇、三	三〇、三	三五、五	一七、〇	二〇、〇	三〇、〇	一八、〇	三〇、〇	一九、七	一〇、〇	一〇、〇	一三、三
二 年	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
三 年	三、九	三、二	八、八	三、八	一七、六	三、二	三、三	七、五	九、六	一八、三	五、六	二、八	三、六
四 年	三、九	三、二	八、八	三、八	一七、六	三、二	三、三	七、五	九、六	一八、三	五、六	二、八	三、六
五 年	一〇、一	二、二	三、六	七、二	八、七	三、五	五、七	一六、三	四、六	一九、〇	二、三	三、三	三、一
六 年	一〇、三	一、一	三、八	三、二	一〇、六	二、二	二、四	二、八	一三、八	一九、五	一、八	六、六	八、八
七 年	一、八	〇、七	九、三	四、三	一四、五	二、八	三、九	五、五	四、三	一〇、三	七、〇	〇、八	一六、五
八 年	四、三	〇、一	一、四	六、四	四、七	一六、九	二、七	三、一	五、九	四、三	一、一	〇、八	一五、九
九 年	一、七	五、四	七、〇	四、〇	四、八	二七、六	二、五	三、〇	一七、一	一六、〇	二、九	〇、〇	一一、〇
十四年	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
十五年	五、〇	一〇、〇	二五、〇	三、六	五、二	三五、八	一七、二	三、〇	九、一	三、四	三、八	五、二	一四、二
平均	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

方向	風位														
	年	度	一月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月	年
北	大正九年	大正十四年	大正十五年	一	六	一	二	三	一	一	一	一	一	一	一
				六	五	二	二	三	六	二	五	一	一	二	
北東	大正九年	大正十四年	大正十五年	二	五	六	一	二	二	二	二	二	二	二	二
				五	六	一	一	二	二	二	二	二	二	二	
東	大正九年	大正十四年	大正十五年	四	一	一	二	一	一	一	一	一	一	一	一
				四	四	四	九	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇
南	大正九年	大正十四年	大正十五年	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
				一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
南西	大正九年	大正十四年	大正十五年	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
				一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一

琿春地方も所謂大陸的氣候にあつて、間島地方と大差はないけれども、春季は五、六月夏季は七、八月秋は九、十月冬は十一、十二、一、二、三、四の六ヶ月に亘る氣候であつて、半ヶ年間は寒氣頗る凛烈である。例年十二月初旬に河水は結氷し三月末又は四月初旬に解氷する、そして冬季は地下四尺以上凍結して地面の作業は不可能である。四月に至ると河水は解氷し草木は生々として發芽して農作の好季に入るが、二ヶ月中三、四十日間は雨季に屬し、霖雨は降り續いて止まず河水は泥濘して道路は泥濘を極め交通は不便となるのである。暑氣の最も強いのは七月初旬まで、あつて、其の時期は極めて短い。琿春地方の氣象に關する精細なる統計は無いが、一年間の最高氣温は攝氏四十度に上り最低氣温は零下三十二度に達する。

第五節 移住開拓の沿革

圖們江北一帯の地は前清の初より同治年間(約三百年前—約六十年前)に至るまでは、之を禁山圍場として清韓兩國互に相犯すことなきを盟約し、僅かに毎年烏喇總管が蔘珠、獸皮等を採つて居つたばかりである。斯くの如くして寧安縣瑚

珠站から南は、圖們江岸に至る間、荒涼として民人の居住するものが絶えてなかつたのである。然るに其の後控金賊の群や韓人砲手或は探薬者等が其の足跡を各所に印するに至り、禁令も何時となく弛廢し、密江、海蘭河の流域には清韓人の竊かに居を構へて耕牧するものあるに至つた。其後清國は光緒七年（明治十四年）琿春に副都統を置き、吉林省では李金鋪を太守として南荒（吉林以南の總稱）の拓墾を開始した。之に對して韓國側に於ても開國四百九十二年（明治十六年）西北經略使魚允中が封禁令を撤回し、茲に兩國が積極的に移住拓植をするに至つたのである。

(イ) 鮮人の移住

朝鮮人移住の歴史は未だこれを詳かにせないが、古老の言に徴すれば凡そ五六十年を出でないであらう。最も多く移住者を見たのは明治二、三年頃北鮮に大凶歉があつた當時に、豆滿江沿岸の茂山、會寧、鍾城、慶源、穩城等の窮民が竊かに江を渡つて移住した者が多く、且又兀良哈山脈を越え海蘭哈爾巴圖の中央平野に移住し、豊沃饒肥の地を選んで荆棘を刈り樹林を焼いて開拓したのを始めとして、逐年移住者の増加を見邊外の樂境を夢みたが、幾何もなくして支那人の來住を増し清國官吏の駐在するに及んで、鮮人壓迫策を取り鮮人の在住を禁じ土地を奪つて圖們江外に驅逐し強いて在留せんと欲する者は朝鮮在來の慣習たる白衣結髪を嚴禁し、支那人同様薙髮して彼の風俗に従ふ者を歸化人と做し、土地を配與し或は支那人の小作農として耕耘に従事するを許されると云ふ様な迫害を受けたが、鮮人は北鮮地方に比し地味膏腴肥沃なる故に強いて居住を続け、而かも移住者は尙増加の傾向であつて、明治四十年頃には約五萬人を算するに至つた。

然るに支那人の壓迫は年と共に加はり、終に之に耐へ得ずして土地家屋を放棄し歸郷する者が多かつたが、偶々明治四十二年間島協約の締結があり、同年龍井に帝國總領事館の設置さるゝや漸く居住の安定を得、爾來歸郷後再び來住するもの多く、又は新に移住し來るものも激増して、從來は咸鏡北道を主とし稀に咸南の民を見るに過ぎなかつたのが、今や全鮮よりの移住者を見るに至つて、其の數約三十五萬人の多きに達した。

大正十二年末より同十五年末に至る最近四年間に於けるその筋の統計によつて、一層詳細に移住の内容を検討すると、その分布の状態は左表の通りである。

間島在留鮮人分布

——大正十二年末——

管 轄 地 區	管 轄 種 類	戸 數		人 數		
		男	女	計	計	
龍井本館内管	延吉縣	商埠地	一、九五三	四、〇一九	三、〇二八	七、〇四七
	未解放地	一〇、七三四	三〇、二二三	二八、一〇二	五八、三二五	
龍井本館内管	延吉縣	商埠地	一、二六八	三、四、四二	三一、一三〇	六五、三七二
	未解放地	八、二三五	二五、八六五	二二、四七四	四八、三三九	
龍井本館内管	和龍縣	商埠地	二、七二一	六〇、一〇七	五三、六〇四	一一三、七一
	未解放地	六、八八	二〇、八七〇	一七、九〇九	三八、七七九	
子街分館内管	延吉縣	商埠地	七、一一一	二一、五七	一八、二九九	三九、六五九
	未解放地	一、七三三	五、六二五	五、二七四	一〇、八九九	
局子街分館内管	和龍縣	商埠地	一、五五七	四、六五六	四、四八六	九、一四二
	未解放地	一〇、四〇一	三一、六三八	二八、〇五九	五九、六九七	
頭道溝	延吉縣	商埠地	四七一	一、〇〇六	九九六	二、〇〇二
	未解放地	六、七五二	二一、五四七	一九、四四八	四〇、九九五	

第二章 間島及瓊春地方	延吉縣			瑯春縣			總計
	延吉縣	和龍縣	汪清縣	瑯春縣	汪清縣	龍巖縣	
	龍巖村商埠地	局子街商埠地	頭道溝商埠地	龍巖村商埠地	局子街商埠地	頭道溝商埠地	
	二、三〇九	三、五八八	五、一〇二	二、三〇九	三、五八八	五、一〇二	
	合 計	三、一七九	三、一七九	合 計	三、一七九	三、一七九	
		二二、七九九	二二、七九九		二二、七九九	二二、七九九	
		一八、〇七六	一八、〇七六		一八、〇七六	一八、〇七六	
		一、六七	一、六七		一、六七	一、六七	
	百草溝商埠地			百草溝商埠地			
	四、八二〇			四、八二〇			
	合 計	四、六五三	四、六五三	合 計	四、六五三	四、六五三	
		一四、五二九	一四、五二九		一四、五二九	一四、五二九	
		一三、三八九	一三、三八九		一三、三八九	一三、三八九	
		二七、一五一	二七、一五一		二七、一五一	二七、一五一	
		二七、九五五	二七、九五五		二七、九五五	二七、九五五	
		一、二二二	一、二二二		一、二二二	一、二二二	
		一、二〇七	一、二〇七		一、二〇七	一、二〇七	
		七、一四六	七、一四六		七、一四六	七、一四六	
		六、九二九	六、九二九		六、九二九	六、九二九	
		七六、四四三	七六、四四三		七六、四四三	七六、四四三	
		五一、八二七	五一、八二七		五一、八二七	五一、八二七	
		三三七	三三七		三三七	三三七	
		一、四六八	一、四六八		一、四六八	一、四六八	
		二、五〇九	二、五〇九		二、五〇九	二、五〇九	
		一五、二一三	一五、二一三		一五、二一三	一五、二一三	
		二四九、四六六	二四九、四六六		二四九、四六六	二四九、四六六	
		一六四、六七九	一六四、六七九		一六四、六七九	一六四、六七九	
		一一、八二四	一一、八二四		一一、八二四	一一、八二四	
		八〇四	八〇四		八〇四	八〇四	
		五、二四六	五、二四六		五、二四六	五、二四六	
		六九三	六九三		六九三	六九三	
		五、九九〇	五、九九〇		五、九九〇	五、九九〇	
		一七六、六五五	一七六、六五五		一七六、六五五	一七六、六五五	
		一八、二〇〇	一八、二〇〇		一八、二〇〇	一八、二〇〇	
		一七、七八一	一七、七八一		一七、七八一	一七、七八一	
		四一九	四一九		四一九	四一九	
		一九三	一九三		一九三	一九三	
		四、六九〇	四、六九〇		四、六九〇	四、六九〇	
		一三、四二二	一三、四二二		一三、四二二	一三、四二二	
		一三、八七一	一三、八七一		一三、八七一	一三、八七一	
		三三五	三三五		三三五	三三五	
		六〇、二〇六	六〇、二〇六		六〇、二〇六	六〇、二〇六	
		三九五	三九五		三九五	三九五	
		五、一八四	五、一八四		五、一八四	五、一八四	
		八二七	八二七		八二七	八二七	
		一、一七九	一、一七九		一、一七九	一、一七九	
		七、一九〇	七、一九〇		七、一九〇	七、一九〇	
		六四、四〇七	六四、四〇七		六四、四〇七	六四、四〇七	
		一七〇、七四〇	一七〇、七四〇		一七〇、七四〇	一七〇、七四〇	
		一六四、五六五	一六四、五六五		一六四、五六五	一六四、五六五	
		六、一七五	六、一七五		六、一七五	六、一七五	
		九、七九四	九、七九四		九、七九四	九、七九四	
		一、二八八	一、二八八		一、二八八	一、二八八	
		八、二三四	八、二三四		八、二三四	八、二三四	
		八、五〇六	八、五〇六		八、五〇六	八、五〇六	
		二七二	二七二		二七二	二七二	
		一七、五一一	一七、五一一		一七、五一一	一七、五一一	
		一七、一二〇	一七、一二〇		一七、一二〇	一七、一二〇	
		六、五六六	六、五六六		六、五六六	六、五六六	
		六、七五三	六、七五三		六、七五三	六、七五三	
		一八七	一八七		一八七	一八七	
		一六、三〇六	一六、三〇六		一六、三〇六	一六、三〇六	
		九、〇八三	九、〇八三		九、〇八三	九、〇八三	
		七、二二三	七、二二三		七、二二三	七、二二三	
		二二、五五二	二二、五五二		二二、五五二	二二、五五二	
		二九、一三七	二九、一三七		二九、一三七	二九、一三七	
		五一、六九〇	五一、六九〇		五一、六九〇	五一、六九〇	
		三九一	三九一		三九一	三九一	
		二〇、四四四	二〇、四四四		二〇、四四四	二〇、四四四	
		二二、四〇二	二二、四〇二		二二、四〇二	二二、四〇二	
		四三、八四六	四三、八四六		四三、八四六	四三、八四六	
		七二〇	七二〇		七二〇	七二〇	
		四二、九九七	四二、九九七		四二、九九七	四二、九九七	
		五二、五三九	五二、五三九		五二、五三九	五二、五三九	
		九五、五三六	九五、五三六		九五、五三六	九五、五三六	
		二四	二四		二四	二四	

二五

第二章 間島及瓊春地方	內管館分				總計	延吉縣
	龍巖縣	瑯春縣	汪清縣	延吉縣		
	未解放地	未解放地	未解放地	未解放地	未解放地	未解放地
	一六、三〇六	一六、三〇六	一六、三〇六	一六、三〇六	一六、三〇六	一六、三〇六
	合 計	一八七	一八七	合 計	一八七	一八七
		六、五六六	六、五六六		六、五六六	六、五六六
		六、七五三	六、七五三		六、七五三	六、七五三
		八六	八六		八六	八六
		二、九一三	二、九一三		二、九一三	二、九一三
		二、九九九	二、九九九		二、九九九	二、九九九
		五二四	五二四		五二四	五二四
		三、五二三	三、五二三		三、五二三	三、五二三
		二、九七〇	二、九七〇		二、九七〇	二、九七〇
		五四、九三五	五四、九三五		五四、九三五	五四、九三五
		五七、九〇五	五七、九〇五		五七、九〇五	五七、九〇五
		三、〇〇一	三、〇〇一		三、〇〇一	三、〇〇一
		四二三	四二三		四二三	四二三
		五二六	五二六		五二六	五二六
		三、九五〇	三、九五〇		三、九五〇	三、九五〇
		二五、八九六	二五、八九六		二五、八九六	二五、八九六
		七、二二三	七、二二三		七、二二三	七、二二三
		二二、五五二	二二、五五二		二二、五五二	二二、五五二
		二九、一三七	二九、一三七		二九、一三七	二九、一三七
		五一、六九〇	五一、六九〇		五一、六九〇	五一、六九〇
		三九一	三九一		三九一	三九一
		二〇、四四四	二〇、四四四		二〇、四四四	二〇、四四四
		二二、四〇二	二二、四〇二		二二、四〇二	二二、四〇二
		四三、八四六	四三、八四六		四三、八四六	四三、八四六
		七二〇	七二〇		七二〇	七二〇
		四二、九九七	四二、九九七		四二、九九七	四二、九九七
		五二、五三九	五二、五三九		五二、五三九	五二、五三九
		九五、五三六	九五、五三六		九五、五三六	九五、五三六
		二四	二四		二四	二四

二四

第二章 間島及琿春地方

二六

琿春縣	琿春商埠地	二三五	四七四	四二六	九〇〇
雜居地	七六一〇	二二,二一五	一九,六二一	四〇,八三六	
合計	七,八四五	二一,六八九	二〇,〇四七	四一,七三六	
總計	五七,七一九	一八四,四八八	一六一,七〇六	三四六,一九四	

大正十五年末

延吉縣	龍井村商埠地	二,三四三	六,〇一七	五,三六一	一一,三七八
局子街商埠地	三五二	七二六	六八八	一,四一四	
頭道溝商埠地	五八七	一,四七一	一,三九四	二,八六五	
合計	三,二八二	八,二一四	七,四四三	一五,六五七	
雜居地	二四,三七七	八二,七六四	七〇,八〇六	一五三,五七〇	
合計	二七,六五九	九〇,九七八	七八,二四九	一六九,二二七	
和龍縣	雜居地	一八,三二二	五九,六四七	五一,九五八	一一,六〇五
百草溝商埠地	一九二	三八一	八四六	一一,二二七	
合計	四,九二四	一七,六〇〇	一三,一三四	三〇,七三四	
汪清縣	雜居地	五,一一六	一八,〇六五	一三,五一五	三一,五八〇
合計	二九〇	六四八	五七九	一一,二二七	
琿春縣	琿春商埠地	七,九〇三	二二,〇二一	二〇,三五六	四二,三七七
雜居地	八,一九三	二二,六六九	二〇,九三五	四三,六〇四	
合計					

總計

五九,二九〇

一九一,三五九

一六四,六五七

三五六,〇一六

(ロ) 支那人の移住

支那人の居住は朝鮮人移住の數年後から始まり、多く山東省の流浪民であつて朝鮮人が肥沃饒の地を開拓し、武陵桃源の境を夢みつゝあるのを見て、奸悪なる彼等は貪慾飽く事を知らぬ清國官憲と結托し、鮮人が數年間を費し營々として困苦と闘ひつゝ開拓し、漸く其の實績を擧げんとする土地を自己の所有地と稱し、之を横領して自家の小作農となし、然らざる者は極度の迫害を加へて遂に鮮内地に驅逐し、又は朝鮮人の新移住者を通路に待ち受けて自己の未墾地を貸與して開墾させ、そして小作料を三ヶ年間徴收せず四年目から作物出來高の四割乃至五割の小作料を徴收する等の手段によつて蓄財に餘念なく、かくして大地主となるものが多いのであるが、此の慣習は今尙脱せずして朝鮮人を奴隸視し、朝鮮人を小國人と呼び自らを大國人と誇稱して居る状態である。

而して是等移住民の移住状態を見るに、朝鮮人移住者は其の大半は赤手空拳の徒であつて、多少資産を有して居るものは土地家屋を賣却し家具日用品等を携帶して一家眷族を引連れ、親戚或は知己を頼り支那人所有の未墾地を開墾して小作を爲し、開墾期間の食糧の不足及耕牛のないものは支那人から借用又は賃借する等、苦心の結果漸く永住の基礎を固め来たのである。支那人の來住者は鮮人と趣を異にし、其の多くは多少の資財を持ち、支那官憲から土地の分配を受け、或は官憲と結托して鮮人の既耕地を横領し、充分蓄財を得た後に家族を故郷より招いて、永住の基礎を固むる者が多いのである。

(ハ) 間島及琿春地方在住民の密度

延、和、汪、琿の四縣を通じて、總面積は一千六百五十六平方里であるが、此の一帶に於ける在住民は内地人朝鮮人支那人外國人を通じて、四十四萬四千四百二十餘人である。故に一平方里に二百六十八人の密度を示して居る。これを日本

内地の人口密度一平方里に付二、四二五人に比すれば約八分の一に當り、朝鮮の一、二六四人に比べても、尙約四分の一の僅少である。更に間島接壤地方の撫松縣の二六人、安圖縣の三九人等の稀薄なる人口密度を見ては、自然の恵み豊かな本地方が、如何に多くの人口を擁護し得るか、窺ひ知られるだらう。左に間島琿春地方及同接壤地の人口及密度の表を掲げる。

地方別	縣別	面積	在				計	一平方里 在住者の 密度
			内地人	朝鮮人	支那人	外國人		
間島琿春地方	延吉縣	五二八	一、四一八	一六九	二二七	三八、一五八	七二	二〇八、八七五
	和龍縣	三七八	六一	一、六〇五	四、七九一	一一六	四、五八	三〇八
	汪清縣	四九八	一〇三	三一、五八〇	一六、三六〇	一	四八、〇四三	九六
	琿春縣	二六二	三六八	四三、六〇四	二七、〇四〇	三二	七一、〇四四	二七一
	計	一、六五六	一、九五〇	三五六、〇一六	八六、三四九	一〇五	四四四、四二〇	二六八
接壤地方	安圖縣	三七〇	—	五、七七七	八、七三四	—	一、五一一	三九
	撫松縣	四一一	—	二、九三四	七、八二〇	—	一〇、七五四	二六
	樺甸縣	六九四	—	四、七六一	八五、〇〇〇	—	八九、七六一	一一九
	敦化縣	三四七	—	一、七七九	四一、五六四	—	四三、三四三	一一五
	額穆縣	四九〇	—	三、〇二七	四五、〇〇〇	—	四八、〇二七	九八
東寧縣	一、〇九三	—	四、五〇〇	一六〇、〇〇〇	—	一六四、五〇〇	一五〇	
東寧縣	約	八〇〇	—	五、八〇〇	三五、〇〇〇	—	四〇、八〇〇	五一

更に同地方の人口、戸口を縣別に表示すれば左の通りである。

間島琿春地方縣別内外人口表 (昭和元年十二月末調)

縣別	土地別	内地人		朝鮮人		外國人		支那人		合計
		戸數	男女計	戸數	男女計	戸數	男女計	戸數	男女計	
延吉縣	龍井村	三〇	五二、四〇六	九六	二、三四三	六〇	一、七三三	六二	六二	一、三三三
	商埠地	三〇	一〇三	九六	一、六〇七	五、三六二	一、七三三	三〇	三〇	一、三三三
	局子街	三〇	一〇三	九六	一、六〇七	五、三六二	一、七三三	三〇	三〇	一、三三三
	頭道溝	三〇	一〇三	九六	一、六〇七	五、三六二	一、七三三	三〇	三〇	一、三三三
	商埠地	三〇	一〇三	九六	一、六〇七	五、三六二	一、七三三	三〇	三〇	一、三三三
	商埠地	三〇	一〇三	九六	一、六〇七	五、三六二	一、七三三	三〇	三〇	一、三三三
	商埠地	三〇	一〇三	九六	一、六〇七	五、三六二	一、七三三	三〇	三〇	一、三三三
	商埠地	三〇	一〇三	九六	一、六〇七	五、三六二	一、七三三	三〇	三〇	一、三三三
	商埠地	三〇	一〇三	九六	一、六〇七	五、三六二	一、七三三	三〇	三〇	一、三三三
	商埠地	三〇	一〇三	九六	一、六〇七	五、三六二	一、七三三	三〇	三〇	一、三三三
和龍縣	雜居地	二五	七、九六九	一、四一八	一、六〇七	一、七三三	一、七三三	一、七三三	一、七三三	一、七三三
	百草溝	二五	七、九六九	一、四一八	一、六〇七	一、七三三	一、七三三	一、七三三	一、七三三	一、七三三
	雜居地	二五	七、九六九	一、四一八	一、六〇七	一、七三三	一、七三三	一、七三三	一、七三三	一、七三三
	雜居地	二五	七、九六九	一、四一八	一、六〇七	一、七三三	一、七三三	一、七三三	一、七三三	一、七三三
	雜居地	二五	七、九六九	一、四一八	一、六〇七	一、七三三	一、七三三	一、七三三	一、七三三	一、七三三
	雜居地	二五	七、九六九	一、四一八	一、六〇七	一、七三三	一、七三三	一、七三三	一、七三三	一、七三三
	雜居地	二五	七、九六九	一、四一八	一、六〇七	一、七三三	一、七三三	一、七三三	一、七三三	一、七三三
	雜居地	二五	七、九六九	一、四一八	一、六〇七	一、七三三	一、七三三	一、七三三	一、七三三	一、七三三
	雜居地	二五	七、九六九	一、四一八	一、六〇七	一、七三三	一、七三三	一、七三三	一、七三三	一、七三三
	雜居地	二五	七、九六九	一、四一八	一、六〇七	一、七三三	一、七三三	一、七三三	一、七三三	一、七三三
汪清縣	雜居地	二五	七、九六九	一、四一八	一、六〇七	一、七三三	一、七三三	一、七三三	一、七三三	一、七三三
	雜居地	二五	七、九六九	一、四一八	一、六〇七	一、七三三	一、七三三	一、七三三	一、七三三	一、七三三
	雜居地	二五	七、九六九	一、四一八	一、六〇七	一、七三三	一、七三三	一、七三三	一、七三三	一、七三三
	雜居地	二五	七、九六九	一、四一八	一、六〇七	一、七三三	一、七三三	一、七三三	一、七三三	一、七三三
	雜居地	二五	七、九六九	一、四一八	一、六〇七	一、七三三	一、七三三	一、七三三	一、七三三	一、七三三
	雜居地	二五	七、九六九	一、四一八	一、六〇七	一、七三三	一、七三三	一、七三三	一、七三三	一、七三三
	雜居地	二五	七、九六九	一、四一八	一、六〇七	一、七三三	一、七三三	一、七三三	一、七三三	一、七三三
	雜居地	二五	七、九六九	一、四一八	一、六〇七	一、七三三	一、七三三	一、七三三	一、七三三	一、七三三
	雜居地	二五	七、九六九	一、四一八	一、六〇七	一、七三三	一、七三三	一、七三三	一、七三三	一、七三三
	雜居地	二五	七、九六九	一、四一八	一、六〇七	一、七三三	一、七三三	一、七三三	一、七三三	一、七三三
琿春縣	雜居地	二五	七、九六九	一、四一八	一、六〇七	一、七三三	一、七三三	一、七三三	一、七三三	一、七三三
	雜居地	二五	七、九六九	一、四一八	一、六〇七	一、七三三	一、七三三	一、七三三	一、七三三	一、七三三
	雜居地	二五	七、九六九	一、四一八	一、六〇七	一、七三三	一、七三三	一、七三三	一、七三三	一、七三三
	雜居地	二五	七、九六九	一、四一八	一、六〇七	一、七三三	一、七三三	一、七三三	一、七三三	一、七三三
	雜居地	二五	七、九六九	一、四一八	一、六〇七	一、七三三	一、七三三	一、七三三	一、七三三	一、七三三
	雜居地	二五	七、九六九	一、四一八	一、六〇七	一、七三三	一、七三三	一、七三三	一、七三三	一、七三三
	雜居地	二五	七、九六九	一、四一八	一、六〇七	一、七三三	一、七三三	一、七三三	一、七三三	一、七三三
	雜居地	二五	七、九六九	一、四一八	一、六〇七	一、七三三	一、七三三	一、七三三	一、七三三	一、七三三
	雜居地	二五	七、九六九	一、四一八	一、六〇七	一、七三三	一、七三三	一、七三三	一、七三三	一、七三三
	雜居地	二五	七、九六九	一、四一八	一、六〇七	一、七三三	一、七三三	一、七三三	一、七三三	一、七三三
總計	合計	二六	一、八八〇	三六八	八、一五三	三三、六九二	二〇、九三五	四、六〇四	三三	七三、〇四四
	合計	二六	一、八八〇	三六八	八、一五三	三三、六九二	二〇、九三五	四、六〇四	三三	七三、〇四四
	合計	二六	一、八八〇	三六八	八、一五三	三三、六九二	二〇、九三五	四、六〇四	三三	七三、〇四四
	合計	二六	一、八八〇	三六八	八、一五三	三三、六九二	二〇、九三五	四、六〇四	三三	七三、〇四四
	合計	二六	一、八八〇	三六八	八、一五三	三三、六九二	二〇、九三五	四、六〇四	三三	七三、〇四四
	合計	二六	一、八八〇	三六八	八、一五三	三三、六九二	二〇、九三五	四、六〇四	三三	七三、〇四四
	合計	二六	一、八八〇	三六八	八、一五三	三三、六九二	二〇、九三五	四、六〇四	三三	七三、〇四四
	合計	二六	一、八八〇	三六八	八、一五三	三三、六九二	二〇、九三五	四、六〇四	三三	七三、〇四四
	合計	二六	一、八八〇	三六八	八、一五三	三三、六九二	二〇、九三五	四、六〇四	三三	七三、〇四四
	合計	二六	一、八八〇	三六八	八、一五三	三三、六九二	二〇、九三五	四、六〇四	三三	七三、〇四四

第二章 間島及琿春地方

大正十四年十 二月末に比し	増	二	一、五七	六、七二	二、九三	九、八三
	減	元	元	元	元	元
					八二二七	三六

三〇

右の表に依つて見れば、朝鮮人の總数は三五六、〇一六人となつて居るが、最近の調査に據れば露支領在住鮮人は約七十萬人を計上して居るも其の實数は百萬に近いと稱せられて居るが故に、間島及琿春地方の鮮人總数は全數の約四割五分強を占めて居るのである。尙、間島及琿春地方に於ける在住鮮人と内地人、支那人、外國人との比例を見ると、次の様な率を示して居る。

(A) 内地人は一千九百五十人である故に、鮮人は其の約十七倍五分弱に當る。

(B) 支那人は八萬六千三百四十餘人である故に、鮮人は其の約四倍に當る。

(C) 外國人は一百餘人である故に、鮮人は其の約二千四百二十有餘倍に當つて居る。

(三) 間島及琿春地方移住鮮人の本籍別及増加率

一 葦帯水の圖門江を隔て、咸鏡北道に接壤して居る關係上、在住鮮人の約七割五分弱は咸鏡北道の者を以て占めて居る。次は咸南、江原、平南、黄海、平北、京畿、慶北、慶南、忠北、全南、忠南、全北の順位となつて居るが、昭和元年十二月末の調査によると、次の如き數を示して居る。

間島琿春地方縣別在住朝鮮人本籍道別戸口表 (昭和元年十二月調)

現住縣別	戸數	計		男		女	
		計	男	計	女		
京畿	四〇六	二二	一〇	七	三		
忠北	一一	七	三	四	三		
忠南	一〇四	七三	四六	二七	二七		
全北	七	五	三	二	三		
全南	九	六	三	三	三		
慶北	七	五	三	二	三		
慶南	一七	一三	七	六	七		
黄海	七三	五三	三三	二〇	一三		
平南	一、三三	八〇	五〇	三〇	五〇		
平北	三二	二一	一三	一〇	一三		
江原	三、二〇	一、〇〇	六〇	三〇	七〇		
咸南	二、〇三	七〇	四〇	三〇	四〇		
咸北	一、〇七	三〇	一五	一五	一五		
計	一、七四	五九	三三	三三	二六		
和龍縣	計	七	三	二	一		
	戸	七	三	二	一		
	男	三	一	二	一		
	女	四	二	一	一		
汪清縣	計	九	五	四	一		
	戸	九	五	四	一		
	男	五	三	二	一		
	女	四	二	二	一		
琿春縣	計	三	一	一	一		
	戸	三	一	一	一		
	男	二	一	一	一		
	女	一	一	一	一		
合 計	計	一、七四	五九	三三	二六		
	戸	一、七四	五九	三三	二六		
	男	五九	三三	三三	二六		
	女	二六	二六	二六	二六		

内地人朝鮮人の増加状況

内 地 人	計	男		女	
		計	男	計	女
和龍縣	七	三	二	四	一
汪清縣	九	五	四	四	一
琿春縣	三	一	一	二	一
合 計	一、七四	五九	三三	二六	二六

間島及琿春地方に於ける移住鮮人の増加の狀態は、移住者と出生者によつて平均毎年一萬人以上の増加率を示して居る。

第二章 間島及琿春地方

之を統計に徴するに大正元年に十六萬三千人で同五年末には二十萬三千四百人同十年末には三十萬七千八百人同十四年末には三十四萬六千一百人昭和元年十二月には三十五萬六千十六人と云ふ増加を示して居る。(別表参照)
 因に支那人の増加状態を見るに、大正元年に四萬九千同五年末には六萬八千人、同十年末に七萬三千七百七人、同十四年末には八萬二千四百人、而して昭和元年十二月末には八萬六千三百四十九人に達して居る。
 左に本地方に於ける内鮮人増加状況調査表及在住内地人の本籍戸口表を掲げるが、後者の表中五十人以上の在住者を有する府縣は長崎、廣島、鹿兒島、佐賀、福岡、東京、熊本、山口、愛知、宮城、愛媛の諸府縣であつて、九州地方と中國地方の移住者が多い。而してこれらの人が如何なる職業に就いて居るかを知らる爲に琿春縣下の例を取つて、同縣下に於ける内地人の職業別表を添へた。

間島及琿春地方内鮮人増加状況調査表

年 別	内地人		朝鮮人		調査月日
	男	女	男	女	
明治三十九年	一一〇	一一〇			十二月末
明治四十年	一一〇	一一〇	七三、〇〇〇	七三、〇〇〇	同
明治四十一年	二八〇	二八〇	九一、〇〇〇	九一、〇〇〇	同
明治四十二年	三三〇	三三〇			同
明治四十三年	三三〇	三三〇			同
明治四十四年	二九〇	二九〇	一二七、五〇〇	一二七、五〇〇	同
大正元年	三三〇	三三〇	一六三、〇〇〇	一六三、〇〇〇	同

年 別	延吉		龍井		調査月日
	男	女	男	女	
大正二年					
大正三年					
大正四年					
大正五年	六六〇	六六〇			十二月末
大正六年					
大正七年					
大正八年	五三二	五一六			十二月末
大正九年					
大正十年					
大正十一年	八〇四	五一六			十二月末
大正十二年	一、〇八七	八五五			
大正十三年	一、〇六三	八九三			
大正十四年	一、〇五六	九二二			
大正十五年	一、〇一七	九三三			

間島琿春地方縣別在住内地人本籍別戸口表(其一)(昭和元年十二月末調)

本籍府縣別	延吉		龍井		計
	男	女	男	女	
東京府	一七	三三	四七	七二	六六
龍井村					
局子街					
頭道溝					
雜居地					
和龍縣					

第二章 間島及環春地方

地別等級	計		
	未耕地	林地	漬地
國們江流域	12,650	19,675.0	110,300.7
海蘭河流域	25,300	73,070	115,790.9
哈爾巴圖河	40,000	55,000	101,000
流域北部	50,000	130,000	150,000
同上南部	80,000	110,000	130,000
嘎呀河流域	100,000	150,000	180,000
同上東部	150,000	200,000	250,000
計	530,000	707,000	1,067,000

備考 環春地方に於ては耕地及住民地約九十一方里未耕地及荒蕪地六十三方里有す。漬地とは道路、河床、砂礫地及濕地其の他の不可耕地を謂ふ。既耕地の内朝鮮人の所有は百分の四十五で、他は支那人の所有に屬して居る。宅地は朝鮮人の使用するもの百分の七十以上を占め、林地未耕地は一部分支那の所有に係るものもあるが、漬地と同じく殆んど國有にして、先づ開墾せんとする者が出願をなし、許可を得て茲に始めて所有權が發生するのを慣例とする。

間島地別地價概算表 (大正十三年末調)

地別等級	計		
	未耕地	林地	漬地
宅地	1,950.1	1,000.0	1,000.0
計	1,950.1	1,000.0	1,000.0
稻田	1,000.0	1,000.0	1,000.0
計	1,000.0	1,000.0	1,000.0
畑地	1,000.0	1,000.0	1,000.0
計	1,000.0	1,000.0	1,000.0

第二章 間島及環春地方

備考	合計	未耕地					合計	町歩	金高
		計	計			地			
			一等	二等	三等				
一、宅地に各流域地方の全般に涉りて等級を分ち(各市街地も他と同様に本表に包含して一率に算出したが、此の地價は他と同一視することを得ないので特に参考の爲別表を調製する)家屋所在地を考量して、其の一等地を稻田の一等地と同一にし二等四百圓、三等二百五十圓の見當にした。	100,285,933	100,000	3,535,000	176,250	1,886,000	79,649,500	433,449,600	10,285,933	
二、如地も稻田と同一基準により一等三百五十圓、二等二百五十圓、三等百圓の見當にした。	100,285,933	100,000	3,535,000	176,250	1,886,000	79,649,500	433,449,600	10,285,933	
三、未耕地は近年人口の増加と共に漸次買時價を生じ、洞村部落又は水田に有望な地方等肥沃な地は既耕地より以上の呼値があるから、開費其の他を考量し如地三等稍下一等を二百圓、二等五十圓、三等三十圓にした。	100,285,933	100,000	3,535,000	176,250	1,886,000	79,649,500	433,449,600	10,285,933	
四、林地は其の伐木高毎毎年に嘔呀河流域に於て三萬尺締を、圖們江流域(間島側)に於て二萬尺締、哈爾巴圖河及海蘭河流域に一萬尺締計六萬尺締とし、山元に於ける原木代尺締五十錢に見込み、支那官廳に納税すべき百分の五と一町歩當り四百尺締の立木を基準として、其の價値を打敷した。即ち六萬尺締の立木地は百五十町歩にして、其の山税金は千六百五十圓である故に一町歩當りを十一圓の價格にした。	100,285,933	100,000	3,535,000	176,250	1,886,000	79,649,500	433,449,600	10,285,933	
五、濱地は人口稀薄に加ふるに交通不便で尙鑛業不振の現今では、其の價値は認め難いから、諸賢の高見に譲つて茲に除外することにした。	100,285,933	100,000	3,535,000	176,250	1,886,000	79,649,500	433,449,600	10,285,933	

間島各市街地各等百坪當地價概算表 (大正十三年末調)

縣別	市街名	一等地	二等地	三等地	四等地	五等地
和龍縣	太拉子	300	150	70	30	20
	三道溝	300	100	50	30	15
	南地坊	500	300	100	50	20
龍井	龍井村	3,000	1,500	800	300	80
	南地坊	300	200	100	50	20
	局子街	2,000	1,000	500	200	50

延吉縣	頭道溝	銅佛寺	二道溝	老頭溝	汪清縣		平均	備考
					百草溝	大汪清		
	一、五〇〇	三〇〇	二〇〇	五〇〇	五〇〇	二〇〇	七五〇	一、二等地は何れの市街に於ても百分の五五にして三等地を普通とし四、五等の地が最も多い。
	八〇〇	二〇〇	一〇〇	三〇〇	二〇〇	一〇〇	四〇〇	
	四〇〇	八〇	五〇	一〇〇	八〇	六〇	一八〇	
	一五〇	五〇	三〇	五〇	四〇	三〇	八〇	
	三〇	三〇	一五	二〇	二〇	一五	二七	

琿春地方の地價

耕地の價格は地方に依つて一定せないが、琿春市街地以西圖們江一帶は地味肥沃であるのと交通の便利である事に依り其の價格最も高く一晌六十圓乃至百圓を稱へ、市街地より琿春河上流に溯るに従つて馬賊の掠奪等生命財産の危険があるのと、交通が不便で生産穀の搬出に手數が要る關係から、奥地に進むに従つて益々地價廉く殆んど地味の膏腴には無關係の如く、一晌三十圓乃至六十圓の廉價である。琿春市街を圍繞する一、二里の地は農産物の販賣が便利であるのと冬季の結氷時に於て農閑を利用し貿易物貨の運搬に従事し賃金を得る便利があるから、市街地附近の地價は一般に高く一晌百圓以上であるのを常とする。

第七節 土地制度

間島の土地制度は吉林省の規定に準ずるけれども、極めて不完全であつて、只單に官有地民有地に別ち、民有地は徵稅の關依上更に熟地(既耕地)、房基地(宅地)、山林地、夾荒地或は河通及山荒地(荒蕪地)、生荒地(未耕地)、窩田地(沼澤地)等に區分して居る。民有地中に學田と稱するものがあるが、是は人民が無主の土地を發見し官に申告して地券の發給を受けて所有權を得たるものであつて、其の地租は直接支那縣立學校に納入し學校では之を學校費に充て、居る。因に官有地の主なるものは老爺嶺山脈、白頭山支脈に連る一帶の森林地帯であり、其他に元と民有地にして人民間互に其の所有權を争つて所屬判明し難いものはこれを沒收して官有地としたものも少なくない、三道溝青山里の某地及鍾城間島、古間島の如きものである。

琿春地方に於ても吉林省管内なれば土地制度は同じでなければならぬが、琿春地方は移住鮮人によつて開墾せられた關係上、特に吉林省の規定に準ぜず獨立せる制度を用ふるやうである。併し民有地の分類は間島と同じ。

(イ) 土地計算法

間島のみならず吉林省一般に於ける土地計算法は從來特殊の歴史及慣習を有して居るのであるが、本調査の目的でないから之を省略して、左に現行の方法を説明しよう。

地積計算上の單位は方、頃、日、繩、晌、畝、弓、步等數段の區分があつて常用するに頗る不便である故に、間島地方に於ては單に晌、畝、弓を以て計算して居る。弓は長さ五尺であつて東三省各地共通であるが、畝に至つては或は二四〇弓を一畝とし、或は二八八弓を一畝と稱し其他三六〇弓を一畝と計算する等種々雜多である。(本調査に於ては二八八弓一畝を標準とした。)

其の大要は左の如し。(東三省地積法に依る)

地積法 (日支比較)

單位	支那		日本	
	呼	那	換算	面積
一尺	一〇寸平方		支那官尺を用ひたるもの	支那木尺を用ひたるもの
一丈	一〇尺平方		一〇五 ^{平方尺} 六	一〇四 ^{平方尺}
一弓	長さ五尺又は五尺平方		三〇九七 ^{平方} 六	三〇〇四 ^{平方}
一畝	小畝(二四〇弓)	二四〇	一八五・八五六	一八〇・二六六
	中畝(二八八弓)	二八八	二二三・〇二七	二一六・三七九
	大畝(三六〇弓)	三六〇	二七八・七八四	二七〇・四〇〇
日	小畝(六畝)	一、四四〇	一、一五・一四	一、〇八一・六〇
	中畝(一〇畝)	二、八八〇	二、三五〇・二七	二、一六三・六〇
	大畝(一〇畝)	三、六〇〇	二、七八七・八四	二、七〇四・〇〇
頃	單繩、小畝(一〇畝)	一、四四〇	一、一五・一四	一、〇八一・六〇
	雙繩、小畝(二畝)	二、八八〇	二、二三〇・二七	二、一六三・二〇
方	六畝を一日一天四〇日	五七、六〇〇	一八、五八五・六〇	一八、〇二六・六六
	一〇畝一日一天二二四日	五七、六〇〇	四四、六〇五・四四	四三、二六三・九九
中	畝(四五〇畝)	一一九、六〇〇	四四、六〇五・四四	四三、二六三・九九
			一〇〇、三六二・二四	九七、三四三・九九

畝 中畝 四〇畝(一、八〇〇畝) 五一八、四〇〇 四〇一、四四八・九六 三八九、三七五・九四
 井中畝 九畝 三六方(一六、二〇〇畝) 四、六六五、六〇〇 三、六一三、〇四〇・六四 三、五〇四、三八三・四八

名稱の説明

官尺、従前の部分又は營造尺と稱する尺度にして新民國權度法も亦之を用ふ。
 木尺、吉林省各地に於ける大工用の木尺にして民間に於ける土地面積の測定には多く之を用ふ。
 歩、長さ五尺に相當し吉林省一般に地積計算の際に人間の二歩を以て歩を換算し五尺即ち一弓度に代ゆ。
 (尺は支那尺とす以下同斷)

丈、丈は十尺なるも亦十尺平方の面積をも指稱す。
 弓、法規上面積五尺平方を指すものとし、民間五尺の長さにも用ふ。

小畝、舊年開墾の耕地に行はれ二四〇弓に相當す。俗に小畝一畝に對し七二〇弓と稱するものあるも右は一弓の三分の一の幅員を有する畝の長さ七二〇弓の面積は二四〇弓に等しきを以てなり。

中畝、蒙古王地及吉、黑兩省の新墾地に行はれ二八八弓に相當す。俗に中畝一畝に對し七二〇弓と稱するものあるも、右は一弓の五分の二の幅員を有する畝の長さ七二〇弓の面積は二八八弓に等しきを以てなり。

大畝、従前開墾せる蒙古王地中蒙古人の私有地に行はれ他地方には行はれず、俗に一〇、〇八八弓數を用ふ、即ち五尺の十分の三の中を有する畝の長さを指すものにして實積三六〇弓に相當す。

日、天、响、三者共に一日の日を指すに在りて同一なり、日及天は吉林省に於ては多く用ひられず、响は吉林省、黑龍江省の新開地に用ひられ、中畝一〇畝を以て一响とす。

繩、頃、方、區、井、等の計算法は前掲の對照表によりて推知するを得べし。

(ロ) 度量衡法

支那の度量衡は甚だ不統一であつて各地異つて居り、間島に於ける支那一斗の計量は我が國の一斗二升八合に當り、敦化、額穆に於ては一斗二升乃至一斗三升辨の二種を用ひ、吉林に於ては一斗二升辨を用ひ、長春に於ては一斗三升乃至一斗三升六合辨を用ふる。又衡量は間島に於ては支那一斤は我が一四七匁に當り、敦化、額穆地方に於ては一斗三升乃至一斗三升六合辨を用ふる。長春に於ける支那一斤は我が九三斤七五匁に當る。尺度も其の種類裁尺、木尺、吉林に於ては我が一五三匁を支那一斤とし、長春に於ける支那百斤は我が九三斤七五匁に當る。尺度も其の種類裁尺、木尺、大布尺、造幣尺等用途によつて其の種類を區別して使用する等、其の煩雜なることには支那人自ら不便に苦しんで居るから、幾度か之を統一しやうと權度法及權度特許法を發布したが、未だ全國には普及してゐない状況である。新に發布せられた權度法(民國四年九月發布)に依る度量衡を、萬國推度通制及日本度量衡と比較すると左の如し。(新規の權度法は舊來のものを參酌して制定せられた故に大體に於て新舊符合して居る。)

新定權度法

區別		支那舊造尺庫平制	萬國推度通制	日本度量衡法
量	釐	〇・〇〇三二	〇・〇〇三二	一・〇五六〇〇
分	分	〇・〇三二	〇・〇三二	一・〇五六〇〇
寸	寸	〇・三二	〇・三二	一・〇五六〇〇
尺	尺	三・二	三・二	一・〇五六〇〇
步	步	一・六	一・六	五・二八〇〇〇
丈	丈	三・二	三・二	一・〇五六〇〇
弓	弓	三・二	三・二	一・七六〇〇〇

地		積		量		衡													
里	毫	釐	分	畝	頃	勺	合	升	斗	斛	石	毫	釐	分	錢	兩	斤		
五七六〇	〇・〇〇三二	〇・〇三二	〇・三二	三・二	六・一四四	〇・〇〇三二	〇・〇三二	〇・三二	三・二	六・一四四	二〇	〇・〇〇三二	〇・〇三二	〇・三二	三・二	三・七三〇一	三・七三〇一	五九六・八一六	
里	町	合	勺	畝	頃	斗	升	斗	斛	石	毛	厘	分	厘	匁	匁	匁	斤	
〇・二八〇〇〇	〇・一四六六九	一・八五八五六	一・八五八五六	〇・六一九五二〇	六・一九五二〇〇	六・一九五二〇〇	六・一九五二〇〇	六・一九五二〇〇	六・一九五二〇〇	六・一九五二〇〇	六・一九五二〇〇	六・一九五二〇〇	六・一九五二〇〇	六・一九五二〇〇	六・一九五二〇〇	六・一九五二〇〇	六・一九五二〇〇	六・一九五二〇〇	六・一九五二〇〇

第二章 間島及琿春地方

四九

吉林黑龍兩省新開墾地の地租徵收法及其の率は、大正二、三年以後は吉林省に於て規定された率に依り、熟地(既墾地)に對しては一晌地(七反四畝三四)六百六十文(吉林制錢一干文を以て一吊とする)邦貨約三十錢)の地租並に其の附加税として巡警費一吊文(吉林制錢邦貨約五十錢)教育費三百六十文(邦貨約十八錢)及税額一吊文に付き百分の六の底錢(收税手数料)を徵收する。其の他の地に於ては左の稅率に據る。

山林地有林地三晌、薪炭地五晌を以て熟地一晌地の稅率とし、房基地(宅地)は熟地と同様の稅率とする。

生荒地(未墾地)三、四晌地を以て熟地一晌地の稅率

夾荒地(荒蕪地)三、四晌地を以て熟地一晌地の稅率

窩田地(沼澤地)三、四晌地を以て熟地一晌地の稅率

大正十年頃から和龍延吉縣等の朝鮮移住者の多い地方では、之を改正して熟地一晌地に對し大洋二元(邦貨約二圓四十錢)及手数料六成(六文)を徵收して附加税を徵收しない。納税期は一年一回として其の度毎に徵税官吏が出張して、地券面と土地とを對照して賦課率を定めるのであるから、此の際に地主の奔走賄賂にして其の宜しきを得たならば、地券面積を減少して四、五十晌の土地でも七、八晌地分の地租を納むれば足りる等の利益が得られるのである。

吉林財政廳國稅雜種稅徵收期日及滯納處分規則抄

- 一、地租ノ徵收期ハ毎年陽曆十一月一日ヨリ十二月十五日ヲ第一期同十二月十六日ヨリ翌年二月十五日迄ヲ第二期同二月十六日ヨリ四月十五日迄ヲ第三期トス
- 縣公署ニテハ徵收前一般人民ニ佈告スルニヨリ人民ハ以上ノ三期內ニ於テ國稅地方稅ヲ全部納付スヘシ
- 二、第一期內ニ於テ納付ヲ爲ササル者及一部未納者ニ對シテハ十二月十六日則チ第一期ノ翌日徵稅官ヨリ第一次催告狀ヲ

發シ之ヲ納付セシム

第一次催告狀様式ハ徵稅官吏之ヲ定ム

三、第二期內ニ於テ未納及一部未納者ニ對シテハ二月十六日徵稅官ヨリ第二次催告狀ヲ發スヘシ

四、催告手数料ハ一回二十五錢ヲ徵シ受領證ヲ發スルモノトス

但シ催告狀ハ特ニ送達料ヲ徵收スルコトヲ得ス若シ之ヲ不當ニ徵收シタル者アルトキハ告訴スルコトヲ得催告手数料ハ催告狀ヲ本人ノ許ニ送達シタル際之ヲ徵收ス

催告手数料ヲ納付スル能ハサル貧困者ニ對シテハ徵收不能ノ公告ヲ爲シ特ニ之ヲ免除スルコトヲ得

五、第三期ニ及ヒ依然滯納セル者ニ對シテハ第三期日ノ翌日則チ四月十六日徵稅官ハ滯納者ノ住所姓名土地ノ面積及國稅

地方稅ノ稅額等ヲ詳細調査シタル書類ニ一通ヲ作製シ一通ヲ縣公署ニ一通ヲ財政廳ニ送達シ尙第三次催告狀ヲ發シ左記諸項ニ由リ之ヲ處分ス

一、第三期日ヲ經過スルコト十五日以後則チ四月末日以後ノ者ニ對シテハ

イ、總稅額ノ十分ノ二ヲ加重徵收ス

ロ、第三期日一ヶ月ヲ經過則チ五月五日以後ニアリテハ總稅額ノ十分ノ三ヲ加重徵收ス

ハ、第三期日後二ヶ月ヲ經過シタル者則チ六月十五日以後ニアリテハ總稅額ノ十分ノ五ヲ加重徵收ス

滯納者ニ對シテハ差押處分ヲ爲スモ滯納金全部ヲ徵收シタル場合ハ差押處分ヲ解除スルモノトス

六、徵稅書類送達者ニ對スル旅費トシテ每一部ニ付二十五錢ヲ徵收ス若シ此ノ規定外ノ旅費ヲ徵シタル者ニ對シテハ告發スルコトヲ得

七、滯納者ニシテ事實逃亡又ハ廢絶家等ノ場合ハ其ノ財産ハ全部官ニ沒收シ宣告確定後登錄スルモノトス

(二) 小作

支那人は小作地を租地、小作人を租地的人、小作料を租地錢、地主を佃戸と稱し、朝鮮人は小作を半作と云ふが、收穫物を折半する例になつてゐるからである。而して借地を土貫と云ひ借地料をも土貫と云ふ習慣である。

支那人が朝鮮人をして未墾地を開墾させる慣例は、開墾後三ヶ年間は小作料を免じ四年目から納めしめ。而して小作料は出來高の二〇%乃至五〇%であつて、一般に穀納である。

朝鮮人小作人の支那人地主に對する關係は從來主従の關係を持ち來り、自家の家事は勿論家屋建築又は冠婚葬祭等の場合には何時にても小作人を徵收使役することが出來、又冬季には薪炭を徵發する等の慣例があり、朝鮮人小作人は非常なる支那人地主の跋扈の下に雌伏して居たのであつたが、統監府派出所設置以來漸次この弊風の改良に努めて居る。

琿春地方に於ける小作狀況

支那人は自己の領土たる關係と耕作の經驗から、主として平坦なる土地を占有して大農的に牛馬を使用して耕作する者多く、これに反して朝鮮人は故國の耕作法を保守し、牛を使つて小農的に耕耘する爲に努力を要すること夥しく、移住久しきに及んでも土地所有權を有する者は僅に五分の一に満たない。其他は多く支那人地主に屬し、耕耘の大部分は山腹の斜面や狹隘なる谷底でなければ、水害の虞ある河孟を耕しつゝある。

一般支那人間に行はれる小作は三種に大別せられ、共に口約に依つて賃貸契約が成立するのであるが、地主と小作人間に紛争の生じた例は稀れである。

(一) 永代小作

支那人の有する未墾地を開墾したる場合に應用され、開墾期間三年乃至四年間は小作料を要せない。開墾が完成した耕地は收穫雜穀の十分の二乃至四を地主に納め、其の小作權は他に讓渡するの自由を有するもので、殆んど土地所有權に

近いものである。

(二) 短期小作

既墾地又は耕耘に容易な土地を借入れた場合に行はるゝものであつて、二年乃至十年の小作契約を結ぶ。小作は收穫雜穀を折半したもの、及び一晌に對し雜穀三斗乃至二石を提供し、契約満期に際しては小作人は更に借入を爲す優先權を有して居る。

(三) 一年小作

主として平野の耕地に適用せられ、小作料は收穫物の十分の三を提供する者が多い。此の種の小作は土地所有者の雇人又は家族等に依りて耕耘し得ない場合に契約せらるゝものが多く、又其の收穫物全部を買収する條件によつて契約されるのである。

第八節 農耕大要

(一) 農作法

間島地方に於ける農耕は、同地が地味肥沃にして地力豊かなる上に農家所有面積が廣大であり農期が比較的短い等の諸原因のために、農事の改良は比較的意に解せられない様であつて、農民は粗耕に甘んじて却つて廣く耕作するのを最良の方法として居る状態にある。従つて施肥に關しても幼稚の域を脱せず、人糞の如きは一部支那人が蔬菜に施肥するの外は一般に顧るものは無く、僅に自家或は附近から拾ひ集めた牛馬糞及塵埃を堆積して醱酵させ、之を一晌地(七段四畝三四)馬車十臺(一臺約千五百斤)を最大限として施肥するものが多い現状であるから、金肥等の使用は未だ夢想だにも及ばない所である。農家作付面積並耕耘及運搬用牛馬飼育頭數は支那人にありては大農が七十町歩乃至百五十町歩、中農が十五町

歩乃至二十二、三町歩の耕地を所有し、牛馬は七八頭乃至十頭を飼育する者が多いのであるが、朝鮮人は支那人の小作が過半数を占め、耕地を所有する者も一町四、五反乃至五、六町を普通とし、最大が三十町歩であつて、牛馬は一戸一、二頭とし所有しない者は支那人から借りて耕作する状態にある。栽培作物の種類は支那人は粟、大豆、小麦、黍、玉蜀黍、玉黍蜀、雑豆、蔬菜等多く、朝鮮人は粟を主とし大麦、馬鈴薯之に亞ぎ、大豆、玉蜀黍に至つては著しく減少し、小麦の如きは極めて稀である。又水稻は朝鮮人のみ獨占し蔬菜は支那人多く栽培し、朝鮮人は僅に自家用を作るに過ぎぬ。支那人主要作物の割合を示せば左の如し。

種別	鮮人		支那人	
	種別	割合	種別	割合
米	—	—	—	—
粟	—	—	—	—
大豆	—	—	—	—
小麦	—	—	—	—
大麦	—	—	—	—
黍	—	—	—	—
玉蜀黍	—	—	—	—
馬鈴薯	—	—	—	—

播種は總て清名節から穀雨節迄の間即ち四月下旬頃の解氷期を俟つて耕耘し、大麦、小麦、粟、玉蜀黍、大豆、高粱、稗、稻、蔬菜等の順序に行ひ、五月中旬迄には殆んど播種を了るが、大麻は六月上旬に至ることがある。播種に輪廻播種を爲すものがあるが、其の順序に三年を一輪廻となすものと、七年を一輪廻として反復するものがある。大約を示せば、三年を一輪廻するものは第一年大豆第二年粟第三年玉蜀黍の順序であり、七年を輪廻するものは第一年大豆第二年粟第三年玉蜀黍第四年高粱第五年大豆第六年小麦第七年大麻の順序に播種する。粟の如きは連作せず、大麻は高粱及大、小麦の禾穀類の後に栽培する。

(二) 主要作物に對する收支計算

間島に於ける農業者栽培物中主なる作物粟、大豆、大麦、小麦、高粱、水稻の各種に對する收入支出状態を示せば左の如し。

(イ) 粟反當收支計算

項目	数量	單位	價格	
			單位價格	總價格
種子	六合	—	〇〇五	〇二〇
肥料	—	—	—	—
整地	牛一頭半日	—	一・二〇〇	六〇〇
播種	一人半	—	八〇〇	一・二〇〇
管理	三人	—	六〇〇	一・八〇〇
收穫及調製	四人	—	六〇〇	二・四〇〇
地租	—	—	—	一・一五〇
地方費養學費	—	—	—	六〇〇
斗稅	—	—	—	〇九〇
計	—	—	—	六・八七〇

龍井村附近 上等畑に於ける收入高

種目	反當收量	單價(石)	價
精粟	一〇〇〇石	一六〇〇〇	一六〇〇〇
粟	一〇〇〇石	〇〇四五	四・五〇〇
計			二〇・五〇〇

差引利益金十三圓六十三錢
龍井村附近 中等畑に於ける收入高

種目	反當收量	單價(石)	價
精粟	〇・八〇〇石	一六〇〇〇	一二・八〇〇
粟	一〇〇〇石	〇〇四五	四・五〇〇
計			一七・三〇〇

差引利益金十圓四十三錢
龍井村附近 下等畑に於ける收入高

種目	反當收量	單價(石)	價
精粟	〇・六〇〇石	一六〇〇〇	九・六〇〇
粟	一〇〇〇石	〇〇四五	四・五〇〇
計			一四・一〇〇

以上は市街地附近に於ける粟反當收量であるが、市街地二三里を距る地方の反當收量も亦同様であるから、之を省略し

た。

奥地上等畑反當收支計算

支	種目	金額
出	栽培費	六・七四〇

種目	反當收量	單價(石)	價
精粟	〇・八〇〇石	一三〇〇〇	一〇・四〇〇
粟	一〇〇〇石	〇〇四五	四・五〇〇
計			一四・九〇〇

差引利益金八圓十六錢
奥地中等畑に於ける收入高

種目	反當收量	單價(石)	價
精粟	〇・六〇〇石	一三〇〇〇	七・八〇〇
粟	一〇〇〇石	〇〇四五	四・五〇〇
計			一二・三〇〇

差引利益金五圓五十六錢
奥地下等畑に於ける收入高

種目 反當收量
 精粟 〇・四〇〇石
 粟 一〇〇石
 計

差引利益金二圓九十六錢
 (口) 大豆反當收支計算

種目	數量	單價	價格
種子	四升五合	二一〇円	四九五円
肥料	牛一頭半日	一・二〇〇	六〇〇
整地	一人	六〇〇	六〇〇
播種	一人	六〇〇	九〇〇
管理	一人半	六〇〇	一・二〇〇
收穫及調製	二人	六〇〇	一・五〇〇
地租			六〇〇
地方費及雜學費			〇九〇
斗稅			四・六三五
計			

收入

市街地附近 上等畑に於ける收入高
 種目 反當收量
 大豆 一・五〇〇石
 莢 稗
 計

差引利益金十一圓八十六錢五厘

市街地附近 中等畑に於ける收入高

種目 反當收量
 大豆 一・〇〇〇石
 莢 稗
 計

差引利益金六圓三十六錢五厘

市街地附近 下等畑に於ける收入高

種目 反當收量
 大豆 〇・八〇〇石
 莢 稗
 計

差引利益金四圓十六錢五厘

以上は龍井村附近のものであるが、市街地を距る二三里地との反當收量も亦之と異なる所なき故に之を略す。

奧地大豆反當收支計算

種目	反當收量	單價(石)	價格
收入			
栽培費		四・六三五	
支出			
奧地中等畑に於ける收入高			
種目	反當收量	單價(石)	價格
大豆	一・〇〇〇石	八・〇〇〇	八・〇〇〇
大豆	〇・八〇〇石	八・〇〇〇	六・四〇〇
計			六・四〇〇
差引利益金三圓三十六錢五厘			
奧地中等畑に於ける收入高			
種目	反當收量	單價(石)	價格
大豆	〇・六〇〇石	八・〇〇〇	四・八〇〇
大豆	〇・六〇〇石	八・〇〇〇	四・八〇〇
計			四・八〇〇

差引利益金一圓七十六錢五厘

奧地下等畑に於ける收入高

種目	反當收量	單價(石)	價格
大豆	〇・六〇〇石	八・〇〇〇	四・八〇〇
大豆	〇・六〇〇石	八・〇〇〇	四・八〇〇
計			四・八〇〇
差引利益金十六錢五厘			
(ハ) 大麥反當收支計算			

種目	數量	單價	價格
種子	六升	〇・六〇	三・六〇
肥料			
整地	牛一頭半日	一・二〇〇	六・〇〇
播種	一人	〇・六〇〇	六・〇〇
管理	一人半	〇・六〇〇	九・〇〇
收穫及調製	二人	〇・六〇〇	一・二〇〇
地租			一・五〇
地方費及醫學費			六・〇〇

斗	稅	計	〇・九〇
收	入	計	四・五〇〇

市街地附近	上等畑に於ける收入高	反當收量	一・七〇〇石	單價(石)	六・〇〇〇円	價	一〇・二〇〇円
-------	------------	------	--------	-------	--------	---	---------

計	〇・九〇
計	四・五〇〇
計	一〇・二〇〇

市街地附近	中等畑に於ける收入高	反當收量	一・五〇〇石	單價(石)	六・〇〇〇円	價	九・〇〇〇円
-------	------------	------	--------	-------	--------	---	--------

計	一〇・二〇〇
計	九・〇〇〇
計	九・〇〇〇

市街地附近	下等畑に於ける收入高	反當收量	一・二〇〇石	單價(石)	六・〇〇〇円	價	七・二〇〇円
-------	------------	------	--------	-------	--------	---	--------

計	七・二〇〇
計	七・二〇〇
計	七・二〇〇

差引利益金二圓七十錢
 以上は市街地(龍井村)附近のものであるが、市街地を距る二三里の地方の反當收量も亦異なる所なき故に之を略す。
 奥地に於ける大麥反當收支計算

支	出	種	目	金額	四・五〇〇円
栽	培	費			

收	入	種	目	金額	四・五〇〇円					
農	地	上	等	畑	に	於	ける	收	入	高

種	目	反當收量	一・五〇〇石	單價(石)	四・〇〇〇円	價	六・〇〇〇円
---	---	------	--------	-------	--------	---	--------

計	六・〇〇〇
計	六・〇〇〇
計	六・〇〇〇

差引利益金	一圓五十錢					
奥地中等畑に於ける收入高	反當收量	一・二〇〇石	單價(石)	四・〇〇〇円	價	四・八〇〇円

麥 計

差引利益金三十錢

奥地下等畑に於ける收入高

種 目 反當收量

麥 穀 一・〇〇〇石

麥 稈 一・〇〇〇石

計 一・〇〇〇石

差引損五十錢

(二) 小麥反當收支計算

支 出

種 目 數量

種子 七升

肥料 牛一頭半日

整地 一人

播種 一人半

管理 一人

收穫及調製 二人

單價(石)

四・〇〇〇円

四・〇〇〇円

四・〇〇〇円

四・〇〇〇円

四・〇〇〇円

四・〇〇〇円

四・〇〇〇円

四・〇〇〇円

四・〇〇〇円

四・〇〇〇円

四・〇〇〇円

四・〇〇〇円

四・〇〇〇円

四・〇〇〇円

四・〇〇〇円

地 租 一五〇

地方費及養學費 六〇〇

斗 稅 〇九〇

計 四・九八〇

市街地 上等畑に於ける收入高

種 目 反當收量

穀 實 一・三〇〇石

麥 稈 一・三〇〇石

計 一・三〇〇石

市街地附近 中等畑に於ける收入高

種 目 反當收量

穀 實 一・〇〇〇石

麥 稈 一・〇〇〇石

計 一・〇〇〇石

差引利益金七圓二錢

市街地附近 下等畑に於ける收入高

種 目 反當收量

穀 實 一・〇〇〇石

麥 稈 一・〇〇〇石

計 一・〇〇〇石

市街地附近 下等畑に於ける收入高

種 目 反當收量

穀 實 一・〇〇〇石

麥 稈 一・〇〇〇石

計 一・〇〇〇石

種目	反當收量	單價(石)	價格
穀實	〇・八〇〇石	一二・〇〇〇円	九・六〇〇円
麥稈			九・六〇〇
計			

差引利益金四圓六十二錢

以上は市街地(龍井村)附近に於けるものであるが、市街地を距る二三里の地の反當收量も亦異なる所なき故に之を略す。

奥地に於ける小麥反當收支計算

支出

種目

金額

栽培費

四・九八〇円

收入

奥地上等畑に於ける收入高

種目

單價(石)

價格

穀實

反當收量

九・〇〇〇円

九・〇〇〇円

麥稈

|

|

九・〇〇〇

計

|

|

|

差引利益金四圓二

奥地中等畑に於ける收入高

種目

反當收量

單價(石)

價格

穀實

〇・八〇〇石

九・〇〇〇

七・二〇〇円

麥稈

|

|

七・二〇〇

計

|

|

|

差引利益金二圓二十二錢

奥地下等畑に於ける收入高

種目

反當收量

單價(石)

價格

穀實

〇・六〇〇石

九・〇〇〇円

五・四〇〇円

麥稈

|

|

五・四〇〇

計

|

|

|

差引利益金四十二錢

(ホ) 高粱反當收支計算

支出

種目

數量

單價

價格

種子

一升三合

〇・〇八〇

二〇四

肥料

|

|

|

整地

牛一頭半日

一・二〇〇

六〇〇

管理

二人

六〇〇

一・二〇〇

種目	数量	單價	價格
播種	一人	六〇〇	六〇〇
收穫及調製	二人	六〇〇	一二〇〇
地租			二五〇
地方費及警學費			六〇〇
斗稅			〇九〇
計			四・五四四
反當收量	一・九五〇石	單價(石)	價
穀實		八・〇〇〇円	一五・六〇〇
計			一五・六〇〇
肥料	一〇〇貫	〇・〇〇三	三・〇〇〇
種子	七升	〇・八〇	五・六〇
計			八・六〇
差引利益金			十一圓五錢六厘

本項は上中下畑の區別なし。

(一) 水稻反當收支計算

種目	数量	單價	價格
整地	牛一頭一日	一・二〇〇	一・二〇〇
播種	三人	六〇〇	一・八〇〇
管理	三人	六〇〇	一・八〇〇
收穫及調製	五人	六〇〇	三・〇〇〇
地租			一五〇
地方費及警學費			六〇〇
斗稅			〇九〇
計			九・五〇〇

水稻は秣又は玄米の儘の賣買は稀であるから精白米に換算したる反當收支計算とす。
市街地附近に於ける收支計算

種目	金額
栽培費	九・五〇〇
精米費	二・〇〇〇
計	一一・五〇〇
市街地附近 上等水田收入高	
反當收量	一・五六〇石
單價(石)	二〇・〇〇〇円
價格	三二・二〇〇円

糶計 四五〇 〇五〇
 市街地附近 中等水田収入高 二・二五〇
 差引利益金二十一圓九十五錢 三三・四五〇

種目 反當收量 單價(石) 價 格
 精米 一・二〇〇石 二四・〇〇円
 糶 三六〇 一・八〇〇 二五・八〇〇

市街地附近 下等水田収入高
 差引利益金十四圓三十錢

種目 反當收量 單價(石) 價 格
 精米 一・〇八〇石 二二・六〇〇円
 糶 二七〇 一・三五〇 二二・九五〇

差引利益金十一圓四十五錢

以上は市街地(龍井村)附近水田水稻反當收量であるが、市街地を距る二、三里の地方の反當收量も亦略同様なる故に之を略す。

奥地水田に於ける收支計算

支 出

種目 金 額
 栽培費 九・二〇〇円
 精米費 二・〇〇〇
 計 一一・二〇〇

收 入

奥地上等水田収入高
 種目 反當收量 單價(石) 價 格
 精米 一・一〇〇石 一七・六〇〇円
 糶 三五〇 一・七五〇 一九・三五〇

差引利益金八圓十五錢

奥地中等水田収入高
 種目 反當收量 單價(石) 價 格
 精米 一・〇〇〇石 一六・〇〇〇円
 糶 二六〇 一・〇〇五 一七・三〇〇

差引利益金六圓十錢

奥地下等水田収入高

種目	反當收量	單價(石)	價格
精米	〇・八〇〇石	一六・〇〇〇円	一三・八〇〇円
米	一八〇石	〇・〇〇五	九〇〇
計			一三・七〇〇

差引利益二圓五十錢

以上、各種作物の反當收支計算に依り土地買収に支拂つた總金額に對し、收支計算に依る利益金が如何なる利廻に相當するかを表示すれば次の如し。

三、土地買収價格に對する反當利益金の利廻表 (自作農)

作物名 等級	市街地		奥地	
	土地買収價格	反當利益金	土地買収價格	反當利益金
粟	上等畑	五九・六九四	一三・七六〇	二・三三
	中等畑	四一・一五七	一〇・五六〇	二・二六
	下等畑	二六・三九四	七・三六〇	二・二八
大豆	上等畑	五九・六九四	一一・八六五	二・〇
	中等畑	四一・一五七	六・三六五	一・五
	下等畑	二六・三九四	四・一六五	一・六
大麦	上等畑	五九・六九四	五・七〇〇	一・〇
	中等畑	四一・一五七	四・五〇〇	一・一
	下等畑	二六・三九四	四・五〇〇	一・一

作物名 等級	市街地		奥地	
	土地買収價格	反當利益金	土地買収價格	反當利益金
小麦	上等畑	二六・三九四	二・七〇〇	一・〇
	中等畑	五九・六九四	一〇・六三〇	一・八
	下等畑	四一・一五七	七・一二〇	一・七
高粱	上等畑	二六・三九四	四・七三〇	一・八
	中等畑	五九・六九四	一一・六〇〇	一・九
	下等畑	四一・一五七	二・一六〇〇	二・四
水稻	上等水田	九二・九九四	二一・九五〇	二・六・三九四
	中等水田	六七・〇二〇	一四・二五〇	一八・九五七
	下等水田	四四・八二〇	一一・四五〇	一一・五二〇

因に、地主對小作人の利益關係は大體左の割合に依り收穫物を分配するのを通例とする。

市街地附近	地主	小作人
市街地を距る二三里地方	地主 四割	小作人 六割
奥地	地主 三割	小作人 七割

第九節 農作物

農作物に關する狀況は以下各項に述ぶる如くであるが、間島のみならず本調査地域に於ける農作物の名稱に關しては、初來者の多くは其の判別に苦しむところである。

一、主要穀類の主なるもの
米、支那に於て穀皮を有するものを稻子或は稗子と稱し、穀皮を取り去つたものを粳米と稱する。米に水稻陸稻の二種が

あり粳糯の區別がある。近年間島各地に水田を開墾するものが増加し、其の收穫高五萬餘石に達して居るが、米の重量は支那一斗日本の約三十二斤に當る。

粟、支那に於ては谷子と稱し、粳糯の二種があり、鮮人は之をヒンタイと謂ひ、間島に於ける農産物中最重要なものである。其の栽培面積は六萬五千百餘町歩であつて、既耕地面積の約三分の一に相當する。收穫高は八十三萬三千餘石を算し、其の種類は十數種あると謂ふ。名稱は粳粟は穀子、其の仕上品を小米子、糯粟は粘穀子、其の仕上品を小黄米或は小元米と稱へ、鮮黄色を呈して黒い溝を有する。穀子は穀粒の色によつて黄穀子（仕上品を黄小米と稱する）白穀子（仕上品を白小米と稱する）の二種に分ち、外皮の薄いのを良となし、輸出品は多く粳粟即ち穀子及小米子となす。粟の仕上法に炕確（温突乾燥）凍確（屋外乾燥）の二法がある、炕確は温突上にて三日乃至五日間乾燥させて靱白に掛くる。色澤は稍淡黒色となるが美味であつて飯に炊くときは其の量を増すことが多い。凍確は特に乾燥を加へずして直に靱白に掛くる。仕上ぐれば粟の色澤は鮮かであるが、前者に比して味が劣り飯に炊いても其の増量も亦劣つて居る。穀子の成分は水分一・九八〇脂肪四・三六〇蛋白質一・四四四澱粉五八・四七〇纖維七・五三〇礦物質三・二二〇位であつて、其の重量は支那一斗（日一斗二升八合）約二十三斤である。

大麥、大麥は食用に供するが、概して牛馬の飼料或は造酒原料酵母として用ひられ、茂山間島及汪清縣の山地に多く産して年收穫高約十七萬石あり、其の成分は水分一・二八六脂肪二・二〇〇蛋白質九・六三澱粉〇・五七纖維二・〇一礦物質二・七三である。

燕麥、燕麥は鈴當麥と稱へ、圖們江上流々城地方に多く産する。

小麥、火麥洋麥の二種がある。火麥は褐色であり粒長く溝も亦深く品質優良である。洋麥は火麥に比し色薄く粒及其の溝は短かい。兩者は一見酷似して居るから品種の鑑定は容易でない。用途は食料に供する外造酒原料（焼酎釀造用糶に混

用する）に使用し、品質は敦化縣産のものが最優良であり、間島産が之に亞ぐ。間島に於ける小麥の年收穫高は二十三萬餘石を算へ、其の成分は水分一四・〇〇四脂肪一・八二四蛋白質一七・五〇〇澱粉六一・七〇五糖分一六・九三六纖維二・九二七礦物質二・〇四〇とし、重量は支那一斗（日一斗二升八合）約二十九斤半である。

大豆、黄豆或は元豆と稱し間島到る所に産する。其の形状色澤によつて普通黄豆、金元黄豆、白眉、黑臍、青豆等に區分する。普通黄豆は産額最も多く、金元豆は一名金黄と稱し、色澤黄金色であるから此の名が附せられる。普通黄豆に比し粒稍小さく圓形にして莢に黄色又は褐色或は白色の痕がある（之を眉又は臍と謂ふ）黄豆中最優良のもので含油料多く搾油に適する。白眉豆は一名大白眉と稱へ前者より粒稍大にして隋圓形をなし、外皮は白黄色を呈し臍は白色又は褐色にして含油量前者に劣り、豆腐又は菓子原料に適する。黑臍は大小の二種がある、大黑臍は粒大にして圓く臍黒く大であり俗に猫眼と稱し含油量少く劣等品である、地味硬確又は濕地帯に栽種するに適する。小黒臍は臍黒色を呈し形状は普通黄豆に同じく、青豆は外皮青綠色を帯び内部は灰白色及黄色のものがある、大さは黄豆位にして用途も黄豆に同じく、品質は劣るが蛋白質稍優り豆素麵原料に用ひられる。青豆には大粒青豆と稱する一種がある、豆牙子を製するに適する。大豆の平均重量は支那一斗（日一斗二升八合）約三十二斤強である。

玉蜀黍、包米又は玉米と稱し黄包米、白包米の二種がある。黄包米は挽き割り粥として食用に供しこれを包米渣子と謂ふ。又製粉して餅を製造し食用に當つる。これを包米餅子と謂ふ。粉は包米麵と稱し、包米支那一石（日一石二斗八升）より普通上等粉約八十一斤下等粉約六十九斤を得る。品質は黄包米中小粒にして稍紅色なるものを優良となす。白包米は黄白色を呈し、製粉して百分の十の比を以て麥粉中に混入すれば、麥粉の色澤を美にし麥粉の味を變せず價格を廉にする利ありと稱するが、支那人は多量に之を混入する故に麥粉本來の味を變ずる嫌がある。間島に於ては綠豆、小豆、馬鈴薯の粉と混ぜて粉條子（豆素麵）を製造する。包米の莖の一部は牛馬の飼糧とするが、多くは燃料及建築用に供する。

包米の成分は水分一〇・六六脂肪四・六四蛋白質一二・二澱粉五九・六一糖分二・二五糊精六・六二纖維二・五四礦物質一・四八となす。重量は支那一斗(日一斗二升八合)約三十一斤強である。

蜀黍、高粱、紅糧、蜀黍等の稱がある。滿洲地方に於ては多く産するが、敦化額穆地方には少ない。其の種類は甚だ多いが、大別して撈子高粱、蛇眼高粱の二種となす。撈子高粱は元窩高粱とも稱し、粒形圓く實は黄赤色である、殼(窩子)の下部の色合に依り黄窩子、紅窩子、黒窩子に分つ(或る地方では黄高粱、紅高粱、黒高粱と稱へる)品質は黄高粱が最も優良で紅黒之に次ぎ、食用に供せらるゝ外造酒原料に用ふ。蛇眼高粱は撈子高粱に比し、稍長扁平にして蛇の目に似て居る故に此の名がある。内部は稍白黄色を帯び殼は黒色であるから黒窩とも謂ひ、食用に最も適して居るから米高梁の名もある。製酒原料としては前者に劣るが、凡そ高粱の精製減は約一割五分乃至三割である。又高粱の莖幹は燃料及建築材料として最も有用視せられ、高粱幹兒又は稜子と稱し其の成分は水分一三・〇〇脂肪五・〇二蛋白質八・二八澱粉六二・二纖維八・五九〇礦物質三・〇〇とし、重量は支那一斗(日一斗二升八合)約三十二斤強である。

附記

高粱の名稱は滿洲に於ける通稱であるが、日本語に於ては其の地方によつて名稱を異にし、南方に於てはキビ又はタカキビと稱し。之に反して北方即ち福島又は北海道方面ではトウモロコシと謂ひ、鹿兒島岡山地方では包米(蜀黍)をトウモロコシと稱し。之に反して北海道の或る地方ではトウキビと稱する等、キビとモロコシを混同して異稱して居る。

黍、黍子又は麻米子と稱して、外皮は紫色と白色との二種があり、之を精製したものを大黃米と稱する。食用に供する外清酒原料に用ふる。其の成分は水分三・〇七五脂肪三・一六八蛋白質一〇・五〇〇澱粉六三・四八纖維七・一〇一礦物質三・六七五である。

稗、稗子、祥子、或は勝子と謂ふ。俗間、稗の音の敗に通ずるのを忌んで此の名を附したのであらう。又は白子とも稱する。山間の新開地及濕地に適するから敦化縣に最も多く産する。食用に供するのを通例とするが、高粱の收穫の少ない地方(敦化縣)に於ては造酒原料に用ふる。

二、雑豆類の種別及用途

雑豆類の主なるものは小豆、黒豆、烏豆、麻豆、莫豆、粳米豆、紅豆、芸豆、樹豆、豌豆等を數へることが出来る。

小豆、小豆に紅小豆、白小豆、黎小豆、花小豆、雜花小豆、綠小豆等の種類がある。紅小豆は日本の小豆と同一種である

白小豆は外皮が純白を呈して居るから象牙小豆と稱し、粒最も小さく色は普通薄黄色褪紅色のものを混じて居る。黎小豆は一名黒小豆又は俗間黎小豆と稱し、花は赤白斑を帯ぶ。雜花小豆は是等各種の雜種であつて、内部は皆白色である。

綠小豆は外皮は綠色を呈し、形小さく粉條子の原料に用ふる。價格は花小豆最も高く白小豆之に次ぐ。重量は支那一斗(日一斗二升八合)當平均紅小豆及綠豆は約三十五斤弱である。

烏豆、烏豆は形狀大豆に似、外皮は黒色であつて含油量少なく、家畜飼料に適する。

黑豆、一名合豆と稱し烏豆に比し粒稍小にして扁平である、家畜飼料に用ふる。

麻豆、麻豆は普通大豆に比し粒稍小にして扁平である、外皮は茶褐色にして波紋を有し食用に供する。

莫豆、莫豆は麻豆に似て外皮の暗黒色のものと青黄色のものとの二種あり、兩者を相混じて市場に出す。多く濕地に産し

家畜飼料に當て、含油量は少ないが大豆に混せて搾油に供する。

粳米豆、粳米豆は大豆に比し稍兩端尖り、外皮が純白であるから此の名がある、食用及家畜飼料に供する。

紅豆、紅豆は一名白豆又は江豆と稱し、日本のササゲであつて普通大豆より外觀美である、食用に供し又玉蜀黍にも混す

芸豆(芸豆)、一名長江豆と稱し、日本の隠元豆である。莢の儘食用に供し花芸豆、香色芸豆、紅芸豆、架芸豆、地芸豆、

黄蘗豆等の別がある。出市量は少ないが自家用として多く菜園に作られる。樹豆、樹豆は日本の蠶豆にして産額極めて少なく食用及家畜飼料に供する。豌豆、豌豆、俗に莞豆と稱し産額少なく食料に供する。

三、主要特用農作物

芝麻、芝麻は日本の胡麻であり、搾つて胡麻油を製し、香油と名づけ調味料に用ふる。製油生産率は原料百斤當油四十斤内外にして、胡麻の重量は支那一斗(日一斗二升八合)當約二十斤乃至三十斤である。

胡麻、胡麻は日本の亞麻仁にして、これを搾油したものを胡麻油と稱する。

蘇子、蘇子は日本の「荏」に當る、紫蘇に類似し粒稍大にして葉程緑色である。蘇子百斤當三十斤内外の蘇子油を得、藥用燈用、或は豆油と混じて車軸の差し油に用ひ、或は乾燥性に富む故に防水塗料とし、又はベイント油に混入する。蘇子支那一斗(日一斗二升八合)の斤量は十八斤乃至二十六斤である、蘇子稈は牛馬が嫌ふ植物であるから、畦畔に植えて其の侵入を防ぐ者多し。

煙草、支那人は黄煙と稱し間島に於て栽培されるものは、花冠漏斗状をなし瓣尖り淡赤色を呈し、所謂通常種に屬する葉柄なき長葉の種である。中葉は長さ一尺八、九寸幅一尺に達し、葉肉比較的厚く葉脈太くして良種と稱する能はぬ。

大正十五年間島琿春地方農業概況

同地方十五年の各種農産物は、左記の通り大體昨年よりは約一割の減收であつた。中にも大麥の如きは半減作を示して居る。併し十四年は近年稀有の大豊作で、優に平年作よりは平均二割以上の増收であり、十三年の凶作に比べると二倍乃至三倍の増收である。之から推すと十四年に比して、約一割減の本年の秋收は結局平年作以上の豊作と謂へる。元來十五年は播種期に早魃(氣象概況参照)甚だしく發育の不十分な地方もあり、或地方では蒔直しをなしたことも、基稈の發育季

節に雨量の稍多かつたこと、更に結實期に早込みの不足とて莖稈の出來榮は一時昨年以上であると謂つて居たが、多少の蟲害霜害を蒙つた地方もあり、結局昨年よりは減收を來したのである。殊に取入前に例年になく深雪で、季節柄雪解の箇所は子實が水分を吸収して幾分膨脹を來した爲、多少品質を粗悪にした中にも大豆の如きは主として輸出するものであるが、此の降雪の爲め出廻時期が約一ヶ月間遅れたのみならず、十五年は十四年に比べて一般穀類は平均三、四割安値で、而かも取引の緩慢を見、現に大豆は昨年の石八、九圓方乃至十圓を唱へたに拘らず、十五年は五圓乃至六圓見當と言ふ状態で、農家の金融上の影響が少くなかつた。尤も收穫後直に買入れを要する農家必需品の重なる綿糸布類は大豆の安値以上の低落を示した爲、農家の經濟は多少緩和されたものと認められる。

重要農作物名稱

大正十四年收穫高

大正十五年收穫高

前年との比較(○増×減)

粟	一、〇六八、一四〇	九八六、七四七	×	八一、三九三
大豆	六四二、〇五九	七一〇、〇二三	○	六七、九六四
大 豆	二四八、一〇三	二四四、一六三	×	三、九四〇
玉 蜀黍	一五九、二四四	一五四、七二六	×	四、五一八
蜀 黍	一一八、〇〇三	一二二、四八八	○	四、四九五
小 麥	一四二、一七〇	一一四、九五三	×	二七、六一八
大 麥	一七〇、六三三	八七、六一二	×	八三、〇二一
黍	七二、六七七	八〇、八四二	○	八、一六五
菜 豆	四四、五五二	三六、五〇四	×	八、〇四八
小 豆	一七、三三二	二〇、一四二	○	二、九〇九

馬鈴薯 四一、七二六、三八四

馬鈴薯 三三、七八五、九〇八

馬鈴薯 七、九四〇、四七六

備考 單位石、馬鈴薯は實

第十節 農作物作付面積及收穫高

一、作付總反別

大正十五年間島及琿春地方四縣下の作付總反別は十九萬六千六百四十九町二反歩で、是を十四年の總作付十九萬三千八百六反歩に比べると實に六千六百二十町六反歩の増加を示して居る。併し是れは從來傑滿洞地方の調査に於て支那の一畝地を朝鮮の一日耕に其儘換算してあつたことを發見した爲で、其の實三十一町八反の増加である。其の増加の率が移住朝鮮人の増加に伴つて漸増的であることは、移住朝鮮人の健全に發展しつゝあることを明に裏書して居るのである。

各縣別の總作付を見ると、延吉縣は十一萬三千三百一十一町七反歩で、和龍縣は三萬四千二百二町五反歩、汪清縣は三萬一千六百二十三町一反歩、琿春縣は一萬七千七百一十一町九反歩であつて、何と謂つても延吉縣は四縣中耕地面積の廣い點に於て第一位を占めて居る。是れは農業好適の平野地に富むことと先住者の多い關係にも因るが、一面治安維持が最も完全に行はれて居る所の安全地帯であるとして一般移住朝鮮人が認めて居る地域であるからであり、更に朝鮮内地と交通往來するにも比較的距離であり且つ便宜でもあるからである。和龍縣と汪清縣とは略ぼ伯仲の作付面積であるが、和龍縣は舊に移住の歴史が古いばかりでなく、元來地味が礮礮であり可耕地面積も少なく、將來又開墾の見込みある土地も殆んど剩す所がない迄に開拓し盡されて居て、今後移住朝鮮人を容るゝ餘裕がない。併し汪清縣は今猶管内の大部分は森林地帯である許りでなく、有望な可耕未墾地が到る處にあり、而かも地味は概ね膏腴であつて其の收穫率も多いのであるが、土地の遠隔なことゝ治安維持の點に於て他の三縣に比して餘程不安な所があるので、農業地としては有望視されて居るが一般移住

鮮人は汪清縣を忌避して居る様である。従つて其の作付増加の如きも勢ひ遲々たらざるを得ぬ、要するに間理地方四縣の中では和龍縣のみは年の豊凶に依つて作付面積が多少増減することはあるが、主として其の原因は他縣の如く移住者の増減のみ因らず休耕方法に因るものが多いので、殆んど其の全幅を擴げ盡して居るのである。尤も僅かな火田地開拓は今猶行はれて居るが、是れは寔に一小笏地に過ぎないので、大體に於て可耕未墾地と認むべき地域はないと謂つてよい。他の三縣中延吉縣は最も能く開拓せられて居るが、併し未だ和龍縣の比ではない。従つて今後相當多數の移住朝鮮人を容れる餘地がある。更に汪清及琿春縣の如きは前途極めて有望であり、而して少くとも將來に於て現在の耕地面積は優に三、四倍に擴大し得られる見込がある。

大正十五年間島琿春地方(延和、汪琿四縣)作付反別表 (單位反)

縣別	年別	粟	大豆	小豆	大麥	小麥	玉蜀黍	蜀黍	黍	稗	馬鈴薯	穀	菜豆	其他	計
延吉縣	前年	三六、六七	三五、七三	八、六〇	八、八四	七、六九	二六、四六	七、六八	三、三三	一、三三	九、五五	三、七二	三、八三	一、〇四	一〇、三三
	本年	三九、二六	三〇、二七	九、四〇	五、六九	七、三六	九、九四	六、九三	三、九一	一、七三	一、五五	四、七二	三、〇七	一、三三	一三、二七
和龍縣	前年	一一、〇五	六、九〇	五、五六	四、〇三	一七、〇九	一六、七二	一〇、四四	一〇、〇二	一、三〇	七、三五	六、五六	五、八三	三、三六	三六、五九
	本年	一〇、三三	九、九四	五、八四	三、七九	一六、五一	一六、五五	八、三四	二、九五	一、二〇	五、五三	六、六六	二、九三	七、〇七	三三、〇五
汪清縣	前年	八、〇四	六、八九	一、二七	一五、七九	五、九四	三、四一	三、八五	三、九一	一、六〇	九、三五	三、三三	一、五八	三、三三	三二、五七
	本年	八、九三	七、二四	一、三六	一五、九三	五、〇三	三、〇三	四、六五	四、三九	一、七三	二、三三	七、七二	七、五九	一、〇三	三二、三二
琿春縣	前年	四、〇九	五、三三	五、三六	三、九八	五、四七	一七、〇九	六、八五	三、〇六	六、三三	六、七五	五、九九	一、四九	四、〇三	一七、九五
	本年	四、三二	五、四五	五、七〇	三、九〇	五、七四	一八、二七	八、五八	四、六二	八、〇四	七、三三	七、四七	二、四九	六、八七	一七、二九
計	前年	五九、二五	四四、〇九	二〇、三二	二二、九四	一五、二二	一八、〇七	二二、〇三	三、七三	六、三三	三九、七六	〇、〇六	一、九七	三、三二	一、九〇、九六
	本年	五九、九四	五三、八二	二〇、四九	二〇、五九	一六、六三	一六、八三	二二、二九	五、一七	一、七六	三九、九三	八、八四	三、五五	三、〇一	一、九六、四六

二、反當收穫高

大正十五年の反當り收穫高は昨年それに比して著しい逕庭がない。即ち昨年延吉縣下の玉蜀黍の如きは最高二石三斗で、其の最低は僅に二斗三升である。然るに十五年の最高は二石で其の最低は九斗九升であつて、十四年の最低との差が一石九斗七升であるのに、十五年は一石の差である。又黍蜀の如きも最高二石四斗五升で、最低は四斗八升である。故に其の高低の差は一石九斗七升となるに拘らず、十五年は最高二石二斗最低九斗八升であつて、其の差は一石二斗二升である。此の外別表の（印の所を見れば、如何に十四年度の高比率が甚だしかつたかを窺ひ知ることが出来る。

大正十五年間島環春地方（延和、汪輝四縣）反當收穫高表（單位升、馬鈴薯は貫）

縣別	年別	高低		粟	大豆	小豆	大麥	小麥	玉蜀黍	蜀黍	黍	稗	馬鈴薯	穀	菜豆
		最高	最低												
延吉縣	前年	二五五	二二五	二〇〇	一五五	一五〇	一五〇	一五〇	一五〇	一五〇	一五〇	一五〇	一五〇	一五〇	一五〇
	本年	二五五	二二五	二〇〇	一五五	一五〇	一五〇	一五〇	一五〇	一五〇	一五〇	一五〇	一五〇	一五〇	一五〇
和龍縣	前年	二四〇	二一〇	一七〇	一四〇	一四〇	一四〇	一四〇	一四〇	一四〇	一四〇	一四〇	一四〇	一四〇	一四〇
	本年	二四〇	二一〇	一七〇	一四〇	一四〇	一四〇	一四〇	一四〇	一四〇	一四〇	一四〇	一四〇	一四〇	一四〇
汪輝縣	前年	二二〇	一九〇	一六〇	一三〇	一三〇	一三〇	一三〇	一三〇	一三〇	一三〇	一三〇	一三〇	一三〇	一三〇
	本年	二二〇	一九〇	一六〇	一三〇	一三〇	一三〇	一三〇	一三〇	一三〇	一三〇	一三〇	一三〇	一三〇	一三〇
環春縣	前年	二〇〇	一七〇	一四〇	一一〇	一一〇	一一〇	一一〇	一一〇	一一〇	一一〇	一一〇	一一〇	一一〇	一一〇
	本年	二〇〇	一七〇	一四〇	一一〇	一一〇	一一〇	一一〇	一一〇	一一〇	一一〇	一一〇	一一〇	一一〇	一一〇

三、總收穫高表

既に第九節に於て述べし如く大正十五年度の總收穫高は十四年度に比して一割の減收であつたが、平年作よりは豊作であつたと謂へるのである。左に農作物十二種に就て總收穫高を表示する。

農作物	大正十四年		大正十五年		比較増減
	本年	最高最低	本年	最高最低	
粟	一、〇六八、一四〇	石	九八六、七四七	石	八一、四〇三減
大豆	六四二、〇五九	石	七〇〇、〇三三	石	五七、九六四増
小豆	一七、二三三	石	二〇、一四二	石	二、九〇九増
大麥	一七〇、六三三	石	八七、六一二	石	八三、〇二一減
小麥	一四、一七〇	石	一一四、九五三	石	二七、二一七減
玉蜀黍	二四八、一〇三	石	二四四、一六三	石	三八四〇減
蜀黍	一五九、二四四	石	一五四、七二六	石	四、五一八減
黍	七二、六七七	石	八〇、八四二	石	一、八三五増
稗	九、六二二	石	一三、四四九	石	三、八二七増
馬鈴薯	四一、七二六、三八四	貫	三三、七八五、九〇八	貫	七、九四〇、四七六減
穀	一一八、〇〇三	石	一二二、四八八	石	四、四八五増
菜豆	四四、〇五二	石	三六、五〇四	石	八、〇四八減

これが縣別比較は次表の通りである。

大正十五年間島琿春地方(延和、琿汪四縣)總收穫高表(單位石、馬鈴薯は貫)

縣別	年別	大正十五年間島琿春地方(延和、琿汪四縣)總收穫高表(單位石、馬鈴薯は貫)											
		粟	大豆	小豆	大麥	小麥	玉蜀黍	蜀黍	黍	稗	馬鈴薯	靛	菜豆
延吉	前年	六〇、七二	四〇、二五	六、八六	七、九七	一四九、〇五	八七、六八	四九、三六	一八一、八五	五五	八、七九	三七、〇九	三〇、九三
	本年	五七、三五	四八、六三	三、三五	六、九八	一三七、七〇	八五、〇九	四四、〇七	一九一、八五	八四、五	五、六二	一九、〇二	二九、〇二
琿龍	前年	二三四、〇四	九、一八九	四、八三	六、〇七五	一九、五七	二八、九五	一八、九三	一五、六四	一、九三	三、四〇〇	二、一八五	五、九七一
	本年	二三五、二七〇	二五、八八七	六、三三	三九、六三	二〇、七九	二六、九六	一五、四九	二六、一七	一、二五	三、〇四〇	八、九九〇	一四、六四〇
汪清	前年	九、五六	五、五二	八、七	一六、八八	四、五〇	三、三	四、二六	三、八三	一	二、五八七	〇、〇〇〇	一、六四
	本年	一〇六、二五	七、四二六	三、六	一四、四六	三、三五	四、九四九	三、八九	五、〇七	一	三、四八〇	六、七三	一〇、一九八
琿春	前年	五、七九	七、五〇	四、七八	五、〇七	四、一〇	三、八八	二、五七	三、八七	九、六三	一、九二	七、六四	一、三五
	本年	五、九	六、〇七八	四、九八	二、三五	二、八六	三、八〇	一、五九	五、〇六	一、三	二、八三	三、五〇	九、六三
計	前年	一、〇六、一四〇	六、三〇、五九	一七、三三	一七、〇六	一四、一七〇	二四、八、一〇	一五、三、四四	七三、七	九、六三	七、七、七六	二、八、〇〇	一、二、八、〇〇
本年	九六、七	七、〇、三三	二、一四	八、六二	二、四、五	二、四、一	一、五、七、六	八、〇、八	三、四、九	三、〇、八	一、三、〇、八	二、三、〇、八	三、六、〇、八

備考 琿春縣に於て大麥の全く收穫なかつたものが二八五反あつた。

四、農戶數、土地所有の比、地主、自作、小作農

別表に示すが如く大正十五年度は朝鮮人の戶數が一般に増加して居り、土地所有面積も増加して居ることは、畢竟鮮農の益々發展しつゝあることを證明するものであるが、大正十五年は特に汪清、琿春二縣が著しく人口の増加を示して居る。是は延、和二縣に比して依然可耕未墾地が多い關係からである。而して此の傾向は一面農業本位の移住民が多いことを物語るもので、就中汪清縣十五年の鮮農増加は僅に十九戸のみであるに拘らず、人口二千六百八十五人は餘りに不均衡であ

るが、是は出稼農民が多く他家に寄寓して居る爲めである。

大正十五年間島琿春地方(延和、琿汪四縣)農戶數、土地所有の比、地主、自作、小作農別表

縣別	年別	農戶數		土地所有の割合		地主、自作、小作農別		
		農戶	口	地	主	自作農	小作農	自作農
延吉	前年	二四、五八二	一三九、〇六八	一、三八九	九、〇三九	八、二〇三	五、九五一	二、一〇
	本年	二五、二五九	一四二、〇一〇	一、四四六	八、九〇五	八、六七九	六、二二九	一、八九
琿龍	前年	一六、三九七	一〇〇、二三九	一、七〇三	七、一八二	三、七八六	三、七二六	四、二六
	本年	一六、六三七	一〇〇、七四一	一、五六二	七、〇二一	三、九二八	四、三	五、二六
汪清	前年	一四、七九五	二六、三三九	二、五七	七、三九一	二、四二四	二、八七	七、二七
	本年	一四、九二六	二六、五〇九	二、五三	七、二九	二、四二四	二、八七	七、二七
琿春	前年	二、七五	一五、九七四	一、七三六	一、四二二	二、九〇〇	一、三三七	一、四〇三
	本年	二、九三六	一七、〇八五	一、八二一	一、四六八	三、〇五三	一、四〇三	一、四〇三
計	前年	五二、〇七八	三〇一、二九三	三、八九〇	一九、〇二四	一七、三三三	一、七五一	五、六〇
本年	五三、三二一	三〇八、九二〇	四、〇二五	一九、二〇四	一八、一五九	一、七五一	五、六〇	五、七三

五、桑の作付

桑苗の配付は大正十三年初めて所在地朝鮮人民會の手を経て、一般蠶業志望者に配與されたのであるが、適々同年は間諱地方稀有の旱魃で或る地方では殆んど其の大部分が枯死した。縦し生付いたものも發育が十分でなかつた爲、冬季の五寒に堪へずして枯槁したものもあつた。元來當地方では如何に在來種の様な極めて樹性の強壯なものも、稀有の五寒に逢ふと往々其の末梢嫩芽は凍結枯槁することがある。従つて暖地に適する樹種は結氷期に枯死することは免れても、夏季の發育に十分でない。併し魯桑の如きは相當耐寒力に富んで居て、肥沃地であれば夏季に三、四尺乃至七、八尺に伸長するとは珍らしくない。固より最近一、二年の經驗を基準として將來桑樹が當地方に適して居ると謂ふことは斷定の限りではないが、鮮内地北鮮地方と餘り氣候の大差もなく、地味の如き却つて肥沃である關係上、北鮮地方に於ては可成り桑樹の發育繁茂するところから考察すると、當地方に於ても栽培其の宜しきを得、且つ風土に適する樹種を選択すれば先づ有望と認めるが妥當であらう。現に各地方の發育状態を綜合すると、大體に桑樹の發育は良好である。但し接木は冬季凍結枯死したもの、又は翌春發芽期に至つて其の末梢約一尺位枯死して稍枝幹の太い部分から發芽する様であると謂つて居る。併し實生ものは大體に五寒に堪へ易いのみならず、末梢部分の枯槁することも少なく、地方に依つては非常に發育旺盛であり、大體に於て未だ其の經驗に乏しい爲め、栽培方法宜しきを得ぬことが枯槁の大なる原因であると謂つて居る。

大正十五年間島琿春地方(延和、琿汪四縣)桑畑作付反別本數表(反別の單位は反)

縣別	作付反別		鼠返	十文字	九紋龍	魯桑	赤木接木	在來種	計
	本年	前年							
延吉縣	本數	反別	一〇、二〇〇	一	〇〇五	三三三	〇〇一	二九三	三七四
	本年	反別	一〇、〇〇〇	二九二	七五〇	四一五	五〇二	一〇、五〇〇	四八五
龍和縣	本數	反別	一、一五〇	一	一、三〇〇	四六八	五〇七	一六、一三五	九六八
	本年	反別	一、〇〇〇	二六〇	七、五二五	一、三〇〇	八、八九五	一、二六〇	一、二六〇
汪清縣	本數	反別	三、〇〇〇	一	二、〇〇五	一、五〇〇	七、二	四、〇五〇	一五、七四〇
	本年	反別	三、〇〇〇	一、五〇〇	一、五〇〇	五、一九〇	四、〇五〇	一五、七四〇	一、二六〇
琿春縣	本數	反別	一、一〇〇	一	七、八六五	一、〇〇一	八五〇	一〇、二一五	一〇、二一五
	本年	反別	一、〇〇〇	二、〇〇〇	二、四七〇	三、二二五	五、〇〇五	三九〇	四、三三〇
計	本數	反別	一、〇〇〇	一、七九二	一、九〇〇	四、七四〇	一〇、五〇〇	二、三二〇	五、一六三
	本年	反別	一、〇〇〇	一、七九二	一、九〇〇	四、七四〇	一〇、五〇〇	二、三二〇	五、一六三

六、養蠶従業戸數

大正十四年本地方四縣下の養蠶従業戸數は三百二十二戸であつたが、十五年は一躍六百七十九戸に増し、優に二倍以上に達して居る。其の従業人員は十四年男七十二名女三百四十七名計四百十九名のもが、十五年は男三百六十九名女八百二十五名計千九百九十四名で是亦二倍以上に増加して居る。殊に此の數字の注目するところは、大正十五年の女従業者は前年の二倍であるに拘らず、男の従業員七十二名が俄かに三百六十九名即ち約五倍に達して居ることである。是は養蠶其のものが他の一切の副業に比べて著しく利益の大なること、昨年迄は小規模の試育に止まつた爲め、上簇間際の給桑時

に左迄男子の従業を必要としなかつたものが、大正十五年に入つては試育と謂ふよりは寧ろ營利的に稍規模を大にして掃立を多くした關係上、男の従業者が目立つて多くなつたのである。

大正十五年間島環春地方（延和、汪輝四縣）養蠶従業戸數表

縣別	年別	養蠶			飼育従事人員	
		春蠶	夏蠶	秋蠶	計	計
延吉縣	前年	一〇一	四一	七六	二一八	五八
	本年	二一一	六八	一五六	四三五	三二九
和龍縣	前年	五七	一二	三	七二	四
	本年	九九	四六	一四	一五九	一四
汪清縣	前年	二	一	三	五	一四
	本年	一六	一	七	二二	二〇
環春縣	前年	二七	一	一	二七	五
	本年	四九	一三	一	六二	六
計	前年	一八七	五三	八二	三二二	七二
	本年	三七五	一二七	一七七	六七九	三六九
男	前年	一八七	五三	八二	三二二	七二
	本年	三七五	一二七	一七七	六七九	三六九
女	前年	一〇	一	一	一二	一
	本年	一〇	一	一	一二	一

大正十四年に比し十五年は飼育戸數及び桑樹の増加率は大體十四年の約二倍見當であるに拘らず、繭産額は約三倍に達して居る。此等の事情から類推して本年の給桑状態は或は不足を感じたのではあるまいか。併し各養蠶家とも従來餘り経験が少ない爲め、一般に給桑の不足を顧慮して掃立を少なくした爲め、特に給桑に不足を生じた地方はなかつた。尤も春

蠶は往々掃立當時に未だ桑樹の發芽不十分の爲め、一部の地方では餘程苦しめられた向もある様であるが、是は將來養蠶家の大に注意を要する點である。若し掃立後に全然桑樹發芽し居らぬ様なことがあつては、折角の掃立も徒勞に終るのみならず、蠶業獎勵上に一大蹉跌を來すこととなる。

更に十四年の上繭二十七石五斗三升、屑繭十八石八斗三升、切繭五石三斗六升であつたが、十五年は上繭九十一石五斗屑繭四十二石六斗九升、同切繭十三石五斗であつて、十四年に比して十五年は上繭が著しく比率が多くなつて居る。此の結果を見て十四年よりは十五年が幾分経験を積んだ、け其の結果は良好であると斷ずることは早計であるが、兎に角其の成績の良かつたことは、斯業獎勵上大に力強いものがある。春秋夏蠶の中夏秋蠶は其の掃立繭産額共略々伯仲して居るが春蠶は其の三倍に相當して居る。是は春蠶が繭の品質收穫量共に多いのみならず、夏秋蠶に比べて一般に飼育し易い環境からでもある。

産繭の處分は大正十三年以前に於ては其の産額が極めて少なかつた爲めでもあるが、大部分自家に用ひて居た。併し大正十四年度から朝鮮人民會の手を経て、共同販賣の方法を執つて居る。尤も圖們江岸地方で鮮地に接近した地方の住民は窃に其の生繭を鮮内地に搬出して直接鮮内斯商に販賣するものもある。

大正十五年間島環春地方（延和、汪輝四縣）繭産額表（單位升）

縣別	年別	春蠶			夏蠶			秋蠶		
		上繭	下屑繭	同切繭	上繭	下屑繭	同切繭	上繭	下屑繭	同切繭
延吉縣	前年	六六八	八四二	一八五	二〇二五	三六五	六六	五五五	六四	三〇
	本年	二、六三二	一、四七五	四、五八八	四、九二九	三、九六	七〇	九六五	三、七二	一、〇〇五
和龍縣	前年	四八〇	一五九	八六	七五	二〇	二	四九三	一	一
	本年	一、五〇〇	三〇〇	一、九〇	一、九七〇	一、九	五	六三三	〇	〇
汪清縣	前年	一	一	一	一	一	一	一	一	一
	本年	一六	一	七	二二	二〇	五	一〇	一	一
環春縣	前年	二七	一	一	二七	六	五	二七	二七	三二
	本年	四九	一三	一	六二	六	六	六二	六二	六八
計	前年	一八七	五三	八二	三二二	七二	一	三二二	四一	四一
	本年	三七五	一二七	一七七	六七九	三六九	一	八二五	一、一九四	一、一九四

計	汪清		琿春		間島	
	本年	前年	本年	前年	本年	前年
本年	1,311,066	1,296,000	1,011,000	1,011,000	1,011,000	1,011,000
前年	1,296,000	1,296,000	1,011,000	1,011,000	1,011,000	1,011,000
計	2,607,066	2,592,000	2,022,000	2,022,000	2,022,000	2,022,000

八、間島(和龍、延吉、汪清)に於ける主要食料品消費算出基礎表

種別	一人一日の消費量				一人一ヶ月の消費量			
	内地人	朝鮮人	支那人	外国人	内地人	朝鮮人	支那人	外国人
米	127.4	5.3	4.2	8.8	3,818.0	162.0	120.0	332.0
粟	76.5	3.5	2.3	1.1	2,295.0	105.0	70.0	33.0
大麦	3.2	2.0	1.1	1.1	96.0	61.0	33.0	33.0
小麦	3.2	2.0	1.1	1.1	96.0	61.0	33.0	33.0
大豆	3.2	2.0	1.1	1.1	96.0	61.0	33.0	33.0
玉蜀黍	1.0	0.6	0.3	0.2	30.0	18.0	9.0	6.0
蜀黍	1.0	0.6	0.3	0.2	30.0	18.0	9.0	6.0
稗	3.2	2.0	1.1	1.1	96.0	61.0	33.0	33.0
馬鈴薯	1.0	0.6	0.3	0.2	30.0	18.0	9.0	6.0
總人口に對する一ヶ月の消費量	3,818.0	162.0	120.0	332.0	114,540.0	4,920.0	3,600.0	10,020.0

備考

- 一、本表は一般生活状態を實地見聞したる所に依り推定して算出したものである。
- 二、消費比は本表掲記の食糧品(馬鈴薯を除く)のみに付各居住人別に算定したものである。
- 三、内地人の消費の少ないのは米を除く外生活の大半は輸入品に依るからである。
- 四、馬鈴薯の消費は内地人は一人一ヶ月五百匁、朝鮮人は總人口の三分の一(九六,〇〇〇人)は一年を通じて二ヶ月間(六十日)一人一日平均五百匁を、支那人は一人一ヶ月一貫匁を外国人(主として露人)は一人一日百六十匁を要するものとして算定した。
- 五、總人口に對する一ヶ月の消費量は大正十二年末現在人口(内地人一、五六八八人、朝鮮人二八七、九二九人、支那人五〇、九九〇人、外国人二六五人)に依り算定した。

九、間島に於ける農家一戸當耕地面積並其の他調査表(大正十三年末調査)

一戸當平均所有	耕地面積		牛馬頭數		車輛數		農産		農産工業品		家畜家禽	
	町	町	頭	頭	頭	頭	円	円	円	円	円	円
四・八七	一・二六	〇・三二	一ヶ年一戸當平均生産高	五二六・八三	五二・三三	五・三七	五・三七	五・三七	五・三七	五・三七	五・三七	五・三七
備考	一、本表は大正十二年及十三年諸統計を根據として調製したものである。											
	二、農家戸數五五、五〇九戸、農産年額二九、二四三、七五九圓、農産工業品年産額二、八五〇、四三〇圓、家畜家禽年産額五三、四五三圓											
	三、農産額中には農産工業原料品代(一、八〇四、一八六圓)を含まぬ。											

第十一節 間島及琿春地方に於ける水田經營の狀況

間諺地方に於ける水田の總面積は約八千八百八十五町歩で、灌漑工事は大小五十個所の多きに達して居るが、其の總面積

は僅かに四千餘町歩である。此のうち百町歩以上のものは僅かに八ヶ所で、見るべきものとしては(一)和龍縣四光社に於ける光開水利組合の經營に係る同社の光宗及光昭地方の灌漑工事——之は大正十一年二月より同十三年四月三十日に至る三ヶ年の繼續事業に成つたもので、溝漉の延長二里二十六町、灌漑面積三百六十六町歩(總工費約四萬圓)(二)間島救濟會の直營に係る琿春縣純義鄉南泰孟に於ける溝漉の延長一里十四町、灌漑面積約一千町歩(工費二萬二千圓)(三)延吉縣守信鄉平崗五道溝に於ける支那人經營の溝漉延長十八丁、灌漑面積四百七町歩(總工費僅かに五百圓、主として勞役構造)等である。而して同工事の最も古い歴史を有するものは、延吉縣勇智鄉大教洞在住の鮮人十四名が明治三十九年に勞役出資で構築した溝漉の延長二十二町、灌漑面積七町歩のもので、爾來十年間と云ふものは水田の開發に見るべきものなく經過したが、大正六、七年頃に至つて俄に水田經營者の激増を見た結果、灌漑工事の一大勃興時代を現出するに至つた。即ち大正八年には一年間の増加一千二百町歩、同十二年には千二百五十餘町歩といふ躍進的發展を見たのである。之が原因は適々財界の好況時代に際會した爲めと今一つは大正四年の春在間島末松警視が、間島米は其の種籾を改良するに於ては大いに將來あるものとして、時の間島農業學校教師青江房太氏に諮つて、朝鮮水原模範農場より小田代種籾一升を取寄せ、之を龍井村に於て試作した結果、米質の優良なること管に間島米の上位に在るのみならず鮮内産の優良米にも劣らぬものと認められたので、之を無料で鮮農に頒布して試作せしめたところ、出來榮え頗る良好であり且つ其の收穫米は在來米に比して數等高價に買はれる爲め、米作の畑作に比して遙かに有利なるを知つた鮮農が相競ふて水田の經營に當つた結果である。而して其後大正十年同十一年に於ける我が警察機關の擴張に伴つて治安の維持範圍が擴大された結果、移住鮮人の激増を見たこと、改良種に依る稻作の有利なることが一般に普及せられた事とに因つて、今や和龍、延吉の二縣は今後多くの水田を期待されぬ迄開拓されたが、琿春及汪清縣には尙水田可能未墾地が可なり廣大に横つて居る。これは水利及在住鮮人の稀薄なるために放置されて居るが、將來この二縣下に於ける灌漑事業は極めて有望である。

各縣水田面積(大正十五年現在)

和龍縣	六、六二六反
延吉縣	五、六四三七反
汪清縣	一、三二四反
琿春縣	七、四七七反
計	八一、八五四反

間島琿春地方水田増加狀況表

年次	面積
明治三十九年	十二町六反
大正元年	一百八十五町
大正四年	三百三十四町
大正五年	三百九十三町四反
大正六年	七百六十四町二反
大正七年	一千四百五十八町八反
大正八年	三千六百八十七反
大正九年	三千七百三十一町一反
大正十年	四千二百六十八反
大正十一年	六千六百五十八反
大正十二年	七千一百六十一町一反

大正十三年	七千七百八十七町四反
大正十四年	七千六百町六反
大正十五年	八千一百八十五町四反

第十二節 朝鮮人及支那人農家の經濟

間島及琿春地方に於ける農業従事者の過半数は鮮人であつて、彼等は歳月を経るに従つてその数を増加する傾であるから、本地方の在住鮮人延いては支那人農家の經濟状態の調査は複雑多岐に亘り的確なる結果を得ることは困難である。僅かに朝鮮人支那人農家十九戸（内朝鮮人十五戸、支那人四戸——地主八戸、自作農四戸、自作兼小作農一戸、小作六戸）を調査した結果によつて、本地方農家の一般經濟状態を窺つて見よう。

十九戸の人口は百六十三人、一戸平均八・五七人であるが、これを勞働者、半勞働者、非勞働者の三種に別つと勞働者一人に付二・三九人を養はねばならぬ。而して一農家の平均面積は六四・一〇日耕に當り大部分は畑地を占め水田及原野は甚だ僅少である。これらの土地價格は市街地、市街地を二、三里距つた奥地、及び奥地と位置の異なるに従つて、その價格を異にするのであるが、總土地面積一二六〇日耕の總價格は五八、五四〇圓であり、一日耕の平均價格は畑地水田原野を加へ四六圓四六強に當る。

家畜及家禽の飼育は一般に行はれ、副業として農家の收入の一部をなす。鶏は最も多く養はれ豚之に次ぎ、勞役家畜としては牛、馬及驢馬が多い。これらの價格は地方によつて多少の差異はあるが、大體に於て馬一五〇圓——四〇圓、牛一〇〇圓——五〇圓、豚八圓——一五圓、仔豚三圓——七圓、鶏一羽〇・三圓——〇・五圓、驢馬は三〇圓位である。右の支那人は主として馬を勞役に使用し、朝鮮人は牛を使役する。

造營物 支那人と朝鮮人とは農家の趣を異にし、支那人は自家に小作人を居住させて貸付けて居るから、多少建築費の上に差異がある。且つ支那人は建築材料に土煉瓦を用ひ、朝鮮人は土壁を用ひる習慣であるから、家族の數に依りては著しき差異となる。

家屋建築費及修理費（四、五年目に行ふもの括弧内の數字）

上等家屋	支那人家屋	八〇〇圓——一二〇〇圓
	朝鮮人家屋	（一〇〇〇圓——一二五〇圓）
		（四〇〇圓——一〇〇〇圓）
		（七〇圓——一五〇圓）
中等家屋	支那人家屋	四〇〇圓——六〇〇圓
	朝鮮人家屋	（三〇〇圓——六〇〇圓）
		（二〇〇圓——四〇〇圓）
		（三〇圓——四〇圓）
下等家屋	支那人家屋	二〇〇圓——四〇〇圓
	朝鮮人家屋	（一〇〇圓——五〇〇圓）
		（一〇〇圓——二〇〇圓）
		（一〇〇圓——二〇〇圓）

農具及其の他器具は比較的低廉にて求め得られる。左に支那人農家に使用される農具器具及び價格並使用年限を示めさう。

一、牛馬耕用犁	三〇〇圓——五〇〇圓	
一、鋤	一〇〇圓——二〇〇圓	二ヶ年
一、リーキ	一〇〇圓——二〇〇圓	二ヶ年
一、中耕用鋤	二〇〇圓	三ヶ年
一、鎌	〇・七五	二ヶ年

一、ローラー	二・五〇—	四・〇〇	
一、箕	〇・五〇—	〇・七〇	二—三ヶ年
一、馬車(運搬用)	一〇〇〇〇—	二〇〇〇〇	
一、牛車(運搬用)	八〇〇〇—	一〇〇〇〇	
朝鮮人農家に使用せらるゝ農具器具及價格並使用年限(單位圓)			
一、耕牛用犁	四・〇〇—	五・〇〇 ^四	三ヶ年
一、中耕用鋤	二・〇〇—	三・〇〇	二、三ヶ年
一、鎌	一・〇〇—	一・五〇〇	一、二ヶ年
一、鎌	〇・五〇—	〇・六〇	一、二ヶ年
一、連 架	〇・三〇—	〇・五〇	二、三ヶ年
一、穂切(木製の刀)	〇・二〇		
一、牛 車	四五・〇〇—	五〇・〇〇	
一、製粟米用器	五・〇〇—	八・〇〇	
農家の資産			
十九戸中朝鮮支那兩國人の地主、自作農、小作農の最高及最低の全資産を示せば左の如し。			
支那人地主、最高			
所有土地價格	二、〇〇〇〇〇〇	四、〇〇〇〇〇 ^四	
所有家屋價格	四〇〇〇〇〇		

勞役家畜價格	一、四四〇〇〇
其他家畜價格	一〇七・五〇
運搬用器具價格	七〇〇〇
家具及其他價格	一六〇〇〇
衣服及夜具價格	三四〇〇〇
計	二二、五一七・五〇

同最低

所有土地價格	一〇、〇〇〇〇〇 ^四
所有家屋價格	一〇三〇〇〇
勞役家畜價格	二、二三四・〇〇
其他家畜價格	六・七五
農具價格	五〇〇〇
家具及其他價格	九三〇〇
衣服及夜具價格	一三〇〇〇
計	一三、五四三・七五

朝鮮人地主最高

所有土地價格	九、〇〇〇〇〇 ^四
所有家屋價格	一、五〇〇〇〇
其他家畜價格	二〇〇〇〇

家具及其他價格
衣服及夜具價格

計

一二九〇〇
一九〇〇〇
一〇、八三九〇〇

同最低

所有土地價格
所有家屋價格
勞役家畜價格
其他家畜價格
家具及其他價格
衣服及夜具價格

計

一、一五〇〇
一二〇〇〇
一三〇〇〇
二二〇〇〇
一一六〇〇
一五〇〇〇
一、六五三〇〇

支那人自作農最高

所有土地價格
所有家屋價格
勞役家畜價格
其他家畜價格
農具價格
運搬用器具價格
家具及其他價格

一、二一〇〇〇
一、五五〇〇〇
五三〇〇〇
一〇六〇〇
一〇〇〇〇
一〇〇〇〇
五八〇〇〇

衣服及夜具價格
計
同自作及小作農

一九〇〇〇
三、七五四〇〇

土地價格
勞役家畜價格
其他家畜價格
農具價格
運搬用器具價格
家具及其他價格
衣服及夜具價格

計

一〇〇〇〇
四〇〇〇〇
二五三・六〇
三四・〇〇
三〇〇〇
三二四・〇〇
一一〇〇〇
一、二五一・六〇

朝鮮人自作農最高

所有土地價格
所有家屋價格
勞役家畜價格
其他家畜價格
農具價格
運搬用器具價格
家具及其他價格

二、〇〇〇〇
二〇〇〇〇
二〇〇〇〇
二〇〇〇〇
一六・五〇
六〇〇〇
七八・五〇

衣服及夜具價格

計 一三〇〇〇
二、七〇五〇〇

同最低

所有土地價格 八七〇〇〇_円
所有家屋價格 五〇〇〇〇
勞役家畜價格 五〇〇〇〇
其他家畜價格 六・五〇
農具價格 四・五〇
運搬用器具價格 三〇〇〇〇
家具其他價格 一四六〇〇
衣服及夜具價格 一一〇〇〇

計

一、二六七〇〇

朝鮮人小作農最高

家屋價格 二〇〇〇〇_円
勞役家畜價格 一三〇〇〇〇
其他家畜價格 一・二〇
農具價格 一一〇〇〇
運搬用器具價格 三〇〇〇〇
家具價格 七三〇〇〇

衣服及夜具價格

計 一四三〇〇〇
六八八・二〇

同最低

其他家畜價格 二〇〇〇_円
農具價格 一八〇〇
運搬用器具 三〇〇〇
家具及其他價格 四〇〇〇
衣服及夜具價格 九〇〇〇

計

一九八〇〇

右は農家の不動産及動産であつて農業資金をも包含して居る。

第十三節 農業經營收支の狀況

支那人及朝鮮人農家の収入は、農作物に依る収入と副業に依る収入とに大別される。農作物中主要なるものは、大豆、粟、玉蜀黍、高粱、大麥、雜穀等にして、副業に依る収入は家畜に依る収入、商業に依る収入、及び其他に依る収入に分類するを得る。副業収入としては養蠶、製粉、製麵等もあるが、これらは極小部分に限られ、多くは養豚、養鶏及運搬業で、僅かに商業を兼ねるものがある。

農家の支出は一般費、農事費及食費とに分類されるが、一般費用は農家の主要經費を占め、食費及農事費以外の農家經費の全部を包含して居る。農事費は種子費及農具損料が大部分を占め、土地肥沃のために肥料費は殆んど不要の狀態であ

り、又例へば雇人料も十九戸中二戸支拂ふに過ぎぬ。食費に就て考察するに、本地方の支那人と朝鮮人は食物を異にし、前者は主食物として玉蜀黍、後者は粟を主食するのであるが、従つて副食物も自ら異なるのである。農業經營の收支對照を表示すれば左の如し。

調査 番號	入			支					計
	殖産收入	副業收入	其他	公課	種苗費	農具費	其他	計	
1	五九四・〇〇	一、四四〇・〇〇	二、〇〇〇・〇〇	二一〇・〇〇	二四〇・〇〇	二〇〇	四〇〇	三〇〇・〇〇	三、〇〇〇
2	六六五・〇〇	三三〇・〇〇	七九七・〇〇	一五〇	二四〇・〇〇	二〇〇	四〇〇	四〇〇・〇〇	四、〇〇〇
3	七〇九・〇〇	二四〇・〇〇	九五〇・〇〇	五〇	三三〇	三〇〇	一七四・〇〇	二五〇・三〇	二、〇〇〇
4	一七五・三五	一、二七〇・〇〇	一、四四五・三五	一〇〇	一〇〇	二〇〇	三〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
5	四三〇・〇〇	八〇〇・〇〇	五三〇・〇〇	五〇	一〇〇	二〇〇	三〇〇	五〇〇・〇〇	五〇〇・〇〇
6	五二二・五	五〇〇・〇〇	一〇一・三五	一〇〇	一〇〇	二〇〇	三〇〇	三〇〇・〇〇	三〇〇・〇〇
7	八七〇・〇〇	九七三・〇〇	一、三三三・〇〇	一〇〇	二〇〇	一〇〇	一〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
8	三三〇・〇〇	一、三三〇・〇〇	一、三三〇・〇〇	八〇	六〇	二〇	二〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
9	一三〇・〇〇	一、三〇〇・〇〇	一、三〇〇・〇〇	六〇	六〇	二〇	二〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
10	一五〇・五〇	三、三〇〇・〇〇	一、七六〇・〇〇	三〇	六〇	一〇	二〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
11	一、五〇〇・〇〇	一、三三七・〇〇	五、七七七・〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一〇〇	二〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
12	八二〇・〇〇	三六五・〇〇	一、〇七五・〇〇	三〇	三〇	一〇	一〇	三〇〇	三〇〇
13	一、八二四・五〇	一〇〇〇・〇〇	一、九二四・五〇	三〇	三〇	一〇	一〇	三〇〇	三〇〇
14	三〇〇・〇〇	六二〇・〇〇	一、一五〇・〇〇	五〇	二〇	一〇	一〇	八〇	八〇

間島地方に於ける農業經營の狀態に付大體平年作を標準としたる市街地附近、市街地を距る二、三里の地方及び奥地の三地方別と土地買收價格別とに依り之を三等級に區分し、之に栽培した作物の種類に依り如何なる收支の狀態にあるか、尙之が土地買收に支拂つた全額に對して如何程の利廻に相當するかを調査した處、大要左の如くである。

一、土地買收價格(反當)

土地別	地方別	等級	土地買收價格		諸雜費	合計(土地買收價格)
			市街地附近	市街地を距る		
畑地	市街地附近	上等畑地	四・七〇	八・〇〇	五・四〇	一四・一〇
		中等畑地	三・四五七	三〇・〇〇	一・五〇	三〇・〇〇
		下等畑地	二・一〇五	三〇・〇〇	一・五〇	三〇・〇〇
	市街地を距る	上等畑地	三・一八八	七・九五	一・五〇	三九・九五
		中等畑地	一九・九四	二・五九	一・五〇	二二・五三
		下等畑地	一二・〇一	二・五八	一・五〇	一三・五九
奥地方	上等畑地	一七・三〇	一・一七	一・一七	一九・四一	
	中等畑地	一〇・〇〇	一・一七	一・一七	一一・一七	
	下等畑地	五・五二	一・一七	一・一七	六・三〇	

水田地	市街地附近			市街地を距る			奥地方
	上等水田地	中等水田地	下等水田地	上等水田地	中等水田地	下等水田地	
	六二・〇三	四五・六六	三〇・四三	四七・〇一	三六・二一	二五・一〇	一七・二四
	七・二三	五・三六	三・六九	五・七〇	四・五八	三・二三	二・九五
	六九・二六	五一・〇二	三四・一二	五二・七一	四〇・七九	二八・三三	一九・三七
							一・四九
							一一・五四
							一・五四

備考 諸雜費は地権を得る爲の種々の手續料であつて其割合は概ね左の如し。

- 一、郷長契低料 百分ノ二
- 一、財務處附加税 百分ノ三
- 一、財務處名義書換料 百分ノ六
- 一、票費 一圓三十錢
- 一、過名料 一圓

二、主要作物に對する收支計算

間島に於ける農業者の栽培作物中主なる作物粟、大豆、大麥、小麥、水稻の各種に對する收入支出状態は左の如し。

(イ) 粟反當收支計算

支 出(栽培費)

種目	數量	單價	價格
種子	七合	〇・五〇	〇・三五
肥料			
整地	牛一頭半日	一・〇〇	一・五〇
播種	一人半	六・〇〇	九・〇〇
管理	三人	六・〇〇	一・八〇
收穫及調製	三人半	六・〇〇	二・一〇
地租			一・五〇
地方費及醫學費			四・〇〇
斗稅			一・〇〇
計			五・九八五

市街地附近收支計算 (單價石九圓五十八錢の割)	反當收量	精粟收	精粟入	支(栽培費)	差引利益金
上等烟地	一・二〇〇石	一一・四九六	三・六四三	五・九八五	九・一五四
中等烟地	九四〇	九・〇〇五	三・四二〇	五・九八五	六・四四〇
下等烟地	七三〇	六・九九三	三・三〇〇	五・九八五	四・三〇八
計					

奥地收支計算 (單價石九圓三十二錢の割)	反當收量	精粟收	精粟入	支(栽培費)	差引利益金
上等烟地	一・〇七〇石	九・九七二	三・〇六〇	五・九八五	七・〇四七
計					

第二章 間島及環春地方

(口) 大豆反當收支計算
出(栽培費)

中等烟地	●七七〇	七・一七六	二・七七二	九・九四八	五・九八五	三・九六三
下等烟地	●五七〇	五・三一二	二・七三〇	八・〇四二	五・九八五	二・〇五七
計						一〇六

市街地附近收支計算 (單價石七圓六十六錢の割)

上等烟地	反當收量	●一四六〇石	價 格	一一・一八四	栽培費	四・一三六	差引利益金	七・〇四八
中等烟地		●一・二二〇		八・五七九		四・一三六		四・四四三
計								

奧地收支計算 (單價石六圓八十六錢の割)

下等烟地	●一・〇九〇	八・三四九	四・一三六	四・二一三
上等烟地	●一・二四〇石	八・五〇六	四・一三六	四・三七〇
中等烟地	●九八〇	六・七二三	四・一三六	二・五八七
下等烟地	●七二〇	四・九三九	四・一三六	●八〇三
計				

(一) 大麥反當收支計算
出(栽培費)

種子	五升四合	●〇四五	●二四三
肥料	牛一頭半日	●一〇〇〇	●五〇〇
整地	一人	●六〇〇	●六〇〇
播種	一人半	●六〇〇	●九〇〇
管理	二人	●六〇〇	●一・二〇〇
收穫及調製			●一・五〇〇
地租			●四〇〇
地方費及醫學費			●二〇〇
斗稅			●一〇〇
計			四・〇九三

第二章 間島及環春地方

市街地附近收支計算 (單價石四圓二十三錢の割)

等級	反當收量	價格	栽培費	差引利益金
上等畑地	一・七九〇石	七・五七二	四・〇九三	三・四七九
中等畑地	一・四九〇	六・三〇三	四・〇九三	二・二一〇
下等畑地	一・一六〇	四・九〇七	四・〇九三	八・一四
奧地收支計算 (單價石三圓五十四の割)				
等級	反當收量	價格	栽培費	差引利益金(×は損金)
上等畑地	一・五三〇石	五・四一六	四・〇九三	一・三二三
中等畑地	一・二九〇	四・五六七	四・〇九三	四・七四
下等畑地	一・〇三〇	三・六四六	四・〇九三	四・四七

(三) 小麥反當收支計算 (栽培費)

種目	數量	單價	價格
種子	六升七合	〇・九四	六・三〇
肥料	牛一頭半日	一・〇〇〇	一・五〇
播種地	一人	六・〇〇	六・〇〇
管理	一人半	六・〇〇	九・〇〇
收穫及調製	二人	六・〇〇	一二・〇〇

市街地附近收支計算 (單價石八圓二十七錢の割)

等級	反當收量	價格	栽培費	差引利益金
上等畑地	一・二九〇石	一〇・六六八	四・四八〇	六・一八八
中等畑地	一・〇〇〇	八・二七〇	四・四八〇	三・七九〇
下等畑地	〇・八〇〇	六・六一六	四・四八〇	二・一三六
奧地收支計算 (單價石七圓五十四錢の割)				
等級 <td>反當收量</td> <td>價格</td> <td>栽培費</td> <td>差引利益金</td>	反當收量	價格	栽培費	差引利益金
上等畑地	一・二〇〇石	九・〇四八	四・四八〇	四・五六八
中等畑地	〇・九〇〇	六・七八六	四・四八〇	二・三〇六
下等畑地	〇・六七〇	五・〇五二	四・四八〇	〇・五七二

水稲は粳又は玄米の儘の賣買は稀である爲に精白米に換算した反當收支計算とする。

支 出 (栽培費)

種目	數量	單價	價格
種子	八升	〇・七五	六・〇〇

肥料	百貫	〇〇三
整地	牛一頭一日	一・二〇〇
播種	三人	一・八〇〇
管理	三人	一・八〇〇
收穫及調製	五人	一・八〇〇
地租		六〇〇
地方費及醫學費		三〇〇〇
斗稅		一五〇
計		九・三五〇

市街地附近

種目	金額
栽培費	九・三五〇
精米費	二・〇〇〇
計	一一・三五〇

市街地附近收支計算 (單價石十九圓七十二錢の割)

等	反當收量	精米	入	支	差引利益金
上等水田地	一・四六〇石	二八・七九一円	二・〇六〇円	三〇・八五一円	一一・三五〇円
中等水田地	一・二二〇	二四・〇五八	一・七〇〇	二五・七五八	一四・四〇八
下水田地	一・〇三〇	二〇・三一二	一・六九〇	二二・〇〇二	一〇・六五二

奥地

種目	金額
栽培費	八・五〇〇
精米費	二・〇〇〇
計	一〇・五〇〇

奥地收支計算 (單價石十八圓の割)

等	反當收量	精米	入	支	差引利益金
上等水田地	一・二六〇石	二二・六八〇円	一・三二〇円	二四・〇〇〇円	一〇・五〇〇円
中等水田地	一・〇二〇	一八・三六〇	一・〇四〇	一九・四〇〇	一〇・五〇〇
下水田地	・八二〇	一四・七六〇	・八一〇	一五・五七〇	一〇・五〇〇

備考 一、市街地を距る二、三里地方の反當收量は市街地附近に於けるものと略同様なる故に之を省略する。
二、差引額に於て損金を生じたものがあるが、整地に使用する牛、播種、管理收穫及調製等は自家所有の牛、自家の勞働を以てするものであるから、事實に於ては損を招かないのである。

以上各種作物の反當利益金が土地買収に支拂つた總金額に對し如何なる利廻に相當するやを表示すれば次の如し。
三、土地買収價格に對する反當利益金の利廻一覽表 (自作農)

種別	等級	市街地附近			奥地			
		土地買取價格	反當利益金	利廻	土地買取價格	反當利益金	利廻	
粟	上等畑地	五・一六〇〇	九・一五四	一・七七	一・九四一〇	七・〇四七	三・六三	
		三・八九七〇	六・四四〇	一・六五	一・一七〇	三・九六三	三・五五	
		二・三八五〇	四・三〇八	一・八一	六・三〇〇	二・〇五七	三・二七	
	中等畑地	五・一六〇〇	七・〇四八	一・三七	一・九四一〇	四・三七〇	二・二五	
		三・八九七〇	四・四四三	一・一四	一・一七〇	二・五八七	二・三二	
		二・三八五〇	四・二一三	一・七七	六・三〇〇	一・八〇三	一・二七	
	下等畑地	三・八九七〇	四・四四三	一・一四	一・一七〇	二・五八七	二・三二	
		二・三八五〇	四・二一三	一・七七	六・三〇〇	一・八〇三	一・二七	
		一・六〇〇	三・四七九	〇・六七	一・九四一〇	一・三二三	〇・六八	
	大豆	上等畑地	五・一六〇〇	三・四七九	〇・六七	一・九四一〇	一・三二三	〇・六八
			三・八九七〇	二・二一〇	〇・五七	一・一七〇	四・七四	〇・四二
			二・三八五〇	一・八一四	〇・三四	六・三〇〇	四・四七	〇・七一
中等畑地		五・一六〇〇	六・一八八	一・二〇	一・九四一〇	四・五六八	二・三五	
		三・八九七〇	三・七九〇	〇・九七	一・一七〇	二・三〇六	二・〇六	
		二・三八五〇	二・一三六	〇・九〇	六・三〇〇	一・五七二	〇・九一	
下等畑地	六・九二六〇	一・九五〇一	二・八二	二・七四五〇	一・三五〇〇	四・九二		
	五・一〇二〇	一・四四〇八	二・八二	一・九三七〇	八・九〇〇	四・五九		
	三・四一二〇	一・〇六五二	三・一二	一・三〇三〇	五・〇七〇	三・八九		
小麦	上等水田地	六・九二六〇	一・九五〇一	二・八二	二・七四五〇	一・三五〇〇	四・九二	
		五・一〇二〇	一・四四〇八	二・八二	一・九三七〇	八・九〇〇	四・五九	
		三・四一二〇	一・〇六五二	三・一二	一・三〇三〇	五・〇七〇	三・八九	
	中等水田地	五・一〇二〇	一・四四〇八	二・八二	一・九三七〇	八・九〇〇	四・五九	
		三・四一二〇	一・〇六五二	三・一二	一・三〇三〇	五・〇七〇	三・八九	
		三・四一二〇	一・〇六五二	三・一二	一・三〇三〇	五・〇七〇	三・八九	
下等水田地	三・四一二〇	一・〇六五二	三・一二	一・三〇三〇	五・〇七〇	三・八九		
	三・四一二〇	一・〇六五二	三・一二	一・三〇三〇	五・〇七〇	三・八九		
	三・四一二〇	一・〇六五二	三・一二	一・三〇三〇	五・〇七〇	三・八九		

四、地主對小作者間の利益關係
地主對小作者間に於ては大體左の割合に依り收穫物を區分するのを通例とする。

市街地附近	奥地	地主	小作者
市街地を距る二、三里地方	同	五割	五割
同	同	四割	六割
同	同	四割	六割
同	同	四割	六割

(一) 地主の利益

以上の割合に依り地主が小作者より得たる各種作物反當收支計算は左の如し。

(イ) 粟反當收支計算

市街地附近 (單位石に付以下同じ)

等級	數量	單作價	料價	諸稅	差引利益金
上等畑地	六〇〇石	九五八〇	五・七四八	六五〇	五・〇九八
中等畑地	四七〇	九五八〇	四・五〇三	六五〇	三・八五三
下等畑地	三六五	九五八〇	三・四九七	六五〇	二・八四七

(ロ) 大豆反當收支計算

第二章 間島及環春地方

等級	數量	單作價	料價	諸稅	差引利益金
上等畑地	四二八石	九三二〇	三・九八九	六五〇	三・三三九
中等畑地	三〇八	九三二〇	二・八七一	六五〇	二・二二一
下等畑地	二二八	九三二〇	二・二二五	六五〇	一・四七五

市街地附近

等級	數量	單價	價格	諸	稅	差引利益金
上等	七三〇石	七・六六〇	五・五九二	六・五〇	六・五〇	四・九四二
中等	五六〇	七・六六〇	四・二九〇	六・五〇	六・五〇	三・六四〇
下等	五四五	七・六六〇	四・一七五	六・五〇	六・五〇	三・五二五

(一) 大麥反當收支計算

等級	數量	單價	價格	諸	稅	差引利益金
上等	四九六石	六・八六〇	三・四〇三	六・五〇	六・五〇	二・七五三
中等	三九二	六・八六〇	二・六八九	六・五〇	六・五〇	二・〇三九
下等	二八八	六・八六〇	一・九七六	六・五〇	六・五〇	一・三二六

(三) 小麥反當收支計算

等級	數量	單價	價格	諸	稅	差引利益金
上等	六一二石	三・五四〇	二・一六六	六・五〇	六・五〇	一・五一一
中等	五一六	三・五四〇	一・八二七	六・五〇	六・五〇	一・一七七
下等	四一二	三・五四〇	一・四五八	六・五〇	六・五〇	八〇八

市街地附近

等級	數量	單價	價格	諸	稅	差引利益金
上等	六四五石	八・二七〇	五・三三四	六・五〇	六・五〇	四・六八四
中等	五〇〇	八・二七〇	四・一三五	六・五〇	六・五〇	三・四八五
下等	四〇〇	八・二七〇	三・三〇八	六・五〇	六・五〇	二・六五八

等級	數量	單價	價格	諸	稅	差引利益金
上等	四八〇石	七・五四〇	三・六一九	六・五〇	六・五〇	二・九六九
中等	三六〇	七・五四〇	二・七一一	六・五〇	六・五〇	二・〇六四
下等	二六八	七・五四〇	二・〇二一	六・五〇	六・五〇	一・三七一

(ホ) 水稻反當收支計算

市街地附近

等級	水田地	小作		料		差引利益金
		量	單價	價格	諸稅	
上等	水田地	七三〇石	一九七二〇円	一四三九六円	六五〇円	一・三七四六円
中等	水田地	六一〇	一九七二〇	一二〇二九	六五〇	一・一三七九
下等	水田地	五二五	一九七二〇	一〇一五六	六五〇	九五〇六

等級	水田地	小作		料		差引利益金
		量	單價	價格	諸稅	
上等	水田地	五〇四石	一八〇〇〇円	九〇七二円	六五〇円	八・四二二円
中等	水田地	四〇八	一八〇〇〇	七三四四	六五〇	六・六九四
下等	水田地	三二八	一八〇〇〇	五九〇四	六五〇	五・二五四

以上各種作物に於ける地主の利益金が土地買収に支拂つた總金額に對し如何なる利廻に相當するや、次表の如し。

(ニ) 地主が小作せしめた場合土地買収に對する利廻一覽表

種別	等級	市街地附近		奥地	
		土地買収價格	純收入	土地買収價格	純收入
粟	上等畑地	五・六〇〇円	五・〇九八	一九・四一〇円	三・三三九
	中等畑地	三・八九七〇	三・八五三	一一・一七〇	二・二二一

種別	等級	市街地附近		奥地	
		土地買収價格	純收入	土地買収價格	純收入
大豆	上等畑地	二・三八五〇	二・八四七	六・三〇〇	一・四七五
	中等畑地	五・一六〇〇	四・九四二	一九・四一〇	二・七五三
	下等畑地	三・八九七〇	三・六四〇	一一・一七〇	二・〇三九
	上等畑地	二・三八五〇	三・五二五	六・三〇〇	一・三二六
	中等畑地	五・一六〇〇	三・一三六	一九・四一〇	一・五一六
	下等畑地	三・八九七〇	二・五〇一	六・三〇〇	一・一七七
麥	上等畑地	二・三八五〇	一・八〇三	一一・一七〇	〇・七六
	中等畑地	五・一六〇〇	四・六八四	一九・四一〇	二・九六九
	下等畑地	三・八九七〇	三・四八五	一一・一七〇	二・〇六四
	上等畑地	二・三八五〇	二・六五八	六・三〇〇	一・三七一
	中等畑地	五・一六〇〇	一・三・七四六	二七・四五〇	八・四二二
	下等畑地	三・八九七〇	二・六五八	六・三〇〇	一・三七一
水稻	上等水田地	六・九二六〇	一・三・七四六	二七・四五〇	八・四二二
	中等水田地	五・一〇二〇	一・一・三七九	一九・三三七〇	六・六九四
	下等水田地	三・四・二一〇	九・五〇六	一三・〇三〇	五・二五四

(三) 小作者の利益

小作者が小作料及其他の支出を控除した反當純益は左の如くである。

(イ) 粟反當收支計算

市街地附近

等	級	反當總收入額	栽培費	小作料	計	差引利益金
上	等	一五・一三九	五・三三五	五・七四八	一一・〇八三	四・〇五六
中	等	一二・四二五	五・三三五	四・五〇三	九・八三八	二・五八七
下	等	一〇・二九三	五・三三五	三・四九七	八・八三二	一・四六一
奧	地					

等	級	反當總收入額	栽培費	小作料	計	差引利益金
上	等	一三・〇三二	五・三三五	三・九八九	九・三二四	三・七〇八
中	等	九・九四八	五・三三五	二・八七一	八・二〇六	一・七四二
下	等	八・〇四二	五・三三五	二・二二五	七・四六〇	五八二
奧	地					

(口) 大豆反當收支計算

市街地附近	等	級	反當總收入額	栽培費	小作料	計	差引利益金
上	等	烟地	一一・一八四	三・四八六	五・五九二	九・〇七八	二・一〇六
中	等	烟地	八・五七九	三・四八六	四・二九〇	七・七七六	八〇三
下	等	烟地	八・三四九	三・四八六	四・一七五	七・六六一	六八八
奧	地						

市街地附近	(ハ) 大麥反當收支計算	等	級	反當總收入額	栽培費	小作料	計	差引利益金
上	等	烟地	八・五〇六	三・四八六	三・四〇三	六・八八九	一・六一七	
中	等	烟地	六・七二三	三・四八六	二・六八九	六・一七五	五四八	
下	等	烟地	四・九三九	三・四八六	一・九七六	五・四六二	五二三	
奧	地							

市街地附近	等	級	反當總收入額	栽培費	小作料	計	差引利益金
上	等	烟地	七・五七二	三・四四三	三・七八六	七・二二九	三・三四三
中	等	烟地	六・三〇三	三・四四三	三・一五一	六・五九四	二・九一
下	等	烟地	四・九〇七	三・四四三	二・四五三	五・八九六	九八九
奧	地						

市街地附近	(ニ) 小麥反當收支計算	等	級	反當總收入額	栽培費	小作料	計	差引利益金
上	等	烟地	五・四一六	三・四四三	二・二六六	五・六〇九	一・一九三	
中	等	烟地	四・五六七	三・四四三	一・八二七	五・二七〇	七〇三	
下	等	烟地	三・六四六	三・四四三	一・四五八	四・九〇一	一・二五五	
奧	地							

市街地附近

等級	反當總收入額	栽培費	小作料	計	差引利益金 (△は損)
上等 畑地	一〇・六六八	三・八三〇	五・三三四	九・一六四	一・五〇四
中等 畑地	八・二七〇	三・八三〇	四・一三五	七・九六五	三・〇五
下等 畑地	六・六一六	三・八三〇	三・三〇八	七・一三八	△・五二二

市街地附近

等級	反當總收入額	栽培費及精米費	小作料	計	差引利益金 (△は損)
上等 畑地	九・〇四八	三・八三〇	三・六一九	七・四四九	一・五九九
中等 畑地	六・七八六	三・八三〇	二・七一四	六・五四四	二・四二
下等 畑地	五・〇五二	三・八三〇	二・〇二一	五・八五一	△・七九九

(ホ) 水稻反當收支計算

等級	反當總收入額	栽培費及精米費	小作料	計	差引利益金 (△は損)
上等 水田地	三〇・八五一	一〇・七〇〇	一四・三九六	二五・〇九六	五・七五五
中等 水田地	二五・七五八	一〇・七〇〇	一・二〇二九	二二・七二九	三・〇二九
下等 水田地	二二・〇〇二	一〇・七〇〇	一・〇一五六	二〇・八五六	一・一四六

奥地

等級	反當總收入額	栽培費及精米費	小作料	計	差引利益金 (△は損)
上等 水田地	二四・〇〇〇	九・八五〇	九・〇七二	一八・九二二	五・〇七八
中等 水田地	一九・四〇〇	九・八五〇	七・三四四	一七・一九四	二・二〇六
下等 水田地	一五・五七〇	九・八五〇	五・九〇四	一五・七五四	△・一八四

五、内地人の農業經營に對する利廻

間島地方に於て内地人の農業經營をなしたものは曾て無く、従つて土地買収に對する利廻如何に就ては詳細なる調査はないが、内地人は朝鮮人及支那人に比して労働能率が及ばぬのと生活費、管理費、其の他經常費に多額を要する故に、新式器械力を用ふるにあらざれば其の利廻は遞下すべしと考察せられる。

六、水田經營と粟、大豆等の耕作上收利の差

本項に關しては尙十分精密なる調査を行はねば、之が結果を確實に論結するのは難しいが、工事の容易にして且つ水利の便なる地方にあつては、水田經營の收利の多いのは疑ないものと認められる。

尙、金融状態に就ては總領事館及各分館所在地に農民保護の爲め農耕資金として朝鮮人民會附屬金融部に於て小口の貸付(大正十五年三月調査朝鮮人貸付金十九萬圓餘口數三千五百三十四)を爲し、又龍井村東拓出張所に於て農業金融(大正十五年調査朝鮮人貸付二十三萬六千圓餘口數七十八支那人八十九萬六千圓口數二百八十八)を爲して居る。因に間璋地方に於ける地主、自作、自作兼小作、及小作農家數を示せば左の如し。

縣名	別	地主自作兼小作小作農家戸數				計
		地主	自作	自作兼小作	小作	
延吉縣	支	一、四四六	八、九〇五	六、二二九	八六七九	二五、二五九
	鮮	一、二五一	一、二〇六	一八九	四五二	三、〇九八
和龍縣	支	一、五六二	七、〇二一	四、一二六	三、九二八	一六、六三七
	鮮	二五七	二二四	五二	四三	五七六
汪清縣	支	二五六	一、四二一	六三八	二、四九九	四、八一四
	鮮	六九六	七三五	二二二	三一八	一、九七一
琿春縣	支	六八七	一、四六八	一、四〇三	三、〇五三	六、六一一
	鮮	一、八二一	六七〇	一一〇	三三五	二、九三六
計	支	三、九五二	一八、八一五	二二、三九六	一八、一五九	五三、三二一
	鮮	四、〇二五	二、八三五	五七三	一、一四八	八、五八一

第十四節 農民の生活状態

間島地方に於ける農民の生活状態は、開拓後數十年來支那人互に弱肉強食を續けて來た慣習が今尙脱せず。貧弱なる自家經濟に満足し其の日を送る朝鮮人と、蓄財に餘念なく貪慾飽くことを知らぬ支那人との間には自ら徑庭を生じ、朝鮮人は鮮内地に比するも生活程度は著しく低下し、從來支那人より受けた極度の壓迫の結果は民心極度に萎縮して向上心に乏しく、蓄財の念は更に無く、食つて其の日を過すに足る安易なる自家經濟に満足しつゝ、收入を得た時は暴食飽くことを知らず、收入無きときは食せない状態にあつて怠惰極りない生活を送りつゝある。これに反し支那人は蓄財の念に富み、

其の富裕の程度は到底朝鮮人の企及し得るところでない。彼等は移住後數年ならずして大地主となり中地主となり、小地主と雖も朝鮮人を小作に使用するもの多く、朝鮮人の如く一を得て二を消費するが如き不生産的のものなく、收入に比して粗衣粗食に甘んじ、十を得たらば八を蓄へて二を消費する風習は、支那人一般の生活状態を極端なる蓄財主義に向はしめて居る。

其の他一般状況を詳記すれば左の如し。

一、生活費

(一) 朝鮮人

(イ) 衣服、裝飾品及雜品

衣服は普通金巾を用ひ夏期は麻布を用ふるもの多し。上等生活をなすものも絹織物を用ふるものは稀である。婦人の衣服は夏冬の差なく冬は裳(形は袴の如く腰より以下を蔽ふもの)を用ふる差あるのみ。

普通生活を爲すもの

- 一、冬服(三ツ揃一着) 八四四十錢
 - 一、夏服(三ツ揃一着) 三四七十錢
- 中流生活を爲すもの
- 一、冬服(三ツ揃一着) 三十三圓三十錢
 - 一、夏服(三ツ揃一着) 九圓七十錢

- 一、下衣(シャツ) 二四五十錢
- 婦人

- 一、上下各一着 八圓五十錢
- 一、裳 五圓三十錢

裝飾品及雜品

- 一、草鞋(上等品は一足二、三ヶ月間用ふ)一ヶ年五足乃至六足 二圓四十錢
 - 一、靴(草靴一足ゴム靴二足) 五圓九十錢
 - 一、足袋(布及沓下四足) 一圓六十錢
 - 一、冠物(使用せぬ者あり) 一圓五十錢乃至三圓位
 - 一、笠子(同) 五圓乃至六圓位
 - 一、網巾(冠の下に用ふ) 八十錢乃至三圓
 - 一、帽子(夏帽一、冬帽一) 三圓
 - 一、帶 二十錢乃至五十錢
 - 一、帶上物 一圓
 - 一、煙草(煙草、葉煙草) 三圓
- 以上に依つて普通者、上等着及婦人の一ヶ年の經費は
 普通農民 二十九圓八十五錢(裝飾品及雜品は最低品を用ふ)
 中流農民 七十二圓(裝飾品及雜品は最上品を用ふ)
 婦人 十三圓八十錢(上下の差少し)

(ロ) 食物

- 朝鮮人は普通粟を主食とし其の他大麥、玉蜀黍、黍米等を用ふる。副食物としては馬鈴薯、白菜、大根等の蔬菜類にして味噌、醬油及蕃椒を調味料として使用する。其の一ヶ年一人消費量は左の如し。
- 一、粟 一石八斗三升 二十九圓二十八錢
 - 一、大麥 七升 四十九錢
 - 一、玉蜀黍 二斗四升 一圓二十錢
 - 一、白米 一斗二升 三圓
 - 一、黍 七升 七十七錢
 - 一、大豆 七升 五十六錢
 - 一、鹽 十斤 一圓十錢
 - 一、野菜(原價に見積り) 五圓五十錢
 - 一、魚肉、獸肉、調味料其他 八圓
- 計 四十九圓九十錢

(二) 支那人

(イ) 衣服、裝飾品及雜品

衣服は普通黒、紺色の綿布を用ひ中流以上のものは四季絹地を用ふものが多い。又冬季防寒用として男女共毛皮を用ふるもの多く、靴、帽子及雜品等男女とも之を異にせぬ。
 普通生活を爲すもの

- 一、夏服(上下各二着) 四圓四十錢

- 一、冬服(上衣二、褲一) 九圓五十錢
- 一、防寒用毛皮(一枚) 六圓五十錢

中流生活を爲すもの

- 一、夏服(三ツ揃一着) 十二圓五十錢
- 一、冬服(三ツ揃一着) 四十五圓
- 一、毛皮(中等物) 二十五圓

裝飾品及雜品

- 一、布靴及靴(布靴二、靴二) 十圓
- 一、足袋(布襪子及沓下各三) 一圓二十錢
- 一、帽子(防寒用毛帽一、夏帽一) 二圓五十錢乃至四圓五十錢
- 一、頸卷(手拭代用) 五十錢乃至一圓
- 一、腰帶、足帶 一圓五十錢

備考 夏服は多く冬季に下着として用ふ。

以上に依り普通者中流者の一人一ヶ年の經費は

普通農民 三十六圓六十錢(裝飾品及雜品は最低品を用ふ)

中流農民 百圓七錢(裝飾品雜品は最上品を用ふ)

(ロ) 食物

支那人は粟、小麥を主食とするのであるが、玉蜀黍、高粱、米、稗等を比較的によく用ひ、副食物としては蔬菜類

用ひ、調味料には豆油を常用する。一人一ヶ年の消費量を示せば

- 一、粟 八斗五升 十三圓六十錢
- 一、玉蜀黍 七斗三升 三圓六十五錢
- 一、小麥 六斗一升 七圓三十二錢
- 一、米 一斗 二圓五十錢
- 一、蜀黍 一斗 三十三錢
- 一、黍 三升 三十五錢
- 一、稗 三升 二十七錢
- 一、鹽 十斤 一圓十錢
- 一、野菜(原價に見積り) 六圓十五錢
- 一、豆油 七斤 一圓三十錢
- 一、魚肉、獸肉、調味料其他 十四圓五十錢

計 五十一圓六十二錢

二、衛生状態

前述の如く間島地方に於ける農民の生活状態は其の程度低きに拘らず、他の地方に比して安易なれば朝鮮人の生活状態に於ても樂天地と謂ふことが出来、従つて彼等の餘財あるものは暴飲暴食に流れ易く、冬季結氷の期は自然惰眠を食ること多く、其他住宅内外の不潔等は一として身體に害なきものない状態であるから疾病者は比較的多く、又支那人は數十年來の惡癖たる阿片煙の吸煙者夥しく、積年の蓄財もこれが爲め倒盡して、身體は極度に破壊せられ活動力は減退し

遂に死を早からしむる状態にある。現時支那側に於ては阿片煙の吸飲者を嚴に取締つて居るにしても、絶對禁止は當分望まれまい。尙間島地方は空氣の乾燥と寒暑の甚だしき差のために呼吸器を害ふもの多く、就中文那婦人間には結核患者が比較的多數である。又春秋二季には必ず流行性感胃が流行するために生命を奪はれるものは甚だ多い。其の他不潔より來る皮膚病殊に疥癬、頑癬を患ふものは夥しい數に上る。醫療機關としては現在間島龍井に間島慈惠醫院、支那官立醫院、耶蘇教會醫院を始め日支鮮人の醫院が數箇所あるに過ぎぬので、従つて遠隔の地に於ては自然治癒を待つ外致方なき状態にある。

三、宗教

郷關を去り幾百里を距つた他郷に移住する者は近親同胞等を頼る外に寄るところなき爲めにか宗教を信するもの比較的多く、其の種類も耶蘇教、天主教、待天教、青林教、天道教、檀君教、天理教、佛教、回々教、儒教等十數種に及び農民は葬祭は勿論禍福疾病を祈る等人力の及ばないことは、一として宗教に頼らないことはなく、時々迷信に陥ること甚だしきものもあるが、彼等の生活を比較的平和に比較的安易に誘導しつゝあるのは宗教の力である。

第十五節 耕作並農家雇賃銀

耕作には人力よりも寧ろ家畜に俟つものが多く、普通開墾其の他の耕耘には牛馬驢二頭乃至四頭に禦者一人を要し、外地均し其の他の雑務に一人乃至二人の人夫を使用しつゝある。耕耘用の家畜は牛馬驢が最も多く、驢は少ない、耕作及收穫等に要する従業者は家族を以て足りるが、播種期、除草期、收穫期等の農繁期及作物調製に要する勞力の不足は雇傭人を使用する。作物の調製は普通冬季の閑散期に行ひ、雇傭人の勞銀を支那人農夫日傭食付三十錢、年傭食付五十圓（衣服は普通之を給せず靴を特に給することがある）羊牧夫月六―八圓、牛牧夫四―五圓、豚牧夫二―三圓（毛皮防寒服及靴を

給することあり）鮮人農夫日傭食付二十錢―二十五錢、年傭食付三十圓―四十圓、牧夫は支那人ばかりで鮮人には無い。又普通雇傭人は月傭は稀れであるけれども、牧夫だけは月傭とすることが多い。新規開墾に要する一畝地の勞力關係を示せば左表の如し。

地名	一日に要する人夫及牛馬頭數		開墾所要日數
	人夫	牛馬	
海蘭河流域地方	二	四	六四―一五
圖們江本流々城地方	三	二	八五―一六
哈爾巴圖河流域地方	二	四	六四―一五
嘎呀河流域地方	二	三	六四―一五

第十六節 農産製造業

間島に於ける工業は主として小規模なる農家の副業的生産に屬し、而かも製造方法は今尙舊套を脱せずして生産能力に乏しく、漸く本地方の需要を充たす状況であつて、進歩の跡顯著なるものあるを見ない。それは天恵に乏しきためにあらずして、一に交通機關及文明的施設が完備しない爲の、この天恵を利用し得ざること起因するのであるが、これは本地方の状況に通曉するもの、齊しく拱手傍觀に忍び得ざるところである。而して生産品は主として日常生活必需品に屬し、その生産高は現況に於て約三百萬圓を下らぬ見込であるが、之が調査は極めて至難であつて短日月に盡すことは不可能である故に、今回は主として主要生産品に付調査を遂げたのである。其の最も主要なるものは燒酒（燒酎）釀造業及豆油製造業であり、小麦製粉業及粉條子（支那豆素麵）製造業之に亞ぎ、其の他包米麵（粉玉蜀黍）蕎麥麵（蕎麥粉）馬鈴薯澱

粉、胡麻油、亞麻仁油、荏油、藍等の製造も相當の生産額に達して居る。これらの工業は何れも現地に於て相當の需用があるのみでなく、而も原料が豊富であるから輸移出品の製造として將來有望なるは疑ない故に、聊か本地方に於ける生産状況を参考のため以下述べよう。

一、焼酒(燒酎)醸造

高粱包米及稗を以て焼酒を醸造する業者を焼酒鍋(燒酒醸造場を意味す)と稱する。間島(和龍、延吉、汪清)に於ける同業者は二十餘戸を數へ現に従業するものは十八戸である。斯業は間島の現在に於ては諸工業中最も多額の資本を要するのであつて亦その規模も大である。最も大なる規模のものは東盛湧にある工場とし、局子街、頭道溝所在のものが之に亞いで大である(別表参照)。而して一般斯業者は獨り間島に限らず、各地とも何れも幾多の兼業を営むのを常とするが、兼業の種類は家畜諸設備の間斷なく活用せらるゝ豆油及麥粉製造等を営むのを通例とする。東盛湧、頭道溝及局子街に於ては雜貨店、錢舖(兩替)等を營むものがある。

燒鍋に於ける醸造方法、麴子(醱酵素)製造並醱酵方法及蒸餾方法を述べれば左の如し。

(イ) 麴子即ち糶(醱酵素)の製造方法は、大麥一石九斗二升小豆三斗八升四合の割合に混ぜたものを、石臼を用ひて馬騾或は驢に挽かしめること二回にして粉を得、之を水にて練り木型に入れて煉瓦状と成し麴子室に搬入する。麴子室は煉瓦にて高さ四尺八、九寸乃至五尺に積み、各煉瓦の接合部には高粱及包米稗を充填し、保温装置を施した開口四間奥行六間の土間(溫突を用ひぬ)にて麴子約五千個を容れ得る。窓障子には豆油が塗つてあるが、煉瓦體の搬入後は目張をなして密閉し、毎日一回宛上下轉換して積み換ゆること三日にして、煉瓦體に醱酵熱が生じ、爾後隔日一回宛窓を開いて通風を圖ること三十日間にして醱酵を了る。醱酵を終つたものは煉瓦體の表面に白い微菌を生ずる之を麴子と謂ふ。麴子室の溫度は別に測定したことはないが、經驗上醱酵に適當なる二十六度乃至三十度の間を昇降

しつゝあるやうである。

(ロ) 醱酵方法 査子(高粱及包米の碎き割られたもの)六石一斗四升四合に對し、麴子粉(糶)一石九斗二升を混じ水を加へて練り合はせたものを、審子(約二十石を容れ得べき箱或は桶)の九分目以上に容れて足で踏み込み、その上部を高粱麩子(高粱粕)を以て八、九寸の厚さに蔽ひ固め、堆積熱を起させると同時に直接空氣との接觸を避けさせ、毎日一回宛他の審子に入れ換を行ふ、堆積熱は三日目に至つて溫度最も高く六日目に至り漸く減す。斯くの如くして初日より九日間即ち八回の入れ換を行つて第一回の醱酵を了る。醱酵を了つたものは直に蒸餾に移ることを得、これを他の審子に入れ換へ其の上部を粟麩子(粟糶)を以て蒲鋒形に蔽ひ、有害微菌の侵入及酒精分の消散を防ぐ方法を取る。

(ハ) 蒸餾の方法 蒸餾の方法は沸騰鍋の上に甕桶を据え甕桶の下部に高粱製の簾子を敷き、之に原料(原料は一審子に付き新鮮なる査子六石一斗四升四合を加へたもので、一甕桶の容量は五石餘である)を入れ、更に甕桶の上に冷却装置をなした錫鍋を据えて行ふ。一甕の蒸餾時間は約一時間半を要し蒸餾中錫鍋の水は三、四回交換する、作業は普通午前六時より開始し午後二時に至る間に五甕蒸餾を行ふ。之を一班子と稱し更に午後三時から午後十一時迄に一班子を製す。人夫は一班子に付き火夫水汲及錫鍋の水を攪拌するもの及び材料運搬者を合して六人を要するが一班子毎に全部交代する。燃料は石炭を用ふるもの多く一晝夜に二百二十貫を要する。而して第一回蒸餾を終つた箱は之を酒杯子と稱し、土間に擴げて甕を以て攪拌し放熱並に水蒸氣を發散せしめ、一班子の酒杯子に對し麴子一石九斗二升を加へ、再び審子に入れ前記(ロ)に於て述べた作業を繰返して更に蒸餾をなす。斯くすること五回にして始めて殘滓を棄つる。此の毎回醸造される燒酎量は第一回より第四回迄は略々同量にして一班子約百斤を得るのであるが、其の品質は第四回は最醇良にして第五回は最劣等であると謂ふ。尙第五回は含水量増加の爲め蒸餾量も五、六十斤にして中

止するのである。アルコール含有量は約六〇%乃至七〇%であり、残滓は飼料に供する。醸造期間は一年を通じて醸造出来ないことはないが、自ら良季節があつて陰曆七月十五日より十月十五日迄及び二、三月を最良の時節とし。五月及び七月の半までは炎暑甚だしく又十月中旬以後正月の間は寒氣の爲に良好な時期でないで、此の季節には一班子に付き三百五十斤内外を得るに過ぎぬ。

以上述べた在來の舊式醸造方法に依るときは設備不完全の結果、粕中に酒精分の含有量多き故に之が改良は各地に於て研究せられ、近來南滿地方に於ては新式機械に依る新式燒鍋の勃興を見るに至つた(間島地方には未だ無し)。併し外人が一種不快の臭氣となす(在來製品の如き特有の臭氣なきために、却つて支那人間の嗜好に適應せずとされて居る。

大正十三年間島(延吉、和龍、汪清)に於ける燒酒(燒酎)生産表 (右支那、左日本)

地 別	生 産 戸 數	班 數	一ヶ年原料消費高		一ヶ年生産高	
			數量	價格	數量	價格
龍 井	一	一	二、一六〇	四三三	一、四〇〇	五〇、〇〇〇
東 盛	三	六	二、九六〇	二、五九三	八、六〇〇	三、〇三〇、〇〇〇
局 子	四	六	二、九六〇	二、五九三	二、六〇〇	三、〇三〇、〇〇〇
汪 清	五	五	一〇、八〇〇	二、一六〇	一、二〇、〇〇〇	二、五三〇、〇〇〇
三 道	二	二	四、三三〇	八六四	二、八〇〇	一、〇〇八、〇〇〇
頭 道	二	四	八、四〇〇	一、七三六	五、七六〇	一、四〇〇、〇〇〇
計	一八	二五	五四、〇〇〇	一七、八〇〇	三、二〇〇、〇〇〇	一三、〇〇〇、〇〇〇

備考 一、一釜を一班と稱し一日一班に要する原料は蜀黍七石六斗八升(支那斛日六石)大麥一石五斗三升六合(支那斛日一石二斗)にして、其の生産高は燒酒約一石三斗(支那斤量四〇斤)の外酒粕一千二百餘斤(支那斤量一千四百餘斤)を得べし。

二、表中原料、燒酒及酒粕の單價は大正十三年末現在に依れば即ち左の如し(右支那、左日本)

品 目	單 價		品 目	單 價	
	數量	金額		數量	金額
蜀 黍	一〇〇石	一、二〇〇	燒 酒	一四七斗(三合三勺)	二、二五
大 麥	一〇〇石	一、二〇〇	酒 粕	一、〇〇〇	七、〇〇

二、豆油及豆粕の製造

大豆を壓搾して豆油を製し、その粕を以て豆餅(豆粕)を製造するものを油房と稱し、間島に於てこれを専業とするもの二十餘戸、大農家の副業とするものも亦尠くはない。豆油は食料用及工業用として現地に於て消費せらるゝ外に海外に輸出する。豆餅は當地方に於ける重要な家畜飼料にして(海外に輸出さるゝものは少い)其の需用は頗る多い、而して油房は現況に於ては資金其の他の關係により燒酒製造業者に比肩することが出来ぬのみでなく、製法に於ても舊套を脱せないから、一面南滿地方の同業者と比べると其の生産力に於て劣つて居るが、當地方の原料の豊富は總て交通機關の完備に伴ひ、著しい進展を見るに違ひない。

舊式油房の状況を述べれば左の如し。

豆油の製造は在來石車（碾子と稱す）を以て大豆を壓搾して扁平状となしたものを蒸釜で蒸煮を行ふこと約十分間して徑一尺四、五寸高さ四、五寸の木製の輪型（搾油機附屬の鐵輪と同徑）に入れ、輪型の上下を洋草（濕地に生ずる草）を以て蔽ひ、これに多少の壓力（普通足にて踏み固むる）を加へた後、輪型を除けば圓板形の塊を得る。此の塊六箇を以て一回搾油用とし搾油機を用ひて製油するのである。含油量は原料大豆の種類に依つて差異があり、最も多いのは横豆青豆であつて黒豆は最も少い。生産率は原料一石二斗八升當豆油三十二斤乃至三十七斤豆粕二十三、四枚を得。豆粕一枚の重量は最小十二斤最大十六斤半であつて、徑二尺四、五寸厚さ二寸内外である。前記製造法に依る一日（六時間労働）の生産能力は普通原料大豆約六石八斗（支那榊目）である。製油季節は原料買入に便利にして而も農閑期たる十二月より翌年五、六月頃迄となす。油容器は籠及石油罐を用ふ。籠は滿洲在來の液體容器であつて杏條（萩の一種）と稱する樹枝を以て編み、内部に反古紙を幾重にも貼り漚汁を塗布したもので、約九十斤を容れ得るのである。石油罐は主として輸出向に用ふるが、使用するものは稀れである。

大正十三年間島（和龍、延吉、汪清）に於ける豆油、豆粕生産表（右支那、左日本）

地生別産	戸數		大豆	價格	豆		油		計
	班數	班數			數量	價格	數量	價格	
龍井	1	2	9,000	8,000	3,500	3,000	7,500	1,500	9,000
局子街	3	7	11,000	9,000	3,500	3,000	7,000	4,000	11,000
老頭溝	1	2	9,000	8,000	3,500	3,000	7,000	1,500	9,000
計									

地生別産	戸數		大豆	價格	豆		油		計
	班數	班數			數量	價格	數量	價格	
頭道溝	3	3	10,000	20,000	3,500	30,000	3,000	33,000	15,000
和龍管内	1	1	300	5,000	3,000	10,000	2,000	4,960	9,960
汪清管内	3	3	1,100	10,000	3,000	8,000	2,000	9,960	18,960
東盛浦	1	1	3,800	3,000	3,000	1,11,000	3,000	5,000	5,000
三道溝	1	1	800	3,600	1,000	3,800	3,300	6,100	6,100
銅佛寺	3	4	1,400	16,000	3,000	22,000	2,000	27,000	27,000
朝陽川	1	2	1,100	10,000	3,000	8,000	2,000	9,960	18,960
計	10	16	28,000	63,000	16,000	56,000	15,000	71,960	71,960

備考 一、單價は大豆は表記各地の平均相場を以て割出し、一石、日一石二斗八升當九圓、豆油は支一斤、日一四七匁當二〇一、豆粕は支一斤、日一四七匁當二錢四厘（普通支一斤當二、四厘乃至二錢七厘）を以てした。
 二、生産率は大豆支一石、日一石二斗八升當に對する生産最少限たる豆油支三五斤、日三一、強、豆粕支三四五斤、日三一七斤強を以てした。
 三、豆粕は家畜飼料に供する外肥料等に用ふることはない。

三、麥粉の製造

麥粉の製造は龍井火磨を除く外は新式の製粉機を用ふるものなく、舊式の製法に依つて居る現状で、品質は粗悪なるを免れぬ。其の製造所を磨房と稱し、局子街に二十四戸、龍井、頭道溝に二十餘戸其の他の市街形成地に到る所二、三戸

乃至四、五戸の専業者を見るのみならず、農家の副業とするものが多い。而して在來式の製造方法に依るときは、石臼一臺に付き人夫一人牛馬一頭を使用し、原料六斗四升より粉百十四斤乃至百三十八斤粉三十二斤乃至六十四、五斤の生産を得る。上述の如く斯業は現況に於ては比較的相當の生産力を有し、現地の需要を充たしつゝあるが、漸次交通機關の整備に伴ふ物資集散の圓滑は、一般生活の向上を促すのみならず、一面努力關係によつて考察するも舊式製品は新式機械製品に壓倒せらるゝであらうから、改良品の生産は將來有望な事業となるだらう。

附記

支那に於ては石臼一臺を稱し、斯業者に對してはこの所有盤數に依り税額の等級を定めつゝある、即ち一盤乃至二盤を三等、三盤乃至五盤を二等、六盤以上を一等として居る。

大正十三年間島(和龍、延吉、汪清)に於ける小麥粉並同粉粕生産表 (右支那、左日本)

縣別	白數	原料消費高			麥粉			粉粕		
		發動機數	小麥單價	價格	數量	單價	價格	數量	單價	價格
和龍	1,400	7,347.00	11,000.00	2,010.00	7,347.00	11,000.00	2,010.00	7,347.00	11,000.00	
同井火磨	1	2,500.00	3,000.00	750.00	2,500.00	3,000.00	750.00	2,500.00	3,000.00	
延吉	4,750	18,360.00	3,000.00	5,051.00	18,360.00	3,000.00	5,051.00	18,360.00	3,000.00	
汪清	1,400	5,870.00	1,500.00	1,661.15	5,870.00	1,500.00	1,661.15	5,870.00	1,500.00	
計	8,000	34,097.00	15,500.00	9,477.80	34,097.00	15,500.00	9,477.80	34,097.00	15,500.00	

備考 一、製造方法は一般在來式方法に依るも龍井火磨は吸入瓦斯發動機(十五馬力)を使用し製品の品質良好の評あり。

二、生産率は在來式の製法は普通小麥支一石、日一石二斗八升當粉支二百五十斤乃至三百斤、粉粕支七十斤乃至百二、三十斤を得るを以て、本表は其の平均率即ち麥粉支二百五十斤、日二百五十三斤、粉粕支百斤、日九十二斤を以てした。

龍井火磨は支石當麥粉支三百斤、日約二百七十六斤、粉粕支七十斤、日約六十四斤とする。

三、單價は各生産地に於ける平均相場を以てした。

大正十三年間島(和龍、延吉、汪清)に於ける荳油荳粕生産表 (右支那、左日本)

縣別	原料消費高			荳油			荳粕		
	荳	單價	價格	數量	單價	價格	數量	單價	價格
延吉	1,530.00	19,000.00	49,000.00	117.30	80,400.00	39,900.00	5,580.00	86,000.00	
和龍	3,800.00	49,000.00	131,500.00	26.80	10,107.00	5,400.00	1,780.00	3,400.00	
汪清	700.00	8,900.00	33,400.00	49.30	36,200.00	10,400.00	2,500.00	39,400.00	
計	2,690.00	33,500.00	115,800.00	115.30	37,400.00	35,300.00	9,480.00	1,400,950.00	

備考 一、單價は大正十三年末龍井に於ける時價に依る。

二、生産率は荳支一石、日一石二斗八升當に對し荳油は普通支六十斤乃至八十斤を生産するを以て其の平均支七十斤、日約六十三斤を以てし、荳粕は其の普通生産率十五枚(一枚支十斤、日約九斤)を以てした。

大正十三年間島(和龍、延吉、汪清)に於ける胡麻(支那名芝麻)油生産表(右支那、左日本)

縣別	原料消費高		生産	
	單價	價格	單價	價格
延吉	一五〇.〇〇	四、六〇八.〇〇	一三、五〇〇	八、一〇〇
和龍	一〇二.〇〇	二、四五七.六〇	七、二〇〇	四、三二〇
汪清	一〇〇.〇〇	三、〇七二.〇〇	九、〇〇〇	五、四〇〇
計	三三〇.〇〇	一〇、一三七.六〇	二九、七〇〇	一七、八二〇
備考	一、單價は大正十三年末龍井に於ける時價に依る。 二、生産率は胡麻支百斤當支四十斤内外の油を以て支一石當支九十斤とす。 三、胡麻の生産高に比し胡麻油の生産の少いのは、胡麻の盛現地に於て菓子及調味料として消費せらるゝものが約支五十石、日六十四石あるのと、製油原料として吉林及寧古塔方面に移出せらるゝものが多いの由る。			

大正十三年間島(和龍、延吉、汪清)に於ける亞麻仁(支那名胡麻)油生産表(右支那、左日本)

縣別	原料消費高		生産	
	單價	價格	單價	價格
延吉	一、七六二.〇〇	四九、六一七.九二	一四〇、九六〇	六三、四三二
和龍	二、二五三.〇〇	一六、一〇七.五二	四五、七六〇	二〇、五九二
汪清	七三二.一六	三二、二一五.〇四	九一、五二〇	四一、一八四
計	四、七四七.一六	九七、九四〇.四八	二七八、二四〇	一二五、二〇八
備考	一、單價は大正十三年末龍井に於ける時價に依る。 二、亞麻仁支一石、日一石二斗八升より油約支八十斤、日七十四斤を得る。 三、亞麻仁は製油原料として吉林及寧古塔方面に移出するもの多し。			

大正十三年間島(和龍、延吉、汪清)に於ける粉條子(豆素麵)生産表(右支那、左日本)

地名別	原料消費高		生産	
	單價	價格	單價	價格
小豆及綠豆	三五〇.〇〇	六、二七二.〇〇	五二、五〇〇	九、七一二.五〇
局子街附近	四八八.〇〇	二、三二九.六〇	一八.五	三、六〇七.五〇
東盛湧附近	一三〇.〇〇	一、九七一.二〇	一六、五〇〇	三、〇五二.五〇
龍井附近	一四〇.〇〇	一、二五四.四〇	一〇、五〇〇	一、九四二.五〇
銅佛寺附近	七〇.〇〇	一、二五四.四〇	一〇、五〇〇	一、九四二.五〇
頭道溝附近	八九六.〇〇	二、二六八.〇〇	二二、五〇〇	四、一六二.五〇
百草溝附近	一九二.〇〇	八二四.三二	六、九〇〇	一、二七六.五〇
穩城對岸附近	四六〇.〇〇	二七、八八三.五二	二一、四三六	四、三一七.九〇
計	一、九五六.〇〇	二七、八八三.五二	二一、四三六	四、三一七.九〇
備考	一、原料消費高は其の品種別數量明かならざる故區分掲記し難く、従つて之が價格も不明であるが、各粉條子生産地に於			

ける小豆及綠豆の平均價格を以て單價とした。但し原料は小豆、綠豆のみを使用せず、秘密裡に馬鈴薯を混入して生産費を低減するものあり。

二、生産率は原料支一石、日一石二斗八升當、粉條子支百五十斤、日約百三十八斤とする。

三、粉條子支一斤卸價格は普通十八錢乃至二十錢とする。

四、粕は家畜飼料に供するが賣買はしない。

第十七節 畜産

家畜及家禽は支鮮人共農家資産の一として、殊に牛馬は耕耘運搬及農作物の精製々造等その力に俟つことが多いので、支鮮人は皆能くこれを飼育し愛訓し柔順ならしめて、婦女兒童に至るまで巧みに御馭するまでに盛んに飼育されて居る。家畜の種類は飼養者の國籍に準じ、朝鮮人は朝鮮種を支那人は滿蒙種を飼ふもの多く、又近時に於ては露國人にして露國種（豚、馬、牛）を輸入するものがある。今その特質及飼育管理等に就て述べれば左の如し。

一、牛

牛は鮮牛、滿蒙牛（支那牛）露牛及雜種牛の四種に別れ、鮮牛最も多くして全頭數の約六割を占め、滿蒙牛これにつき約三割を有し、露牛及雜種牛は其の一割に過ぎぬ、各種別體質は左の如し。

(一) 鮮牛は主として咸北國境地方産のもの多く、體軀長大高さ牝牛三尺八寸乃至四尺牡牛は四尺二、三寸に及び牽引力並持久力に富むから力役に適し、其の毛色は赤褐色黒色黒白色赤白色斑斑等がある。角は短小にして蠟色をなし鼻鏡は肉色を呈し、頭部は短く稍四角形に近い。胸垂は大にして肩胸部は肉付良く且つ深廣である。背線平直にして長く後體の發育は前體に比して稍劣るが、體質良好と稱することが出来る。牽引力は八百斤乃至九百斤を有する。

(二) 支那牛は滿洲産及蒙古産のもの多く、稀に山東産のものもある。毛色は赤褐色赤白斑黒色虎斑（少數）純灰色（延吉縣朝陽川に飼養せる七、八頭あるのみ）等にして頭部短小顔面狭く蠟色の角を有し、前外方に彎曲し尖端相對して居る。骨格は平均して鮮牛に比し稍大にして、高さ牝牛四尺乃至四尺一、二寸牡牛四尺四、五寸に及ぶものもある。性質は溫和伶俐にして鼻貫を用ひずして使役し得、持久力及牽引力は鮮牛と大差ない。

(三) 露國牛は多くは烏蘇里方面より移入したもので、其の體軀は鮮牛と大差なく毛色は赤白斑白色赤褐色のもの多く角は大ならずして美麗なる蠟色を呈し前方に彎曲して居る。鼻鏡は白色或は肉色を呈し頭部大にして顔面短かく、性質は温順であるが、持久力及牽引力は六百斤乃至七百斤である。

(四) 雜種は多くは支那牛と鮮牛との雜種であり、發育良好で其の骨格は支鮮牛と大差なく、牽引力も鮮牛に劣らぬが持久力に乏しく、罹病及傳染病（牛疫）に對する抵抗力弱く、牛疫流行時に際してはこの種の牛から先づ斃れると謂はれて居る。毛は赤褐色及黒白色赤白色のもの多く、角は鮮牛より稍長大である。

飼養管理方法は鮮人は咸鏡北道と大差なく、牛舎は人家と同一棟内に僅に土間を隔て、之を設け、間口六、七尺奥行七八尺に區切り外部より高さ四尺三、四寸幅二尺四、五寸乃至三尺の出入口がある。床には厚さ約二寸の板を張つて糞尿の排除に便ならしめ、三方の壁には高さ四、五尺の腰板を張り、土間に面して食槽がある。舎内は光線を受くべき設備がなく、一年を通じて乾燥せぬために不快の臭氣を發して不潔極まるものであるが、鮮牛は之に慣れてこれがために發病したことがないと言ふ。飼料は冬季は粟稈、稗稈等を細割し、これに大豆、大麥、稗或は麩子（穀類の皮糠）を混ぜて炊いたものを與へるが、一日三回飼にして約三貫目の稈類と麩（三、四升）或は大麥（二升）又は稗（二升五合）を與ふるのを普通とし、尙勞働牛には特に大豆（二、三升）を給するが、何れも夏期は生草を食するから冬期の約二分の一を給すれば足りる。支那人は鮮人と異り半放牧式にして且つ自由交尾をなさしめて蕃殖せしめつゝあるが、春秋の農繁期

に於ても一日一回は放牧し、冬期の如きは附近の畑地（殊に大豆畑）に終日放ち置いて居ても、日没に至ると自ら自家に歸り來ると謂ふのである。牛舎は主屋の冬に奥行六、七尺幅二間乃至四間の長方形の粗造なる茅葺の建物を設け（納屋様の家屋を築くものもある）、三方は細き丸太若しくは二寸位の板を以て壁となし、入口の一方は開放して牛の出入に支障なからしめ、食槽は舎内及舎外に各一備を設くるのを普通としてゐる。飼料は耕耘及運搬に使用するときは一、二、三回、然らざるときは一日夜一回を與ふるのであるが、その一回供與飼料は粟稈、稗稈等の稈類約五百匁の外豆粕（二、三升）大麦（約五匁）高粱（約二、三匁）穀子（七、八匁）の内何れかを給與する。又支那人間には冬季各家の牛を一定の期間預託して放牧の請負を爲すものもある。其の一人の管理頭数は二十頭乃至三十頭にして、管理方法は附近四、五里の地域内の良草繁茂した地を選び、巡回放牧をなすのである。其の手数料は一頭に付一ヶ月約一圓五十錢乃至二圓である。牛の価格は皮肉の価格の高低によつて一定しないが、大正十三年に於ける價格の標準は左の如し。

優等牛	一五〇—二〇〇 ^円	特に運搬用に使用され其の牽引力九百斤以上を有するもの
一等牛	一〇〇—一五〇	特に耕耘及種牛として價値あるもので其の牽引力七百斤以上を有するもの
二等牛	五〇—一三〇	最劣等なるもの及五歳以下の幼牛にして其の牽引力も六百斤内外のもの

牛肉價格は牛皮の相場の變動によつて高低甚だしく、最低支那一斤（日一四七匁）十二錢より最高二十五錢の間を上下しつゝありて、大正十三年は二十錢内外であつた。牛皮は主要畜産物に屬し、支那人は之を鞣して馬具又は靴を製し、其の需要多く一枚七、八圓の價格を有して居る。

二、馬

馬の種類としては鮮馬、蒙古馬、滿洲馬、露馬及日本改良馬（軍隊の廢馬）等があるが、主として鮮馬、支那馬（蒙古馬、滿洲馬）の二種が多い。

(一) 鮮馬は純朝鮮種にして毛色、青色又は鹿毛最も多く、體軀矮小高さ三尺二、三寸乃至三尺四、五寸に過ぎないが比較的強健にして脚力も亦強く、牛馬車の通ぜない山間の地に能く貨物を駄載して通過することが出来る。牽引力は二百斤内外にして駄載力は百七、八十斤とし、一日の行程は普通十里乃至十二里とし、飼育及管理は鮮牛と大差はないが、飼料は牛の半量で足る。

(二) 支那馬は滿蒙種にして毛色、蒼毛、栗毛、白色、青色、斑毛、駁毛最も多く、軀幹は一般に短小にして被毛は粗剛なる故に外觀は美しくない。性質は怯懦、且つ物に驚き易いけれども、人意に従ひ力量比較的強くして持久力に富み、耕耘挽馬としては最も適當してゐるが、歩尺短かく速度駁ならざる故に乘馬用としては不適當である。其の牽引力は四百斤内外にして駄載力は二百五十斤である。（支那人は馬車一輛に對し馬三頭乃至七、八頭を着ける）飼育及管理は厩は牛舎と大差はないが、多くは厩外に置く習慣である。飼料としては大豆粕及稗稈、稻稈等を與へ、牛と同じく使用しない時は多く放牧を主とし、交尾は三月又は八月に行ひ、分娩の前後約一ヶ月は使用しない。

(三) 露西亞馬及日本馬の多くは軍隊の廢馬で、其の飼育及び管理の方法等適切でないために輸入後一、二ヶ月して馬の價値を認め得ざる程度に變化し、持久力及牽引、駄載力等は支那馬に劣る現状にある。

馬の價格は農繁期、飼料及軍隊の徵發等の關係によつて高下を生ずるが、大正十三年度に於ける平均價格は左の如し。

優良馬	二〇〇—二五〇 ^円	乗用及客馬車に使用し得る優良馬
一等馬	一五〇—一九〇	乗用及荷馬車に使用し得る良馬
二等馬	九〇—一五〇	荷馬車及農耕用に適するもの
三等馬	五〇—一二五	農耕用、厩房用、駄用に適するもの

馬肉は之を食するものは少ないが、馬皮は鞣して馬車具及靴に使用し一枚約四、五圓の價格がある。

三、騾

騾は滿洲産及蒙古産の馬の牝に驢の牡を配して産したもので、馬に比して軀幹長大にして其の高さ四尺五、六寸乃至五尺に及び、頭部は大にして耳長く肢部及尾は驢に類似し、毛色は驢に似て褐黒色及黒色のもの多く、其の性質は怯懦ではあるが、温順にして能く人意に従ひ、牽引力強く特に駄載力は二百五十斤より三百斤を有し、堅忍にして重役に堪へ飼料は馬の半量にて足り、疾病に罹ることは殆んど稀れであるが、生殖器機能不完全にして蕃殖力を有せず、十七、八歳を以て終る。価格は平均馬よりは高價であるのを普通とするが、乗用に適せざるために優良騾は優良馬に比して安價である。その価格は左の如し。

優 良 騾	一〇〇—一七〇 ^円	荷馬車、客馬車用に適するもの
一 等 騾	七〇—一五〇	荷馬車、農耕に適するもの
二 等 騾	五〇—一四〇	駄用、磨房用、農耕に適するもの

四、驢

驢は朝鮮産及滿洲産のもので、毛色灰褐色にして被毛は粗剛であり、背線より頭部が大であつて、顔面楔状を呈し眼瞼は大である。四肢は細くして白色のものも多く、比較的強健にして性質は頗る温順であるが怯懦である。其の高さは二尺七、八寸乃至三尺一、二寸にして、牽引力駄載力に乏しき嫌ひはあるが、穀物の精製及製粉用石等を挽くに適して居る。尙朝鮮への乗用とするものもあるけれども、歩尺短かく適當でない。その価格は左の如し。

優 良 驢	二〇 ^円 —一五 ^円	外觀美且稍大なるものにして驢の種驢となるもの
普 通 驢	一五— 八	普通一般に飼育するもの

五、豚

豚は支那豚、朝鮮豚及露國種があるが主として支那豚の在來種が多く、支那豚は毛色純黒色のもの多く、稀に鼻端、脚部、腹部に白色のものがある。被毛は粗剛にして長く頭は廣大にして口端突出して喇叭状をなし、脚は短いが強く、蕃殖力に富み一回の分娩に能く十五、六頭を産するものがある。飼育及管理方法は鮮人は舎飼するもの多く、庖厨の殘滓及糞(穀物の皮糠)及雜草を與ふるのであるが、支那人は概して放養し豚舎として園庭に木柵を圍み食槽を置き燒酒粕高粱麩(高粱の皮糠)麥粉及庖厨の殘滓を適宜に與へ、日中は多く舎外に放置するのであるが、その數二十頭を越ゆる時は牧夫を附して附近の山野河邊に放牧せしめる。豚肉の価格は支那一斤(日一四七匁)二十五錢乃至三十錢である。

六、綿羊及山羊

(一) 綿羊は支那種及蒙古種の雜種である。外蒙古 吉林より移入したもので、短毛の丘陵種に屬し、毛色白色にして頭部及顔に茶褐色及黒色の斑點あるものがある。體質強健能く風土の變化飼育の粗惡に堪へ高さ二尺二、三寸乃至四五寸に及び、發育良好なるものは體重二十五貫を有し、毛量は一年一回剪にして平均二斤半であるが、飼育の方法が宜ければ平均三斤を得ることが出来る。飼育及管理の方法は全部放牧にして、毎朝日出後舎外に出し露の乾くの見計らつて附近一、二里の地域に於て良草の叢生してゐる山野(野生のルーサンの多い所)を選んで巡回放牧し、風雪の日に雖も休むことがない。又冬季は野菜畑、大豆畑、玉蜀黍畑等を選んで放牧し、其の穀粒の落残してゐるもの及び葉莖を食せしむるのであるが、分娩前後のものに對しては特に分娩前一兩日及分娩後約二週間は放牧せぬ、即ち舎内に置き大豆穀及其の葉莖或は粟稈、稻稈を細割し、一日約四、五百匁を與へ補食として玉蜀黍及高粱一日約一合を與ふる(之等穀類を多量に食せしむるときは鼓脹病を起すために極少量を與へるのを可としてゐる)。羊舎は特に南向を選び比較的面積を廣く取り、其の周圍は高さ約一丈の板圍を爲し、圍内の面積約二分の一は板或は高粱稈を以て簡單な覆を作つて雨露を防がせる。而して羊舎は最も清潔を要するので、日々舎内を掃除し日光を透して乾燥せし

め、糞尿の濕氣は砂を撒いて防がないときは腐蹄を起すので、飼育者は特に茲に意を注ぎつゝある。価格は平均一頭八圓内外であつて、肉は支那一斤(日一四七匁)三十五錢乃至四十錢羊毛は二十五錢内外である。

(二) 山羊は綿羊と同様支那種及蒙古種に屬し、外蒙古及吉林より移入したものである。飼育は綿羊と混飼し而も綿羊と異るところがない。価格は一頭四圓乃至五圓にして、其の肉は支那一斤(日一四七匁)三十五錢内外である、毛は價值なしと謂ふ。

七、犬、猫

(一) 犬は支那種及朝鮮種の二種があり、支那種は滿洲産のもの多く體格偉大で長毛密生し、毛色は黒、白、赤、灰白灰褐、又は狸白の駁等がある。性勇敢にして番犬に適し、皮は防寒衣及敷物とする。朝鮮犬は體格大ならずして外觀頗る貧弱で、性質も亦怯懦であり、夏季屠殺して食用に供せられるものが多い。

(二) 猫は愛甌川に飼育せられ、其の皮は防寒用帽子等に製する。

八、家禽

家禽としては鶏、家鴨、鶯等にして、鶏を主として飼育する者が多い。左にその概要を記す。

(一) 鶏は朝鮮種及支那種の雜種にして雜駁混淆して居る。單冠にして肉髯は粗大であるが、能く發育し赤褐色にして光輝ある長き頸羽及鞍羽と綠黒色の光ある羽毛を有し、體は狹長にして胸は穹隆し、脛は黄色にして裸下體の羽毛は灰黑色をなし、風姿優麗なる朝鮮在來種の如きものがある。又單冠にして尾極めて短く、軟毛中に被はれて脚羽生じた名古屋コーチンの如きものがある。概して舉動輕快、體質強健にして殊に寒氣に堪へ、能く産卵して一年の産卵百顆以上に達するものがある。卵は大きくなく其の重さ十二匁内外で卵殻は黄褐色或は灰色を呈し、概して巢性強く育雛巧みであるが肥育性に乏しく、體格小にして雄鶏と雖體重五百匁を超ゆるものは稀れである。飼育及管理方法は至

つて放任的であつて、簡単な鶏舎を設くるものもあるが、多くは牛舎、馬小屋の隅に棚を釣つて夜間これに宿らしめ晝間は晴雨の區別なく放飼し、老幼婦女子の閑暇あるときは小量の穀類を與ふる外は多くは顧みない状態であるに拘らず、鶏コレラ等の傳染病の蔓延するのは一の奇觀である。鶏の価格は一羽三十五錢より四十錢であるが、冬季は稍高價であり、卵は一個三錢内外である。

(二) 家鴨は北京ダツクの如く、灰色或は白色の光輝ある青色の頸卷毛を有するものであつて、舉動頗る輕快體質強健にして發育甚だ良く、體重七、八百匁を有するものも尠くはない。産卵も鶏に劣らず一羽で能く八、九十顆(一顆重量十四、五匁を有するものがある)に達するものがある。

(間島地方に飼育する家鴨は北京ダツクの如く陸地に於て飼養するに適し、冬期間は水浴をなさしめずして飼料の飲水を加へて與ふれば、罹病しないのみならず傳染病に罹るものも少なく、家畜として最も風土に適するのである、これが飼育者の少ないのは其の肉の味が鶏に劣り價格も廉いためであるが、支那人は其の卵を鹽漬にしたものを嗜み鶏卵以上の價格を有してゐる)。

二、鶯

鶯は特記すべき事項がないので茲に省略する。

間島(和龍、延吉、汪清)に於ける家畜家禽の總數及生産消費斃死概表 (大正十三年末調)

種別	所有戸數	總頭數	平均單價	總價	一ヶ年生産頭數	一ヶ年消費及斃死數	
						消費	斃死
牛	鮮 二、三、四、四、九 支 一、四、四、〇	二八、二五、四	五七、〇〇、〇〇	一、六、一〇、四七八、〇〇	二、八、九七	九〇〇	九四〇〇